

(案)

## 福島復興再生基本方針 目次

|                                                                       |    |
|-----------------------------------------------------------------------|----|
| はじめに                                                                  | 1  |
| <b>第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生</b>                                          |    |
| 第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項                                     |    |
| 1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義・目標                                             | 4  |
| 2 福島の復興及び再生の基本姿勢                                                      | 8  |
| 第2 福島復興再生計画の認定に関する基本的な事項                                              | 13 |
| <b>第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生</b>                                           |    |
| 第3 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項                       |    |
| 1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方                                               | 19 |
| 2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項                        | 23 |
| 3 公益社団法人福島相双復興推進機構への国職員の派遣等                                           | 35 |
| 4 帰還・移住等環境整備推進法人による帰還・移住等環境整備事業計画の作成等の提案等                             | 36 |
| 第4 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項          | 37 |
| 第5 特定復興再生拠点区域復興再生計画及び特定帰還居住区域復興再生計画の認定に関する基本的な事項                      | 43 |
| <b>第3部 福島全域の復興及び再生</b>                                                |    |
| 第6 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項 |    |
| 1 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための施策の必要性・基本的な考え方           | 51 |
| 2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための基本的な施策                   | 51 |
| 第7 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項                    |    |

|     |                                                                                     |    |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1   | 原子力災害からの産業の復興及び再生に関する施策の必要性・基本的な考え方                                                 | 63 |
| 2   | 産業の復興及び再生のための施策                                                                     | 63 |
| 3   | 産業の復興及び再生に係る規制の特例及び課税の特例                                                            | 69 |
| 第8  | 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な<br>施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本<br>的な事項 |    |
| 1   | 新たな産業の創出等に寄与する施策の必要性・基本的な考え方                                                        | 71 |
| 2   | 新たな産業の創出等のための施策                                                                     | 71 |
| 3   | 新産業創出等研究開発基本計画の策定                                                                   | 83 |
| 4   | 福島国際研究教育機構に関する施策                                                                    | 84 |
| 第9  | 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携<br>に関する基本的な事項                                   | 90 |
| 第10 | その他福島の復興及び再生に関する基本的な事項                                                              |    |
| 1   | 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置                                                         | 92 |
| 2   | 国、福島県及び県内市町村の間の連携並びに推進体制等                                                           | 97 |
| 別表  | 福島復興再生計画の制度において活用することができる規制の特例                                                      | 98 |

# 福島復興再生基本方針

## はじめに

東日本大震災<sup>1</sup>は、被害が甚大であり、かつ、被災地域が広範にわたる未曾有の大災害であるが、特に、福島<sup>2</sup>は、地震及び津波による被害のみならず、それらに伴う原子力災害<sup>3</sup>により、放射性物質による深刻かつ多大な被害を受けた。

その結果、当時、警戒区域<sup>4</sup>及び計画的避難区域<sup>5</sup>を始め広い地域で住民が避難し、ふるさとを離れて生活することを余儀なくされ、令和7年8月現在でも、福島全域でいまだに約2.4万人が県内外で避難生活を送っている状況である<sup>6</sup>。また、帰還困難区域<sup>7</sup>の大部分では、今なお避難指示が継続しているほか、大熊町・双葉町においては、福島県内の除染により発生した除去土壌等を管理・保管する中間貯蔵施設の整備・運営が行われている状況にある。

「福島県の原子力災害による避難指示区域等の住民意向調査」（令和6年度）によれば、双葉町、大熊町、富岡町及び浪江町では「戻らない」と回答した住民の割合が5割程度となっており、「戻りたい」と回答した住民の割合は1割程度にとどまっている。一方で、「まだ判断がつかない」と回答した住民の割合も1～2割程度となっており、住民の帰還促進は引き続き重要な課題である。

また、福島の産業は、多くの地域で放射性物質による生産基盤等の汚染による被害が発生したことに加え、福島全域で風評被害による大きな打撃を受け、生産活動・経済活動を長期間再開できない地域が生じた。今もなお放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因して農林水産業や観光業を中心として風評被害の影響が残り、福島の産業に影響を及ぼしている。諸外国・地域における輸入規制についても、あらゆる機会を捉えて働きかけを行い、50か国・地域で撤廃を実現しているものの、依然として、5か国・地域が規制を継続している（令和7年11月現在）。

さらに、福島の復興及び再生の担い手である福島の市町村の一部では、地震、津波、原子力災害への直接的な対応にとどまらず、令和元年東日本台風や令和3年福島県沖地震、令和

---

<sup>1</sup> 福島復興再生基本方針では、「震災」と記載されているものは「東日本大震災」を指すこととする。

<sup>2</sup> 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第4条第1号に規定する福島県の区域をいう。以下同じ。

<sup>3</sup> 法第4条第3号に規定する原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。

<sup>4</sup> 法第4条第4号イに掲げる指示であるものの対象となっている区域をいう。以下同じ。

<sup>5</sup> 法第4条第4号ロに掲げる指示であるものの対象となっている区域をいう。以下同じ。

<sup>6</sup> 福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1801報）令和7年9月8日」

<sup>7</sup> 法においては、「特定避難指示区域」（第17条の2第1項）と定義している。以下同じ。

4年福島県沖地震に加え、新型コロナウイルス感染症等への対応により、その機能が十分に発揮できない状況が続いている。

他方、東京電力福島第一原子力発電所の事故から14年余りが経過した。平成31年4月には、東京電力福島第一原子力発電所立地市町村として初めて、大熊町に設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域<sup>8</sup>が解除された。令和2年3月には、双葉町に残る避難指示解除準備区域の避難指示が解除され、帰還困難区域を除く全ての避難指示区域が解除された。また、令和5年11月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域<sup>9</sup>の避難指示が全て解除された。加えて、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第49号。以下「令和5年改正法」という。）により、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域において、帰還意向のある住民全員の帰還を実現できるよう、帰還する住民の生活の再建を目指すための「特定帰還居住区域」<sup>10</sup>を設定することが可能となった。これにより、帰還意向調査の結果を踏まえ、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村では、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、令和7年7月までに内閣総理大臣が認定を行った。このように、長期間、帰還が困難であるとされた帰還困難区域において、初めて住民の帰還が可能となるなど、福島の復興及び再生に向けた取組には着実な進展が見られる一方で、避難生活の長期化に伴って、健康、仕事、暮らしなどの様々な面で引き続き課題に直面している住民もいる。

このような福島全域にわたる特殊な事情を踏まえ、福島の復興及び再生を更に進めるには、中長期的対応が必要であり、第3期復興・創生期間<sup>11</sup>においても引き続き国が前面に立って取り組む。

令和2年6月には東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、第1期復興・創生期間後の復興を支える仕組み、組織及び財源について必要な法律上の手当てを盛り込んだ復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下「令和2年改正法」という。）が成立したところである。地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なることを踏まえ、地域の実情を丁寧に把握し、それに応じた施策をきめ細やかに実施していくことが重要である。具体的には、それぞれの地域の実情や特殊性（中間貯蔵施設の受入等）を踏まえながら、福島12市町村<sup>12</sup>の将来像の具現化を含め心のケア等の被災者支援等のほか、避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の整備、福島イノベーション・コースト構想<sup>13</sup>を軸とした

<sup>8</sup> 法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域をいう。以下同じ。

<sup>9</sup> 法第17条の2第1項に規定する「特定復興再生拠点区域」をいう。以下同じ。

<sup>10</sup> 法第17条の9第1項に規定する「特定帰還居住区域」をいう。以下同じ。

<sup>11</sup> 「第2期復興・創生期間」の次の5年間である、令和8年度から令和12年度までの期間。以下同じ。

<sup>12</sup> 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村

<sup>13</sup> 平成26年6月 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会。以下同じ。

産業集積、事業者・農林水産業の再建、風評の払拭に向けた取組等を引き続き進めるとともに、居住者数の減少した被災市町村において、移住等<sup>14</sup>の促進、関係人口や交流人口の拡大、魅力ある働く場づくり等、新たな地域づくりに資するよう、新たな活力を呼び込むための取組を進める。

帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興・再生に取り組んでいく。

避難生活の長期化や恒久住宅への移転等に伴う被災者の心身の健康の維持やコミュニティの形成、生きがいくつくり等の「心の復興」とともに、自らの人生設計を描くことのできる「自立」を目指し、それを支える生活基盤や経済基盤を創るために、官民一体となった「協働」が求められている。そのためには、地域住民、市町村、県、国及び国民の「オール・ジャパン体制」をより一層強化していかなければならない。

さらに、令和元年東日本台風や令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震等による被害に対して、東日本大震災からの復旧・復興事業に遅れが生じないように、対応に万全を期するとともに、福島における新型コロナウイルス感染症の影響について、状況を注視し、感染拡大防止に配慮した事業の実施や事業内容の変更への柔軟な対応等により、復興事業に支障が生じることのないよう、関係機関と連携して福島の復興及び再生を着実に推進する。

政府は、福島の復興及び再生を進めるため、東日本大震災による被災地域全体を対象とした東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「復興特区法」という。）に加えて、原子力災害からの福島復興再生協議会における国と福島県、県内市町村との間の協議等の結果を踏まえ、法を制定した。

法において、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負い、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有することを真摯に受け止め、各府省庁が、当事者として、この責任を共有し、政府一体として、原子力災害の被災者に十分に寄り添って、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針として、法第5条第1項の規定に基づき、この福島復興再生基本方針（以下「本方針」という。）を定めるものである。

---

<sup>14</sup> 原子力災害の被災者以外の者の移住及び定住をいう。以下同じ。

## 第1部 原子力災害からの福島復興及び再生

### 第1 原子力災害からの福島復興及び再生の意義及び目標に関する事項

#### 1 原子力災害からの福島復興及び再生の意義・目標

今般の原子力災害は、大規模な自然災害にとどまらない極めて深刻かつ特殊な被害をもたらし、福島が築き上げてきた自然、社会、経済の基盤を、県内全域にわたって根底から揺るがすものである。また、その被害の克服は、福島県や県内市町村の力を大きく超えるものとなっている。今般の災害は、我が国がいまだかつて経験したことのない原子力災害であり、この災害は福島が国のエネルギー政策や産業政策に寄与する中で生じ、我が国の経済成長を支えてきた福島に重大な制約を与えるものとなったことを、国として真摯に、かつ厳に重く受け止める必要がある。さらに、国は、今般の原子力災害が政府自身への信頼についても影響を与えていることを十分認識し、引き続きその回復に努めなければならない。

福島の復興及び再生は、東日本大震災からの我が国の復興の一環にとどまらず、世界に誇ることのできる活力ある日本を再生していくために不可欠な要素である。

この前例のない原子力災害に国民全体が一丸となって、あらゆる<sup>えいち</sup>叡智と力を結集して乗り越えなければならない。まずは、福島再生の大前提である東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策について、事故炉の廃炉というこれまでにない大きなチャレンジとなる難題であるが、国が前面に立ち、国内外の最高<sup>えいち</sup>の叡智を結集することにより、廃止措置終了に向けて安全かつ着実に成し遂げる。また、福島の復興及び再生を進める際には、今日のグローバルな世界の一員として、国際社会との<sup>きずな</sup>絆を強化し、諸外国の様々な<sup>えいち</sup>叡智と活力を取り込むとともに、福島<sup>きずな</sup>の力強い復興及び再生の姿を国際社会に対して発信していくことも重要となる。

政府は、「福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なし。」との考え方の下、福島の復興及び再生を国政の最重要課題と受け止め、原子力災害によって福島にもたらされた深刻な事態の記憶と教訓を決して風化させることなく、これからも、原子力災害に対する福島の住民の怒りや悲しみに共感し、福島の住民に寄り添いながら、誇りと自信を持てるふるさとを取り戻すことができるまで、その責務を真摯に、かつ、国の威信をかけてあらゆる知恵と力を結集し、総力で実行していくものである。

これまでの取組によって福島の復興及び再生は着実に進展してきており、令和2年3月には、全ての避難指示解除準備区域・居住制限区域の解除が実現し、避難指示の対象人口・区域の面積は、区域の設定時と比較しておおむね7割減となっている。避難指示の解除は

ゴールではなく、復興に向けたスタートであり、解除後も、政府一丸となって復興・再生に取り組む。

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、政府一丸となって、まずは特定復興再生拠点区域について、各町村の認定計画に定められた避難指示解除の目標時期を目指して、家屋等の解体・除染やインフラ整備を進めるとともに、買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の帰還環境整備を進め、令和4年から令和5年までにかけて、葛尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び飯舘村の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。また、引き続き、除染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。さらに、避難指示解除後の帰還・居住に向けた動きを加速させるため、各町村との個別の議論による取組の方向性を踏まえつつ、福島再生加速化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により、ハード・ソフト両面から特定復興再生拠点区域の円滑かつ迅速な整備を支援する。

帰還困難区域を抱える7市町村のうち、6町村<sup>15</sup>については、地方公共団体ごとに状況が大きく異なることから、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還・居住に向けた課題について、引き続き、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推し進めていく。また、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、環境放射線モニタリング等を確実にかつ計画的に実施し、その結果を分かりやすく情報提供するとともに、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」<sup>16</sup>に基づき、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていく。その際、国及び地元の地方公共団体は、住民の帰還意向確認を複数回にわたり実施する。また、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減させ、避難指示解除及び住民の安全・安心に万全を期すため、国は、除染の手法・範囲について、十分に地元の地方公共団体と協議しながら、検討する。このような方針を実現するため、令和5年改正法により、特定復興再生拠点区域外に帰還する住民の生活の再建を目指すための特定帰還居住区域を設定できる制度を創設し、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村では、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、令和7年7月までに内閣総理大臣が認定を行った。引き続き、帰還意向のある住民全員が帰還できるよう必要な取組を進めていく。残された土地・家屋等の扱いや森林における活動の在り方についても、帰還意向の確認や特定帰還居住区域復興再生計画の認定に伴い、除染及び避難指示解除の対象範囲が明らかに

<sup>15</sup> 特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成している双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村をいう。

<sup>16</sup> 令和3年8月31日 原子力災害対策本部・復興推進会議。

なってくることも踏まえ、その進捗にあわせて、地元の地方公共団体と丁寧な協議・検討を進めていく。個別に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。

また、「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」<sup>17</sup>で提示された、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みについて、国は、各地方公共団体の意向を十分に尊重し、運用していく。なお、帰還困難区域においては、発災から14年余りが経過し、荒廃が進んでいるところ、当該区域の荒廃抑制対策や鳥獣被害対策、防犯・防災対策等を進める。

法第1条に、原子力災害からの福島復興及び再生は、「原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえて行われるべきである」と規定されていることに鑑み、国は、以下に掲げる目標を早期に実現するため、自主避難者を含む避難を余儀なくされた方々の支援やふるさとへの帰還に向けた条件整備はもとより、原子力災害からの福島復興及び再生のための本方針に定める各種の取組を総合的・計画的に、かつ、責任を持って継続的に講ずる。

その際、法に基づく福島復興再生計画に加え、福島県及び県内市町村の自主性・自立性を尊重しつつ、福島県の復興計画や県内市町村の各種の復興計画等を十分踏まえ、それらに盛り込まれた取組と的確に連携し、「新生ふくしまの創造」の実現を推進するものとする。

また、福島復興及び再生を進めるためには、女性のリーダーとしての活躍や、こども、障害者等を含めた多様な担い手の参画がより一層重要となる。復興のあらゆる場、組織への女性を始めとする多様な主体の参画拡大を進め、復興を一層推進していく。

## (1) 安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの地域で自然環境に深刻な影響を被った福島において、住民が安全に安心して暮らせる生活の場を取り戻すことは、住民のふるさとでの定住や、産業を始め地域の活力を確保する上で不可欠であり、「新生ふくしまの創造」の取組を進める前提である。

東京電力福島第一原子力発電所の事故がもたらした福島の住民、特に子育て世代の生活環境上の様々な不安を解消し、次世代を担うこどもたちが住み慣れたふるさとで安心して暮らし、心豊かにたくましく育つことができる環境は、当然確保されるべきものであると同時に、地域が持続していくための基礎であり、経済、文化等の面における地域の活力の創出のために不可欠の要素である。

---

<sup>17</sup> 令和2年12月25日 原子力災害対策本部。



このため、福島住民が、健康上の懸念を始めとする生活環境上の様々な不安から解放され、確かな安全と安心を実感しながら福島で暮らし、また、次世代を担うこどもを安心して生み、育てることができる生活環境を実現していくことを目標とする。その際、女性を含む生活者の視点を取り入れていくものとする。

## (2) 地域経済の再生

原子力災害は、福島の農産物の作付制限や出荷制限、漁業の操業自粛といった直接の被害に加え、いわゆる風評被害として、農林水産物を始めとする福島県産品の買い控え、出荷量の減少、価格の下落、海外からの旅行者を含む観光客の福島全域における大幅な減少等を引き起こし、県内の事業所等が県外へ流出するなど、福島の産業と雇用に、深刻かつ多大な被害を及ぼしてきた。

このため、これまでの農林水産業、商工業、観光業等の確実な復興及び再生により、既存企業の県外への流出を防止し、産業の再生を図ることはもとより、再生可能エネルギー・医療関連産業等の創出・集積や国際的な研究開発拠点の整備等、新たな産業の創出等による地域経済の活性化、さらには雇用の拡大やきめ細かな職業紹介等による雇用の安定を図り、福島全域の地域経済を再生することを目標とする。

## (3) 地域社会の再生

福島では、地震、津波による災害とそれに伴う原子力災害により、自主避難者を含め、避難を余儀なくされた方々が多数おり、地域社会に甚大な被害や影響が生じた。特に、多くの若い世代が避難したことにより、避難指示が出された地域を中心として、祭り等の地域の伝統・文化の継承、文化活動やPTA活動等の地域での活動が存続できない事態が今なお続いている。

このため、地域のコミュニティの維持や福島県内外の避難者、帰還者、避難しなかった者全ての住民の一体性・絆<sup>きずな</sup>の確保や心のケアを図りつつ、被災者の支援やふるさとへの帰還の支援、公共インフラの復旧・整備等の復興まちづくりを進めるとともに、治安、教育、医療、保育、介護等、住民生活の維持のための基本的な支えを再建し、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができる地域社会を再生することを目標とする。加えて、福島住民や避難者に寄り添い、支え合うことを国民全体に繰り返し呼び掛けていくとともに、被災者が健康で安心して生活を送ることができるよう、心身のケアに対する支援を継続して行っていく。その際、被災者の多様な実情にも留意しながら地域コミュニティの再生に向けて取り組むことが必要である。

あわせて、住民の帰還環境の整備に加え、移住等の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくり等、新たな地域づくりに資するよう、新たな活力を呼び込むための取組についても積極的に進める。

また、これらの目標の実現に向けて、国は、福島復興及び再生に当たり、福島県が掲げる、福島において原子力に依存しない社会づくりを目指すという理念を尊重して取り組む。

その前提として、国は、東京電力福島第一原子力発電所の安全管理について、東京電力による実施計画に基づく安全規制を通じて安全確保に万全を期す。また、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策について、引き続き、「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（令和元年12月27日廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議。以下「中長期ロードマップ」という。）に基づき、国は前面に立って、安全かつ着実に進めるとともに、迅速かつ分かりやすい情報発信を強化する。

さらに、福島県内の除去土壌等を安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、必要な施設の整備・運営を、国が責任を持って行うとともに、特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を、地域の理解を得ながら安全かつ確実に実施する。また、中間貯蔵開始後30年以内の福島県外最終処分に向け、国として責任を持って取り組むとともに、大熊町・双葉町における中間貯蔵施設を含む地域の復興や再生の在り方について、今後検討を進める。

## 2 福島の復興及び再生の基本姿勢

福島の復興及び再生には、中長期的対応が必要であり、第3期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って取り組む。

国は、法に基づき、福島の復興及び再生を進めていくに当たっては、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針<sup>18</sup>等や、復旧・復興に長期間を要するなどの原子力発電所の事故による災害という特殊な事情を踏まえつつ、長期にわたることが見込まれる本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を確保し、以下の基本姿勢で、責任を持って臨むこととする。

### （1）福島全域と避難指示・解除区域という二つの観点からの復興及び再生の実現

今般の原子力災害は、東京電力福島第一原子力発電所の事故から14年余りが経過し、放射線量は低下しているものの、風評被害が引き続き、生活、産業等の分野に影響を及ぼ

---

<sup>18</sup> 令和7年6月20日閣議決定

している。放射線の被ばくに関しては、低線量の地域であっても健康への不安を感じている人もいる。こうした風評被害による影響や健康への不安は、浜通りのみならず、中通り・会津地方にまで及んでおり、福島全域において、風評対策、産業の復興及び再生、健康不安の解消等を進める必要がある。

また、今般の原子力災害が、かねてからの過疎化や若年世代の減少、中山間地域を含む地域の活力低下等、地域の停滞に一層の拍車をかけていることから、福島全域で復興及び再生を進める取組は、地域力の育成や<sup>きずな</sup>絆の醸成、地域特性をいかした就業機会の創出、ゆとりと潤いのある生活環境の実現と生活の基盤づくり等個性的で魅力ある地域づくりと密接に関連し、これに資するものであることが求められる。一方、福島全域の復興及び再生に当たっては、福島の特性を十分にいかし、県内各地に誘致した政府機関、研究機関等の拠点の活用を図ることにより、災害復旧という観点を超え、今後の我が国の関係分野で先導的な役割を果たす地域となることも求められる。

これに対して、双葉郡を始めとする避難指示・解除区域（避難指示区域及び避難解除区域をいう。以下同じ。）をその区域に含む市町村においては、避難指示解除準備区域・居住制限区域の全てと帰還困難区域の一部の避難指示が解除され、これらの地域の復興及び再生の着実な進展が見られるが、帰還困難区域の大部分では今なお避難指示が継続している状況にある。加えて、大熊町・双葉町では、福島の復興に不可欠な施設である中間貯蔵施設を受け入れている。こうした特殊な事情に的確に対応し、個々の被災者に寄り添った施策を講ずるとともに、ふるさとへの帰還のための準備と、全ての避難者への支援とを一体的かつ相互に連携を図りながら実施し、さらには、被災した市町村が、その機能を十分に発揮できるような取組を引き続き講じていく必要がある。

その際、これらの地域が、復旧・復興に特に長期間を要する状況にあることに鑑み、これに適切に対応することができるよう長期にわたり十分な配慮を行う。

また、これらの地域の復興及び再生に当たっては、浜通りにおける連携の再生と強化を図っていくため、浜通りの南北の交通ネットワークはもとより、浜通りと中通り・会津地方との東西の広域的なネットワークと連携の確保と強化を図っていく必要がある。

さらに、これらの地域の復興及び再生に際しては、多数の避難者を受け入れている地方公共団体の果たす役割も大きく、国は、福島県、避難指示・解除区域市町村（避難指示・解除区域をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。）及び避難者を受け入れている地方公共団体と十分な協議を行い、引き続き対策を講ずる必要がある。

福島の復興及び再生に当たっては、県土構造や地理的条件の特性・優位性に配慮しつつ、福島全域での復興及び再生と避難指示・解除区域の復興及び再生という二つの観点から、各々に必要な取組をそれぞれの的確に講じていくことが重要である。国は、こうした観点に立って、地域の実情に配慮しつつ、それぞれに必要な取組を、足並みを揃え、かつそれぞ

れに責任を持って推進していくことにより、福島の一體的な復興及び再生を実現する。

## (2) 原子力災害による被害を受けた福島の特種な事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施

原子力災害により避難を余儀なくされている方々の多くは、ふるさとにいつ帰ることができるか、帰っても生活環境が整っているのかどうか等の不安を感じている。さらに、多くの地域で原子力災害に伴う農林水産物の出荷制限や作付制限等といった直接の被害にとどまらず、放射線による影響への不安感等から、農林水産物を始めとする福島県産品については、全国平均との価格差が震災前の水準に回復した品目も見られる一方で、震災前のポジションに戻っていないまま固定化されている品目がいまだ存在している。さらには、観光目的や教育旅行の宿泊者数が震災前の水準に戻っていないなど、風評被害が福島全域で幅広く継続し、その影響で廃業に追い込まれる事業者もいる。

このような放射線に対する不安について、国は、放射線が人間の五感で捉えることができないこと、安全基準の受け止め方が人それぞれであること等の困難さを十分認識した上で、避難者、福島の住民、福島の産品の消費者、福島への観光客を始めとする様々な主体に対し、引き続き安全の確保と一刻も早い不安の解消を図る必要がある。このため、必要に応じた除染後のフォローアップや特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域における除染、農産物等の検査等により、福島の生活環境や産品の安全性を客観的に確保することはもとより、それらを住民や消費者の主観的な安心につなげることができるよう、安全性に関する正確な情報提供や正しい理解の普及等の取組を着実に粘り強く進め、福島の生活環境や産品への信頼の回復に取り組むこととする。

また、このような放射線に対する不安は、福島の地域経済に対し、1(2)で述べたように様々な悪影響をもたらしている。このため、国は、上記の福島の安全の確保及び不安の解消のための取組にとどまらず、これと産業の復興及び再生のための取組とを車の両輪と位置付け、規制の特例や課税の特例等を最大限に活用し、地域の特性や資源をいかした地域産業の振興、交流人口・関係人口の拡大等地域が自主的かつ自立的に発展するための特別の取組を、総合的、迅速かつ大胆に進めることとする。

風評の払拭について、国は、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、復興大臣のリーダーシップの下、関係府省庁と連携し、これまでの対策の総点検を行った上で、有識者の意見を聴取し、専門家の間で共通している最新の科学的知見等を踏まえた「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」<sup>19</sup>等を策定した。

---

<sup>19</sup> 平成 29 年 12 月 12 日公表。以下同じ。

農林水産や観光等における風評の払拭、いわれのない偏見・差別の解消に向けて、当該戦略に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に引き続き取り組む。また、科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合理的・効果的な取組となるよう不断の見直しを行う。

### (3) 福島において原子力に依存しない社会を目指すとの理念の尊重と単なる復旧にとどまらない先導的な施策の推進

福島県は、今般の原子力事故を受け、その復興計画において、福島において原子力に依存しない社会を目指すという理念を掲げ、再生可能エネルギーの推進やリサイクルの推進等を通じ、環境との共生が図られた社会づくりを行うこととしている。福島の復興及び再生に当たって、国は、この福島県が掲げる理念を尊重し、原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを、責任を持って後押しすることとする。

また、福島の産業の復興及び再生に当たっては、国は、農林水産業や商工業を始めとする既存産業における産業基盤の回復や風評の払拭にとどまらず、再生可能エネルギー産業、医療関連産業、ロボット産業等の拠点の創出・形成や情報通信技術に係る研究開発への支援を進めるなど、福島の将来を、さらには我が国の将来をも見据えた先導的な施策を展開することにより、新たな地域の強みや雇用を生み出し、国際競争力を強化することが必要である。こうした産業は、その先駆性、象徴性、国際性によって、福島に産業・研究開発機能を集積させる上で核ともなる。

このような先導的な施策を進めていくに当たっては、先端的な研究開発や国内外との連携等において国の果たすべき役割も多く、国は、福島がエネルギーや医療、ロボット等の分野で我が国のフロンティアとなることを目指し、このような取組が、相互に有機的に連携し、かつ、体系的なものとなり、福島の復興及び再生に資するものとなることを確保するとともに、福島の潜在力を活用しつつ、福島県や県内市町村と連携して重点的な施策展開を図る。

### (4) 福島の未来を担う人材の育成

これからの福島の未来を担うのは、福島のこどもや若者たちである。福島が原子力災害を乗り越え、将来にわたって持続的かつ健全に発展し、人間性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくためには、地域に根ざし、確かな学力を備え、心豊かでたくましいこどもや若者を育成することが不可欠である。このため、国は、安全に安心してこどもを生み、育てることができる環境を整備し、こどもたちが心身ともに健やかにたくましく育つこと

ができるよう、あらゆる面で福島の子供が福島の未来を担う人材となるよう育成に責任を持って取り組む。

#### (5) 必要な予算の確保・国と福島県、県内市町村等が一体となった施策の実施

国は、復旧、復興に長期間を要するなどの原子力災害という特殊な事情を踏まえ、1に掲げる目標の実現に向けた取組に当たって、本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を確保するとともに適正かつ効率的な事業執行に努める。

また、原子力災害からの福島の復興及び再生の状況、講じられる施策の内容等について国内外に向けて継続的かつ正確な情報提供を行い、また、その施策の進捗状況を随時公開するものとする。これにより、県内外への避難者を含め福島の住民が将来の展望を描けるよう、復興及び再生の具体的な道筋を明確にするとともに、あらゆる者が、原子力災害からの復興に取り組む福島の姿を伝えていけるような環境を実現し、国はもとより、福島県、県内市町村を始め関係者が一丸となって福島の復興及び再生を実現する体制を構築していく。

さらに、福島の復興及び再生のためには、インフラの整備、健康管理、教育、産業・雇用等様々な分野について総合的に施策を講ずることが必要であることから、国においては、復興大臣のリーダーシップの下、各府省庁における施策を総動員して、政府一体となって総合的かつ計画的に施策を講ずることとする。

あわせて、1に掲げる目標の達成状況を把握するため、国は、福島県及び県内市町村と連携して、関係する指標を継続的に注視する。また、放射性物質による住民の生活や産業への影響は、風評や先行きの不安など、指標だけでは十分に把握し難い側面もあることから、福島県や県内市町村、経済団体、農業関係団体、福島相双復興官民合同チーム（以下「官民合同チーム」という。）等の協力を得て、福島の現地の声や生活面、産業面の実態の把握を行う。

このような情報の活用に当たっては、上記のとおり政府一体となって対応することはもとより、国と福島県、県内市町村を始めとする関係者が、必要な役割分担を行いつつも、漏れが生じることのないよう一体となって、施策の検討及び実施を進めていくこととする。

## 第2 福島復興再生計画の認定に関する基本的な事項

東京電力福島第一原子力発電所の事故から14年余りが経過した。平成31年4月には、東京電力福島第一原子力発電所立地市町村として初めて、大熊町に設定された居住制限区域と避難指示解除準備区域が解除された。令和2年3月には、双葉町に残る避難指示解除準備区域の避難指示が解除され、帰還困難区域を除く全ての避難指示区域が解除された。また、令和5年11月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除された。このように、長期間、帰還が困難であるとされた帰還困難区域において、初めて住民の帰還が可能となるなど、福島の復興及び再生に向けた取組には着実な進展が見られる。また、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」に基づき、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていく。その際、国及び地元の地方公共団体は、住民の帰還意向確認を複数回にわたり実施する。また、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減させ、避難指示解除及び住民の安全・安心に万全を期すため、国は、除染の手法・範囲について、十分に地元の地方公共団体と協議しながら、検討する。このような方針を実現するため、令和5年改正法により、特定復興再生拠点区域外に帰還する住民の生活の再建を目指すための特定帰還居住区域を設定できる制度を創設した。これにより、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村では、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、令和7年7月までに内閣総理大臣が認定を行った。また、残された土地・家屋等の扱いや森林における活動の在り方についても、帰還意向の確認や特定帰還居住区域復興再生計画の認定に伴い、除染及び避難指示解除の対象範囲が明らかになってくることも踏まえ、その進捗にあわせて、地元の地方公共団体と丁寧に協議・検討を進めていく。個別に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。

このように、福島の復興における現状や課題が多様化している中、地域の実情を踏まえ、地元の視点でのきめ細かな対応を推進していくため、従来、内閣総理大臣が作成してきた避難解除等区域復興再生計画、福島県知事が作成してきた産業復興再生計画及び重点推進計画を統合することとし、政府が策定する本方針の下、福島県知事が原子力災害からの復興及び再生を推進するための計画である福島復興再生計画を新たに作成することとした。

### (1) 福島復興再生計画に関する基本的事項

福島復興再生計画は、本方針に即して、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するために福島県知事が作成する計画である。

福島復興再生計画について内閣総理大臣の認定を受けることにより、法第8条から第17条まで、第64条から第73条まで及び第81条から第83条までの規定に基づく特例が適用される。また、当該計画の実現に向けた取組は、国・福島県を始めとする計画の関係者が一体となって推進することとなるものであるが、国は、当該計画の果たす役割に鑑み、福島県が当該計画において掲げた目標及び当該目標達成に向けた取組の進捗状況の把握のために設定する重要業績評価指標（K P I）等の達成に向けて、必要な措置を講ずることにより、その具体化を積極的に推進する。

## （２）福島復興再生計画の記載事項及び手続

法第7条第2項の規定に基づき、福島復興再生計画には、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針に関する事項、避難解除等区域<sup>20</sup>、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項、放射線による健康上の不安の解消等の実現のために実施すべき施策に関する事項、原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るために実施すべき施策に関する事項、新たな産業の創出等に寄与する取組等の重点的な推進のために実施すべき施策に関する事項、関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する事項、その他福島の復興及び再生に関し必要な事項を記載する。

福島復興再生計画の作成及び変更に当たっては、記載事項について、今後の工程並びに国、県及び市町村等の役割が明らかになるような形で記載することに留意する。また、福島県においては、令和3年10月に「福島県総合計画」を策定し、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生等の政策に取り組むとともに、これらの政策に基づく各施策において、成果指標や目標値等を設定したところである。こうした福島県の自主的な取組に国としても十分に配慮し、福島復興再生計画においても反映しながら、その目標達成に向け、国・福島県などの計画の関係者が計画を着実に推進し、進行管理を行うことが重要である。このため、福島県総合計画との連動や調和を確保しつつ、できる限り各施策においてK P Iを設定するように努める。その際、地域の現状や特性に十分配慮することとする。政府は、認定申請書及び添付資料に係る記載方法について、必要な情報提供を行うとともに、問合せに応じて必要な助言等を行う。また、当該計画に規制の特例等に関する事項を盛り込む場合には、事業の目標、実施区域、目標達成のための取組の内容、適用する特例措置

<sup>20</sup> 法第4条第5号に規定する区域をいう。



の内容（規制の特例の適用に必要な記載事項は別表に示している。）等を法の規定に基づき記載する。

法第7条第9項及び第7条の2の規定に基づき、福島県知事は、福島復興再生計画の作成及び変更に当たっては、あらかじめ、関係市町村長及び当該計画に記載された産業復興再生事業及び重点推進事業（以下「産業復興再生事業等」という。）の実施主体（以下、第2において「実施主体」という。）等の意見を聴くこととしているが、実施主体が未定である場合は実施主体の意見聴取は不要とする。

法第7条第10項の規定に基づき、実施主体等が福島県知事に対して、福島復興再生計画の認定の申請の提案をする際は、原則として、申請書の案を作成して行う。また、規制の特例の提案の要請を同時に行う場合は、当該申請書の案に、当該提案に係る要請書を添付して行う。

法第7条第13項の規定に基づき、福島県知事が関係行政機関の長に対して、産業復興再生事業等に関する法令の解釈の事前確認を求める際は、書面又は電磁的方法（以下「書面等」という。）により行う。関係行政機関の長は、可能な限り速やかに回答するものとし、原則として30日以内に書面等により回答するものとするが、30日以内に回答ができない場合には、その理由及び回答予定日を書面等にて回答する。また、回答を行った関係行政機関の長は、回答の写しを復興庁に速やかに送付する。

福島復興再生計画の認定申請に当たり、産業復興再生事業等及びこれに関連する事業に係る条例の制定に関連する法令の規定の解釈を求められた場合は、政府は速やかに当該法令の規定の解釈に係る資料の交付を行い、回答を行うに当たっては、福島の復興及び再生の推進の趣旨及び目的並びに福島の地方公共団体の自主性及び自立性に十分配慮するものとする。

新たな規制の特例等に関する提案に産業復興再生事業等及びこれに関連する事業に係る条例に関する事項が含まれる場合も、同様とする。

法第7条の2の規定により読み替えて適用される復興特区法第11条第1項の規定に基づき、福島県知事が内閣総理大臣に対して、政府が講ずべき新たな規制の特例等について提案する際は、提案内容及び認定申請しようとする又は認定された福島復興再生計画に係る取組との関係を記載した提案書を福島復興局に提出する。

提案の対象とする規制・制度については、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生のための取組に関係するものであれば、広く、経済的・社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するもの全てを対象とする。

また、必要となる施策体系が存在しない場合、新しい施策体系の導入に係る提案も対象とする。

なお、提案は、特段の事情がない限り通年で受け付けることとする。

政府は、提案の内容について検討を行うに当たっては、原子力災害からの福島復興再生協議会等の場を活用し、十分に協議する。

条例で法令の特例を創設する提案は、福島県知事がその地域において説明責任を果たすと同時に、その結果等についても責任を負うことを意味するものであり、関係行政機関はこのことを十分踏まえるとともに、福島県の自主性及び自立性に十分配慮して協議を行うものとする。

政府は、新たな規制の特例等に関する提案がなされた場合に、新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を福島県知事に通知するものとし、その根拠をできるだけ詳細に記載した資料を添付するものとする。また、新たな措置を講ずる必要がないと認める旨及び理由を国会に報告する際には、当該資料を国会に提出する。

復興庁は、今後、新たに講ずることとした規制の特例について、当該規制を所管する関係行政機関と所要の調整を行うものとする。

法改正が必要な規制の特例については、改正法案等を速やかに国会へ提出するものとし、政令又は主務省令に係る規制の特例については、それぞれ関係政省令の新規制定又は一部改正を行うこととし、できる限り早い時期に当該政令等を公布・施行するものとする。

関係行政機関は、別表に定める事項及びこれに即して定められる法令で規定する条件以上のものを、通知等により付加しないものとする。

今後関係行政機関の政策判断により全国的に適用される規制の特例等を導入する場合にあつては、例えば、当該特例の適用に必要な国の認定等に係る事項を福島復興再生計画に定めれば、当該特例が適用されるなど、可能な限り被災地域がワンストップで対応できる仕組みにするものとする。

復興の取組の進捗状況により、規制の特例の拡充、是正又は廃止をすることとしたものについては、別表を改訂し、必要な法令の改正等を行うものとする。

規制の特例が本則化（全国展開）されるか、廃止される場合、特例の対象となる規制が存在しなくなる場合等、規制の特例がなくなる場合には次のとおり対応する。

- ① 規制の特例が適用されなくなることが予定される場合は、関係行政機関は復興庁に時間的余裕を持ってその旨を通知する。
- ② 規制の特例がなくなることに伴い、福島復興再生計画の変更が必要となる場合は、福島県知事に対し、復興庁はあらかじめ時間的余裕をもってその旨を通知する。

その他、福島復興再生計画の作成及び変更に係る手続等については、法令の規定に基づき行う。

### （３）福島復興再生計画の認定基準

法第7条第14項の規定に基づき、内閣総理大臣は、申請があった福島復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、これを認定する。

- ① 本方針に適合するものであること。
- ② 福島復興再生計画の実施が原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するものであると認められること。
- ③ 円滑かつ確実に実施されるものと見込まれるものであること。

①については、本方針のうち、個別の特例の実施に係る要件、手続が満たされており、かつ、留意事項に反していないこと、福島復興再生計画の実施区域や期間が目標達成のための取組を効果的かつ効率的に実施できるように定められていること及び記載事項に漏れや矛盾がないことをもって判断する。

②については、「福島復興再生計画に記載された基本的方針に関する事項」及び「福島復興再生計画の実施が原子力災害からの福島の復興及び再生の推進に寄与するものである旨の説明」が一定の合理性を有すると認められることをもって判断する。なお、反社会的勢力やその関係者の行う又は行うことが想定される事業が記載されている場合には、これを認定しない。

③については、福島復興再生計画に記載されている取組について、当該計画が認定された場合の取組が具体化されていること又は具体化される見込みがあること等をもって判断する。

国は、これらの基準の適用に当たっては、福島県及び関係市町村の自主性・自立性を尊重するとともに、添付された関係市町村長及び実施主体等の意見を十分に踏まえ、原子力災害からの福島の復興及び再生が、被災者に寄り添い、円滑かつ確実に進むものとなるよう配慮するものとする。

法第7条第15項の規定に基づき、内閣総理大臣は福島復興再生計画を認定すべきであると判断した場合は、当該計画に記載された避難解除等区域復興再生事項、産業復興再生事業等に関する事項又は重点推進事項（以下「避難解除等区域復興再生事項等」という。）について関係行政機関の長に対して同意を求めるものとする。関係行政機関の長は、当該計画に記載された特例の内容により同意不同意を判断するものとし、不同意と回答する場合には、当該計画に記載された避難解除等区域復興再生事項等について、どの部分が同意のための要件を満たしていないのかについて、具体的な理由を付す。また、あらかじめ内閣総理大臣に不同意の旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は、当該計画の認定又は認定しない旨の決定を行う前に、福島県知事及び関係行政機関の長に事実の確認等を行い、所要の調整を行う。

福島県知事が作成した福島復興再生計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認

定した場合であっても当該計画に記載された避難解除等区域復興再生事項等の特例の一部について関係行政機関の長が最終的に同意せず、当該計画の一部について認定を行った場合は、その理由を福島県知事に速やかに通知する。

## 第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生

### 第3 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

#### 1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方

避難解除等区域は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響が最も大きかった区域であり、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を踏まえ、この地域で暮らしていた住民に責任を持って向き合い、この地域の市町村の復興及び再生を、責任を持って進めることが不可欠である。これまでは、国が定める避難解除等区域復興再生計画<sup>21</sup>に基づき、早期帰還支援と新生活支援の両面の対策を深化させるとともに、事業や生活の再建・自立に向けた取組等を通じて復興及び再生を進めてきたところであるが、第2期復興・創生期間からは、福島県知事が作成し、内閣総理大臣が認定する福島復興再生計画に基づき、さらなる取組を進めることとしている。

令和2年3月には、双葉町に残る避難指示解除準備区域の避難指示が解除され、帰還困難区域を除く全ての避難指示区域が解除された。また、令和5年11月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除され、長期間、帰還が困難であるとされた帰還困難区域において、初めて住民の帰還が可能となるなど、福島の復興及び再生は着実に進展しているものの、避難指示の解除は復興の第一歩である。加えて、令和5年改正法により、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域において、帰還意向のある住民全員の帰還を実現できるよう、帰還する住民の生活の再建を目指すための「特定帰還居住区域」を設定することが可能となった。これにより、帰還意向調査の結果を踏まえ、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村では、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、令和7年7月までに内閣総理大臣が認定を行った。避難指示解除後の本格的な復興のステージにおいても、地域のコミュニティ形成への配慮や固有の文化・伝統への配慮など、市町村ごとの課題にきめ細かく対応するとともに、国、県、市町村その他関係者が相互の信頼関係を築き、相互に連携を確保し、住民の参加と協力を得つつ地域の自主性や創意工夫を最大限にいかしながら、産業の再生や雇用創出、道路、港湾等の整備、生活環境の整備等避難解除等区域の復興及び再生を更に進めていく。その際、帰還に向けて、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」<sup>22</sup>を踏まえ、各地方公共団体の実情に応じた

<sup>21</sup> 平成25年3月19日策定、平成26年6月20日改定。

<sup>22</sup> 平成25年11月20日 原子力規制委員会

総合的・重層的な防護措置の取組を着実に進め、長期目標として、個人が受ける追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指していく。

また、被災地では、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行しており、住民意向等も踏まえると、活力ある地域社会の維持・形成に向けて、避難指示の解除時期等によって大きく異なる地域の実情も踏まえながら、各地域の住宅ニーズに応じた支援等を行いつつ、帰還促進と併せて、移住・定住の促進、二地域居住、交流人口・関係人口の拡大等にも取り組む必要がある。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策については、引き続き、国は前面に立って、国内外の<sup>えいち</sup>叡智を結集し、廃炉現場のニーズに基づく研究開発を推進するとともに、現場状況や研究開発成果等を踏まえて、中長期ロードマップに継続的な検証を加えつつ、「復興と廃炉の両立」の下に必要な対応を安全かつ着実に進める。

令和 6 年 9 月の 2 号機における燃料デブリの試験的取出しの着手をもって、中長期ロードマップにおける、燃料デブリ取出し開始から廃止措置終了までの期間である「第 3 期」に移行した。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は先を見通すことの困難な作業であり、対策の進捗状況や新たに判明した現場状況、燃料デブリの性状分析等から得られる新たな知見、研究開発の動向等に加え、これらを加味した廃炉作業の工法の成立性の検討状況等も踏まえて適切に工程を見直し、廃炉の完遂に向けて、安全かつ着実に対策を進めていく。また、国、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力が連携し、放射性廃棄物や燃料デブリの保管・管理、処理・県外処分に向けた検討を進める。まずは、それらの検討の前提となる放射性廃棄物や燃料デブリの性状の分析等の技術的な検討を進めるとともに、人材育成・確保や施設整備を含めて、分析能力の確保に向けて必要な体制整備を進める。あわせて、長期にわたる廃炉作業が持続的に進められるよう、産業サプライチェーンの構築、資金確保といった課題に対処するため、長期的視野に立って、体制構築に向けて取り組んでいく。

ALPS 処理水については、令和 5 年 8 月の第 6 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第 6 回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（合同開催）を経て、同月 24 日から ALPS 処理水の海洋放出を開始した。モニタリングにより ALPS 処理水の安全性が確認されているほか、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）による評価により、海洋放出が安全に行われていることが確認されている。引き続き、適切にモニタリングを行い安全確保に万全を期し、IAEA による評価も含め、国内外に向けて透明性が高く分かりやすい情報発信に努めていく。ALPS 処理水の処分に伴う風評影響等に対する不安に対処し、廃炉及び ALPS 処理水の処分が完了するまで、政府全体として全責任を持って取り組んでいく。

ALPS 処理水の海洋放出以降、中国、香港、マカオ、ロシアが日本産水産物の輸入規制措

置を講じている。こうした一部の国・地域による輸入規制強化を踏まえ、「水産業を守る」政策パッケージ（令和5年9月4日）等により支援策を措置したところである。

引き続き、輸入規制の即時撤廃を含め、科学的根拠に基づく対応を強く求めていくとともに、「三陸・常磐もの」を始めとする水産物の国内消費拡大等に向けた各種支援策を実施しつつ、その執行状況や効果等を踏まえ、必要な対応を行っていく。

また、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉の決定を受けて、地域経済への影響にも配慮しつつ、東京電力が今後、関係者と十分にコミュニケーションを重ねながら、円滑かつ確実に廃炉を進めていくよう図っていく。その際、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程を遅らせることがないようにする。

国は以下①から⑫に掲げる横断的な視点及び2に掲げる事項に即して、引き続きこの地域の市町村の復興及び再生を着実に進める。

- ① 避難解除等区域をその区域に含む市町村でも、引き続き避難指示が継続される区域が存在するなど、コミュニティの分断や行政機能の部分的な欠如等、地域そのものの機能が低下した状況が続くものと考えられる。このため、その復興及び再生については、福島県及び関係市町村が策定する復興計画等を踏まえつつ、必要な措置を推進し、被災施設やインフラの復旧はもとより、生活環境の整備や産業・生業<sup>なりわい</sup>の再生、文化財や歴史的建造物等の復旧といった幅広い事項が総合的に進められるよう国が責任を持って取り組んでいく。
- ② 避難解除等区域の復興及び再生に当たっては、この地域の一体性を確保するとともに、避難者を受け入れている近隣の市町村サポートを行い、その行政の機能を確保する。また、この地域と中通り・会津地方とのネットワークの強化、この地域と地域外の主要都市等との有機的かつ効率的な連携等、広域的・総合的観点からの地域づくりに配慮する。その際、この地域外の施設であっても、通勤圏、商圈、日常の生活圈、文化圏等地域の実情を踏まえると、この地域内の施設と機能が相互に密接に関連し、自然的・経済的・社会的条件から見て、両施設の整備等を一体として行うことが相当と認められる場合があることに配慮する。
- ③ いわき市や相馬市、南相馬市等は津波・地震等の被災地でもあると同時に避難者の受入地方公共団体である。これらの地域における津波・地震等からの復興及び再生と、避難者の受入地方公共団体としての機能の発揮とが相互に両立し得るよう、必要な各種施策が円滑に進められるよう十分な配慮をする。
- ④ 避難解除等区域のうち、特に沿岸部の市町村については、津波被害からの「減災」の視点をも踏まえた防災力の高いまちづくりをハード・ソフトの両面から行っていく必要があることにも十分留意する。
- ⑤ 避難者の帰還に際しては、既存の公共施設等を最大限に活用することが効率的であ

る。このため、道路などのインフラや公共施設・公益的施設については、帰還の時期までに復旧工事等の確実な実施により速やかに機能回復を図ることにより、既存のストックを最大限に有効活用し、その上で、新たに必要となる施設等を計画的に整備するという観点に立って取り組む。

- ⑥ 将来的な住民の帰還及び移住等を目指す区域の復興及び再生に当たっては、各市町村の復興計画、特定復興再生拠点区域復興再生計画及び特定帰還居住区域復興再生計画等を勘案し、福島県及び関係市町村の意向を十分に踏まえつつ、進める必要がある。また、帰還する方々や長期避難者の支援、避難者の避難元や受入先の市町村のバックアップについては、住民の居住や雇用の確保、健康不安の払拭、避難元の市町村の情報<sup>きずな</sup>の取得、絆の維持等、様々な課題を踏まえたきめ細かな施策を進める。
- ⑦ 避難解除等区域の復興及び再生のための施策の企画・立案、実施の各段階で、住民の意向を十分に反映する。
- ⑧ 「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」を取組の柱に、「地域の稼ぎ」、「日々の暮らし」、「担い手の拡大」の視点を掛け合わせつつ、浜通り地域等<sup>23</sup>の自立的・持続的な経済復興、福島県全域への波及、さらには我が国の発展や国民経済の発展にも寄与し、福島イノベーション・コースト構想をもっと身近に、未来を現実にする観点から、同構想を強力に推進する。
- ⑨ 避難解除等区域を含む市町村では、市町村自身がその機能を十分に発揮することができない状況が続いていることから、国は、当該市町村の要望に応じ、まちづくり全般について協働していく。特に、福島の復興に不可欠な施設である中間貯蔵施設に関しては、大熊町及び双葉町の協力を得て、施設の整備・運営や除去土壌等の搬入を行っているところ、国は、中間貯蔵施設の受入れにより両町が負っている負担の大きさに鑑み、両町の復興・再生に関し、積極的に協働していく。
- ⑩ 令和2年度に見直された福島12市町村の将来像提言<sup>24</sup>において、持続可能な地域・生活の実現、広域的な視点に立った協力・連携、世界に貢献する新しい福島型の地域再生という基本的方向の下、創造的復興を成し遂げた姿が示されている。国、県、市町村等が適切に連携して、本方針や福島復興再生計画の下、福島12市町村の将来像の具現化を始め地域の復興に向けて取り組む。
- ⑪ 他の法令等に基づく国又は地方公共団体の計画等との整合性を確保するとともに、県や市町村が作成する復興計画等を最大限に尊重する。
- ⑫ 避難解除等区域の復興及び再生は、国と県、市町村その他の関係者が相互の信頼関

<sup>23</sup> 浜通り地域等とは、福島県の東部にあたり、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村を指す。

<sup>24</sup> 「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会 提言」（平成27年7月とりまとめ。令和3年3月見直し。）避難指示等の出た福島12市町村の30～40年後の姿を、有識者が復興大臣に提言したもの。



係と相互の連携を確保し、一体となって取り組むことが不可欠である。このため、法に定める原子力災害からの福島復興再生協議会を積極的に活用するとともに、関係市町村、県及び国による意見交換・協議の場を随時開催すること等により、円滑かつ丁寧な対応を行い、合意の形成を図る。

## 2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

### (1) 産業の復興及び再生

- ① 被災者の「働く場」を確保し、今後の帰還を加速するとともに、移住等を促進するため、企業立地支援等により、浜通り地域等における雇用創出及び産業集積を図る。
- ② 官民合同チームによるこれまでの活動実績を踏まえ、被災地域の事業・生業<sup>なりわい</sup>の再建に向けて、官民合同チームを通じた、個々の商工事業者、水産仲買・加工業者、農業者、域内の創業者等に対するきめ細かい支援を引き続き実施する。また、まちづくりの支援として、分野横断・広域的な観点から、地方公共団体による産業、暮らし、交流・人材育成等の地域活性化のための計画作りを支援するとともに、その実現に向けて関係人口づくりを含めた地域内外の多様な主体の連携を促進する。

さらに、被災地域において事業の再開や創業等を希望する事業者の取組を後押しするため、施設等の復旧、設備投資、人材確保等の支援を実施する。特に、特定復興再生拠点区域においては、充実した支援を実施する。

- ③ 原子力災害被災 12 市町村<sup>25</sup>の営農再開に向けて、官民合同チームの営農再開グループは、避難指示の解除や帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備等の状況も踏まえながら、個々の農業者等に対するきめ細かい支援を引き続き実施する。
- ④ 原子力災害被災 12 市町村における営農再開は、令和 6 年度末時点で 9,145ha と着実に進捗している。また、第 2 期復興・創生期間において、生産と加工が一体となった高付加価値な産地の展開に向けて整備した加工施設が稼働し、産地の拠点となって農産物を受け入れており、地域の好循環が生まれつつある。こうしたこれまでの施策の成果を踏まえ、避難指示解除の遅かった地域等、それぞれ現況が大きく異なっていることから、それらの被災地方公共団体への人的支援の在り方を含めて、残された課題を的確に捉え、将来像を見据えた地域計画等に基づき、営農再開の加速化を図る。第 3 期復興・創生期間において営農可能面積の 75%に当たる約 11,000ha の営農再開

<sup>25</sup> 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村

目標の実現に向けた地元の取組を支援する。さらに、個々の経営体による点的な再開にとどまらず、市町村を越えた広域的な産地として再構築する。これらの取組を福島全体の確かな農業の復興につなげていく。特に、担い手の確保が課題となっていることから、令和2年改正法に基づく農地集積の特例措置等も活用しながら、更なる農地の集積・集約化、大区画化や施設整備等のハード事業を進め、外部からの参入も含め、地域農業の次世代の担い手の育成・確保を図る。加えて、限られた担い手や地域住民による維持管理体制の構築や省力化に資する対策を推進する。また、これまでの知見の蓄積をいかし、農地の放射性物質の吸収抑制対策や、ため池等の農業水利施設の放射性物質対策に取り組みつつ、除染で低下した地力の回復に向けた耕畜連携の推進、ロボットトラクタ等の公道走行の実現に向けた課題の解決を含め、福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）や福島イノベーション・コースト構想の取組も通じ ICT 等の先端技術を活用したスマート農業の推進・定着を進めるとともに、麦・大豆の導入や、野菜価格安定制度の特例の措置等による加工・業務用野菜等の高収益作物の生産拡大を進め、省力的かつ稼げる農業生産体系を構築する。その際、これまで整備してきた既存施設の活用率向上を含め、市町村を越えた広域的な連携の下での取組により、長期安定出荷やサプライチェーンの再構築等の加工・流通事業者のニーズに対応し得る競争力の高い産地の形成を図る。このような取組を進めるに当たり、重要な役割を担う福島県や JA グループが、主体的な取組を着実に実行できるよう検討する。また、営農再開の加速化と広域的な産地形成の推進のため、地域の実情に応じてハード事業とソフト事業を幅広く一体的・機動的に実施できるようにするための措置を講ずる。これらにより、担い手の確保や生産性の高い経営の確立、持続的な発展に向けた収益力の高い産地の形成等の取組を全国に先駆けて実施することで、農業における全国共通の課題解決に資するモデルを構築する。

- ⑤ 福島県は、全国有数の森林県であり、多くの人々が森林とともに暮らしてきていることから、森林・林業の再生は、福島の復興を進める上で大変重要なものである。このため、関係省庁で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」<sup>26</sup>に基づき、国は、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を引き続き行う。里山再生事業については、当該事業の趣旨を踏まえつつ、特定復興再生拠点区域の整備の進捗等に応じて帰還困難区域で実施することも視野に入れて取組を進めていく。また、良質な原木や原木しいたけ等の産地再生に向けた取組を進める。特に、しいたけ等原木生産のための里山の広葉樹林について、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図ら

<sup>26</sup> 平成 28 年 3 月 9 日公表。

れるよう計画的な再生に向け取組を推進する。さらに、木材製品等に係る安全証明、バイオマス発電施設の活用を含むパーク等の滞留対策や有効利用、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた公共建築物の建設予定に係る情報や大断面集成材等の製品情報の関係省庁間での共有等、木材産業の再生に向けた取組を推進する。加えて、帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、作業者の安全・安心の確保のためのガイドラインの策定や、整備が必要な森林等の把握、木材の検査方法の運用見直しなどの条件整備を進めた上で、早期に間伐や路網といった具体の整備目標を定め、本格的な復旧に着手する。その際、福島県、関係市町村、林業関係団体等との連携及びリスクコミュニケーションに取り組む。

- ⑥ 水産業については、福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については試験操業が終了したことから、海産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら漁獲量の増大販路の回復・開拓等の本格的な操業に向けた支援として、計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進を行うなど安定的な水産物生産体制の構築を推進する。また、水産加工業について、販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組を推進する。

さらに、このような取組等を通じて、ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響による<sup>なりわい</sup>生業継続への不安に寄り添い、政府として対応していく。

あわせて、国産水産物の消費拡大に向けた現状の取組や課題を踏まえ、魚食普及に向けた取組を推進するとともに、福島県産水産物について、流通販売業者・消費者への情報発信や消費拡大等に向けた取組や必要な支援を行う。

- ⑦ 法第7条第6項に規定する福島国際研究産業都市区域である浜通り地域等の自立的・持続的な産業集積の実現に向けて、福島イノベーション・コースト構想に基づき、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪を進めるべく、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の三つを取組の柱に、「地域の稼ぎ」、「日々の暮らし」、「担い手の拡大」の視点を掛け合わせつつ、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連及び航空宇宙の重点6分野を中心に、産業集積等に向けた取組を進める。
- ⑧ 福島県に設けられている基金等を活用した雇用の創出、国が中心となった職業指導や職業紹介、地域の事情に応じた新しい仕事に就くために必要な技能や知識を身に付けるための公的職業訓練の実施、被災地企業の人材確保事業の実施等、雇用の確保や紹介等に関する施策を総合的に推進する。

なお、雇用創出・職業指導・紹介、公的職業訓練等については、各種施策の活用状況やその政策効果、避難解除等地域のニーズ等を随時フォローアップし、それに基づ

いて必要な対応を行うものとする。

## (2) 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備

国道 114 号や国道 288 号、国道 399 号等の「ふくしま復興再生道路」などの住民帰還の更なる促進や産業再生のための道路整備については、国は、引き続き必要な支援を行う。

また、常磐自動車道については、福島県内全線 4 車線化を早期に図るため、事業中の浪江 IC から南相馬 IC の一部区間、相馬 IC から新地 IC、広野 IC からならは SIC の早期完成を目指すほか、広野 IC～浪江 IC 間のうち、残る区間についても早期事業着手を目指す。さらに、原子力災害の避難から帰還した地域住民の暮らしの安心・安全の向上、応急対策及び支援の受け入れのため（仮称）小高 SIC の早期完成を目指す。小名浜港では、東北地域や首都圏への電力供給等に対応するための石炭供給拠点として、大型石炭運搬船に対応した港湾施設の整備を行い、国際バルクターミナルが令和 4 年 6 月に全面供用を開始した。引き続き、被災地域の経済を支える物流拠点の形成等に必要な港湾施設の整備を行い、港湾機能の強化に取り組む。また、福島イノベーション・コースト構想を始めとする企業の立地促進、地域の新たな賑わい創出のため小名浜港や相馬港の利便性向上に取り組む。

海岸堤防、海岸防災林等の津波被災施設の早期復旧に向けた支援を行う。

福島空港については、東日本大震災の際に救助活動や物資受入れ等大きな役割を果たしたことから、今後予想される大規模災害に備え、福島県が行う福島空港の防災機能の在り方の検討に協力する。

さらに、激甚化する豪雨や大規模な地震に備え、復興まちづくりを支えるため、住民の帰還に向け必要となる治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐ河川整備や、人家等を土砂災害から守る砂防施設の整備について、国は、必要な支援を行う。

## (3) 生活環境の整備

### ア 放射線への不安対応

住民の放射線の健康影響等に関する不安に一層きめ細かく応えていくため、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえ、各地方公共団体の実情に応じた総合的・重層的な防護措置の取組を、今後とも国が、将来にわたり責任をもって、きめ細かく着実に進めていく。

放射線不安に対するきめ細かな対応については、要望等に応じた生活圏の線量モニタリング、個人線量の把握・管理体制の整備や放射線相談員による相談体制を維

持する。被災地においても、放射線の問題によって生活上の不安等を抱える住民がいることから、地元においてもしっかりとした安心感を持てるようにすることや、被災者及び被災地で活動する事業者等について、ニーズに応じた双方向のリスクコミュニケーションをこれまで以上にきめ細やかに実施することが重要であることから、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等に基づき、次に掲げる施策を引き続き講ずる。

① 相談員等による相談対応の強化

直接住民等の相談に応じる相談員等が円滑に活動できるよう「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」（以下、「相談員支援センター」という。）を中心として、関係省庁等が連携し、相談員等が説明に必要とする情報ニーズを収集するとともに、好事例の共有等を行い、住民目線で分かりやすい形での情報提供を効果的に行う。また、相談員等と放射線の専門家やその他支援機関との連携強化を行う。さらに、行政は相談員や被災者の情報ニーズのくみ上げを積極的に行い、取組の改善を行うとともに、その成果を必要に応じて県外へも展開する。

② 東京電力福島第一原子力発電所に関する情報の適切な共有

東京電力福島第一原子力発電所に関して、相談員支援センター等を活用し、相談員に積極的にタイムリーな情報を共有することで、住民の関心や疑問の把握を行うとともに、相談員等を通じた情報提供を行い、双方向のコミュニケーションの充実を図る。

③ 放射性物質対策を基盤とした環境再生に至る理解促進

被災地において、除染による線量低減効果等の結果、避難指示が解除され、地域社会がどのように再生に向かっているのか一連のつながりの流れで理解できるように、各種の情報発信施設等による情報発信を強化する。

④ 現地事業者への適切な情報共有や働きかけの強化

福島県における事業活動において、放射線不安を理由として、避難指示が解除された地域での事業活動に支障を来さないよう、業界団体や個別事業者等に対する正確な情報提供や説明を強化する。

こうした取組のほか、除染後のフォローアップの実施等を通じて、長期目標として、個人が受ける追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目指していく。さらに、線量水準に関する国際的・科学的な考え方を踏まえた我が国の対応について、引き続き住民への丁寧な説明を行い、正確な理解の浸透に努める。

## イ 生活再開に必要な環境整備

- ① 帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受けられるよう、施設等の復旧及び医療従事者や介護従事者等の確保等、医療介護福祉提供体制の確保を図ることが肝要である。避難指示が解除された地域で必要な医療施設や介護施設の再開及び二次救急医療を含む不足診療科目の確保、不足する医師・看護師・臨床工学技士・介護従事者等の人材確保、再開後の医療施設や介護施設の経営確保のための支援、「双葉地域における中核的病院」の整備に向けた支援やオンライン診療の活用等による必要な医療の確保等を行う。また、高齢者が安心してコミュニティで暮らせるよう、保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、市町村のニーズを踏まえ基盤整備を推進する。保育サービスの提供について、地域の実情に合わせた柔軟な取扱いを継続するなど、地域で安心して子どもを生み育てられる保育・子育て環境を充実する。
- ② 買い物環境の整備に向けて、住民が日常的な買い物ができる商店の開業及び経営支援に取り組む。
- ③ 日常生活を営む上で必要不可欠な飲料水の安全・安心を確保するため、飲料水についての放射能濃度測定のために必要な措置を継続して講ずるとともに、その結果を迅速かつ分かりやすく公表する。
- ④ 学校が地元で早期に再開し、魅力ある教育を実施することで、帰還した児童生徒に充実した学校教育、放課後等の学習・体験活動の機会を確保するとともに、若者・子育て世帯を中心とした住民の帰還が促進されるよう、避難指示が解除された地域における学校等の教育施設の災害復旧、施設・設備整備や通学手段確保への支援、教職員の加配措置、地域と学校の連携・協働による学習支援、就学支援等のきめ細かな教育環境の整備を進める。さらに、外国語教育やICT教育の充実、ふたば未来学園や再開した学校等における、海外研修や「ふるさと創造学」等の地域とのつながりを深める特色ある教育への支援等、魅力ある教育環境づくりに向けて、国、県、市町村が一体となって取り組み、地元の声を踏まえた教育課題の解決を行っていく。
- ⑤ 防犯対策については、関係地方公共団体と緊密に連携し、地方公共団体による自主的な取組と有機的に連携を図りつつ、この地域における治安を確保するために必要な体制等の強化を図り、住民の理解と協力を得て、パトロール活動、防犯カメラ等の運用等の施策を実施するほか、住民の生活に直結するインフラ等重要施設の警戒警備を強化する。避難解除区域における防犯対策についても

同様の取組を行い、復興に向かう住民の安全・安心の確保を図る。

また、住民の帰還や道路の新設等により目まぐるしく変化する交通環境に対応し、交通の安全と円滑を図るための交通安全施設等の整備を推進する。

- ⑥ 帰還する住民等に対して、市町村が行う災害公営住宅等の整備等に対して国として引き続き必要な支援を行うとともに、公営住宅の入居資格の特例や処分の特例等を措置することで、安心して暮らすことのできる居住環境の確保を図る。

また、独立行政法人都市再生機構の業務の特例により、帰還する住民に対する住宅及び宅地の供給に係る業務（宅地等の活用の推進に関する調査、調整及び技術の提供を含む。）を行う。

さらに、独立行政法人住宅金融支援機構の業務の特例により、避難指示・解除区域内に存在する住宅に代わるべき住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けを行う。

- ⑦ 新たなまちづくりを行う地域において、住民生活・地域経済に必要不可欠な情報通信基盤の整備を推進する。
- ⑧ 長期にわたる避難生活を余儀なくされている子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため、こどもの運動機会の確保のための施設整備等を推進する。
- ⑨ 避難生活を送っている被災者に対して、円滑な帰還や生活再建等を支援するため、生活支援相談員等による仮設住宅や災害公営住宅等で生活する高齢者等に対する日常的な見守りや相談支援、情報提供、被災者の移転に伴うコミュニティの形成や既存のコミュニティとの融合等に対する支援、高齢者等の日常生活における困りごと等へのサポート、被災者の円滑な住宅移転や住宅・生活再建に向けた相談対応、避難先での生活支援を行う NPO への支援等を行う地方公共団体等による丁寧な取組を一体的に支援する。
- ⑩ 避難が長期化する区域に存する障害者支援施設・障害児入所施設等においては、他の地域で活動を再開するための代替施設の整備が必要となることから、代替施設の整備が速やかに図られるよう必要な措置を講ずる。
- ⑪ 避難指示区域の消防活動・防災対策について、火災や自然災害に迅速かつ適切に対応できる体制整備を支援する。
- ⑫ これらの取組等を通じた生活環境の整備の状況や見通しについて、分かりやすい情報発信を行う。

#### ウ 移住等の促進や交流人口・関係人口の拡大

発災から 14 年余りが経過する中で、被災地では、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行しており、住民意向等も踏まえると、活力ある地域社会の維持・形成に向けて、帰還促進と併せて、移住等の促進、交流人口・関係人口の拡大等にも取り組む必要がある。このため、令和 2 年改正法により、帰還環境整備交付金（福島再生加速化交付金（帰還環境整備））を帰還・移住等環境整備交付金に改め、交流人口・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりを含め、移住等の促進に資する事業を追加した。

新たな地域づくりに資するよう、テレワーク等による地方移住の可能性の広がりも踏まえつつ、移住しようとする者の目線に立った情報発信を始めとする、より効果的な移住等の促進策や、交流人口・関係人口拡大への支援策、海外企業・外資系企業・農業法人等の誘致推進策等の取組を支援する。具体的には、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）を活用した地方公共団体の自主性に基づく事業への支援や移住・起業する者に対する個人支援を始め、交流人口拡大のための新たな施策を含め様々な施策を活用し、福島県及び原子力災害被災 12 市町村における取組を支援することによって、自立的・持続的な交流・関係人口の拡大につなげる。あわせて、国・県・市町村等の関係機関による協議の場を活用して、ふくしま 12 市町村移住支援センターの機能を強化し、対象地域全体として移住・定住を促進する。

また、芸術文化が持つ社会的・経済的機能を最大限に活用し、地域住民が芸術文化に触れることを通じた地域の創造性及び活力向上、地域外からの芸術家の来訪及び創作活動を通じた地域の新たな魅力の創出、芸術文化による地域発信を通じた交流人口の拡大等の取組を進め、活力に満ちた地域社会の実現に資する。

加えて、コミュニティの再生や活動再開により更なる帰還や移住が進んでいく観点からも、コミュニティの形成は重要であり、帰還した住民と移住者とのコミュニティ形成に取り組む。

## エ 長期避難者向け災害公営住宅等の整備等

長期に避難を余儀なくされている方に対する災害公営住宅については、計画戸数 4,890 戸のうち 4,767 戸が完成し、残りの 123 戸については、福島県において、整備済戸数で入居需要を充足できる見込みであることから、整備完了とすることが決定されている。受入市町村のインフラ整備やコミュニティ形成のための施策等について、福島県、受入市町村及び避難元市町村の意向を踏まえながら、国として必要な支援を行うとともに、イ⑥と同様の措置を図ることで、長期避難者の生活拠点の



形成を図る。なお、空き住戸が発生した場合は、その有効活用について検討する。

#### オ 被災者の心身のケア

避難指示が解除され、故郷での生活を再開する際に、生活上の問題や将来への不安等から心身の健康を損ねることが考えられるため、被災者一人一人の心身のケアに丁寧に対応していく必要がある。

被災者が地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことが重要であることから、高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援、高齢者の交流機会を創る活動等の「心の復興」に取り組む。

専門的な心のケアの支援が必要な場合、避難者・被災者へのきめ細かな心のケアを実施するため、心のケアセンターにおいて、専門家による相談対応や訪問支援とともに、人材育成や支援者に対する支援等を行う。また、住民の帰還に対応して、避難解除等区域における心のケアの体制の強化を図る。

#### カ 除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた取組等

福島県内の除去土壌等を安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、必要な施設の整備・運営を、国が責任を持って行うとともに、特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を、地域の理解を得ながら安全かつ確実に実施する。

さらに、福島県内の除去土壌等の県外最終処分については、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）上「中間貯蔵開始後 30 年<sup>27</sup>以内に福島県外での最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。

最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要であることから、令和 6 年 12 月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置した。この閣僚会議において策定した基本方針とロードマップに沿って、復興再生利用の推進や県外最終処分に係る検討を行うとともに、これらの取組の安全性等について、分かりやすい情報発信を行うなど、全国に向けた理解醸成活動を推進する。復興再生利用の推進については、国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、政府が率先

<sup>27</sup> 中間貯蔵開始は、平成 27（2015）年 3 月。

して取り組むこととしており、内閣総理大臣官邸及び霞が関の中央官庁での利用に続き、各地にある各府省庁の分庁舎、地方支分部局、所管法人等の庁舎等での復興再生利用を検討し、事例を創出する。また、令和7年9月に設置した有識者会議の下、除去土壌等の減容や県外最終処分等に向けた検討を行うことで、おおむね2035年を目途に最終処分場の仕様の具体化、候補地の選定等を行い、その後、用地取得、建設、運搬等、2045年3月までの県外最終処分の実現に向けた取組を着実に進める。

## キ 廃棄物の処理

これまで国において実施してきた被災家屋の解体等について、引き続き、既に所有者から申請のあった被災家屋の解体等を迅速に進める。

家屋解体により生じる廃棄物等については、引き続き国の設置した仮設焼却施設において、処理を進める。福島県内の対策地域内廃棄物<sup>28</sup>及び指定廃棄物<sup>29</sup>のうち、放射能濃度が10万ベクレル/kgを超える廃棄物の中間貯蔵施設への搬入や、10万ベクレル/kg以下の廃棄物の既存の管理型処分場を活用した埋立処分については、安心・安全の確保に万全を期しつつ、国として責任を持ってこれらの事業を進める。

このほか、帰還する住民の生活に支障を来さないよう、市町村の意向を踏まえつつ、廃棄物処理体制の確保を支援する。

## ク 公共施設等の機能回復のための措置

国は、住民の生活に必要な公共施設や公益的施設を管理する市町村等からの要請に基づき、当該施設の機能を回復させ住民帰還を円滑化するために必要な事業を、国の責任と費用負担により行う。

## (4) 農用地利用集積等の促進

原子力災害被災12市町村における営農再開の加速化を図るため、令和2年改正法に基づき、県が主導して農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を行える措置を講じ、担い手の確保や担い手の意向に沿った円滑な農地の利用調整を図る環境を整備した。

<sup>28</sup> 環境大臣が指定した汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物のうち、一定の要件に該当するもの（家屋解体によって生じた廃棄物、地震や津波によって生じたがれき等）。

<sup>29</sup> 事故由来放射性物質による汚染状態が8,000ベクレル/kgを超えると認められ、環境大臣の指定を受けた廃棄物。

加えて、福島県が作成する農用地利用集積等促進計画<sup>30</sup>に従って農地集積と併せて6次産業化施設（福島農林水産業振興施設）の整備を行う場合、農地集積とワンストップで施設整備を行うことを可能とした。

国は、こうした制度の活用や、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく地域計画の策定及び継続的なブラッシュアップに向けた関係者の話し合いを促すとともに、農地中間管理機構による農地の集積・集約化の業務を支援することで、地域の営農再開を後押しする。

## （5）課税の特例

### ア 避難解除区域等における課税の特例

避難解除区域等<sup>31</sup>における被災事業者の事業再開や新規事業者の立地促進を支援するため、事業用設備等への投資、被災者の雇用及び事業再開投資に係る準備金の積立てに対する課税の特例措置並びに福島県又は避難解除区域等をその区域に含む市町村が地方税の課税免除又は不均一課税をした場合の特例を設けている。

これらの措置は、福島県知事が企業立地促進計画を作成して企業立地促進区域<sup>32</sup>を定め、その区域内において事業を実施する事業者の認定を行うとともに、被災事業者に対しては、避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて確認を行うことにより円滑かつ迅速な活用が図られるものである。令和元年度（平成31年度）税制改正により、特例措置の適用期間が避難指示解除後7年まで延長された。福島県はこれらの措置が効果的に活用されるよう積極的な周知・広報等に取り組む。

### イ 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に係る課税の特例

避難解除区域等に帰還する住民の生活再開及び地域経済の再建に資する一団地の復興再生拠点市街地形成施設の円滑かつ迅速な整備を支援するため、事業実施に必要な用地を地方公共団体等に譲渡した場合における課税の特例措置を設けている。

本措置の適用により効率的かつ円滑な用地取得と早期整備の実現を図ることとする。

<sup>30</sup> 法第17条の25に基づき福島県知事が定めることができるとされている計画。以下同じ。

<sup>31</sup> 法第18条第2項第2号に規定する「避難解除区域等」をいう。

<sup>32</sup> 避難解除等区域復興再生事業を実施する企業の立地を促進すべき区域をいう。

#### ウ 避難指示・解除区域の土地及び家屋に係る固定資産税等の特例

避難指示区域及び避難解除区域のうち、市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置により、被災者等の負担の軽減を図る。

#### エ 被災 12 市町村における農地の利用集積等の促進のための特例

避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農地の利用集積も活用した営農再開の加速化を図るために、2（4）の農用地利用集積等促進計画により県が主導して農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を行う場合に、登録免許税や不動産取得税等の特例措置を講じている。

#### オ 避難解除区域等における農地等の買替えに係る納税猶予の特例

避難指示が続く中で代替農地の確保が困難な地域における所有者の負担感を緩和し、効率的かつ円滑な農地の取得と特定復興再生拠点区域の整備の実現を図るために、特例対象区域<sup>33</sup>において、農地等を特定復興再生拠点区域等の事業用地<sup>34</sup>として譲渡し、当該譲渡をした農地等が所在する市町村全域の避難指示が解除された日から5年以内にその特例対象区域内に所在する農地等を代替農地として取得する場合に、贈与税及び相続税の納税猶予を継続する特例措置を講じている。

税制上の措置については、復旧・復興の状況を踏まえつつ、引き続き、適切に見直しを行う。

### （6）一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画

住民の避難解除区域等への帰還や移住等を促進し、復興及び再生を推進するためには、住民の生活や経済活動等の場となる市街地を、円滑かつ迅速に整備していくことが必要である。一団地の復興再生拠点市街地形成施設は、避難解除区域等内の帰還する住民の生活

<sup>33</sup> 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 38 条の 2 の 3 に規定する「特例対象区域」をいう。

<sup>34</sup> 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 の 3 に規定する「特例対象事業」の用に供する土地をいう。

及び地域経済の再建並びに移住等のための拠点となる市街地の整備を図る観点から、当該市街地が有すべき諸機能に係る施設を一団の施設として捉えて一体的に整備するものであり、当該市街地が有すべき機能に応じて住宅施設、特定業務施設又は特定公益的施設と、これらと一体的に確保する必要のある公共施設を併せたものとして構成される。

一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画の決定に当たっては、当該市街地がどのような機能（住宅・業務・公益）を有すべきかをあらかじめ明確にし、住民の生活及び地域経済の再建並びに移住等のための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置されることとなる。

こうした趣旨を周知し、先行事例を参考にしつつ、適切な助言等を行っていくこととする。

### 3 公益社団法人福島相双復興推進機構への国職員の派遣等

福島避難指示解除地域において、住民や事業者の故郷への帰還を進め、更に新たな住民を呼び込むためには、働く場所、買い物環境等のまちとして備えるべき機能が整備されている必要がある。そこで、こうした機能を担う、一次産業を含む事業者等の事業の再建、住民の働く場所や生計を立てる手段を確保するための生業<sup>なりわい</sup>の再建、帰還後の生活の再構築を支援することを目的に、平成27年8月に、国・県・民間が一体となり、官民合同チームを組成した。官民合同チームは、約6,000の被災事業者への訪問<sup>35</sup>を実施している。訪問を通じて把握した多様なニーズを踏まえ、国は支援策の強化・改善を進めており、それを通じた事業・生業<sup>なりわい</sup>の再建は進展しつつある。

他方、避難指示等の解除の状況等により、被災地域ごとの復興の状況は異なるため、官民合同チームにはきめ細かい支援を継続的・持続的に行っていくことが求められている。その際、国・県・民間の関係者が一つの組織の下、より一体的に腰を据えて支援を行う体制を整備するため、官民合同チームの中核である公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「相双機構」という。）を法に位置付け、一元的な指揮命令の下、相双機構において一体的に業務を行えるよう、法第48条の2から第48条の13に相双機構への国職員派遣に係る規定を整備している。相双機構の業務のうち、国との密接な連携の下で実施する必要がある業務を円滑かつ効果的に行うため、相双機構の要請に基づき、国は引き続き、その派遣の必要性等を勘案して、国職員をその身分を保有させたまま派遣している。

国は、相双機構への国の職員派遣を始めとして、引き続き、人的支援、必要な予算の確保を図っていく。

---

<sup>35</sup> 令和7年6月30日時点。

#### 4 帰還・移住等環境整備推進法人による帰還・移住等環境整備事業計画の作成等の提案等

避難指示・解除区域市町村の長は、行政の補完的な立場で帰還・移住等環境整備の推進に取り組む組織として、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人又は帰還・移住等環境整備の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、法第 48 条の 15 に規定する住民の帰還・移住等の促進を図るための環境の整備に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、「帰還・移住等環境整備推進法人」として指定することができる。

指定された帰還・移住等環境整備推進法人は、特定復興再生拠点区域復興再生計画、特定帰還居住区域復興再生計画及び帰還・移住等環境整備事業計画について提案を行うことができる。また、帰還・移住等環境整備推進法人に対する一定の土地の有償譲渡については、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に基づく届出義務が免除されるなど、帰還・移住等環境整備推進法人がまちづくりに参画する上で必要な制度や特例を設けている。

指定によって、帰還・移住等環境整備推進法人は避難指示・解除区域市町村のまちづくりのパートナーとして公的な位置付けが得られることとなり、地域住民等による自主的な活動の促進を図ることが可能となる。国等においては、官民一体の復興まちづくり等を加速するため、各市町村における復興まちづくりを踏まえつつ、帰還・移住等環境整備推進法人の適正な業務の実施に必要な情報提供、指導、助言又は財政支援を引き続き行うとともに、帰還・移住等環境整備推進法人の指定等に関する情報の周知・広報や計画提案制度の運用の支援等、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生の推進のために政府が 着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

##### (1) 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生に関する施策の必要性・ 基本的な考え方

帰還困難区域は、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」<sup>36</sup>において、放射線量が高い区域として将来にわたって居住を制限することを原則とし、立入りを制限してきた区域である。

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいく。このような方針を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所の事故から時間が経過し、当該区域においても一部では放射線量が低下するとともに、福島県及び帰還困難区域をその区域に含む市町村（以下「特定避難指示区域市町村」という。）からの帰還困難区域の取扱いに関する意向等も踏まえて、当該区域の復興及び再生に関する制度を福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第32号。以下「平成29年改正法」という。）により創設した。

具体的には、帰還困難区域のうち、5年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還及び移住等を目指す区域として「特定復興再生拠点区域」を特定避難指示区域市町村が設定し、当該区域の復興及び再生を推進するため、避難指示解除後の土地利用を想定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、各事業主体が連携して、産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備、土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を一体的かつ効率的に行い、集中的に整備に取り組むことによって、円滑かつ確実な環境整備を実現することとしている。なお、集中的な整備のための事業環境や安全性の確保の観点から、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて整備が行われる間、帰還困難区域の避難指示解除準備区域又は居住制限区域への見直しは行わない。

特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」に基づき、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていく。その際、国及び地元の地方公共団体は、住民の帰還意向確認を複数回にわたり実施する。また、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減させ、避難指示解除及び住民の安全・安心に万全を期すため、国は、

<sup>36</sup> 平成23年12月26日 原子力災害対策本部

除染の手法・範囲について、十分に地元の地方公共団体と協議しながら、検討する。このような方針を実現するため、帰還する住民の生活の再建を目指すための「特定帰還居住区域」を創設する制度を令和5年改正法により創設した。

また、特定避難指示区域市町村において、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外も含めた帰還困難区域全体の将来像等を内容とし、町民等の意見を踏まえた中長期的な構想が策定されているときは、当該構想を勘案して、特定避難指示区域市町村が、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全その他の取組を行う場合は、国はそれらを支援するため必要な措置を講ずる。

## （２）特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生のための施策

特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定により適用される特例は以下のとおりである。当該特例の一部（①国による事業代行等の特例、②土壌等の除染等の措置等に関する特例、④帰還及び移住等の促進に向けた環境整備）については、特定帰還居住区域復興再生計画の認定によっても適用される。

### ① 国による事業代行等の特例

福島復興再生計画と同様に、内閣総理大臣による認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画又は特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、公共施設の整備に関する各種法律の特例に基づく事業及び工事の国による事業代行<sup>37</sup>、内閣総理大臣による生活環境整備事業<sup>38</sup>を行うことができる。

### ② 土壌等の除染等の措置等<sup>39</sup>に関する特例

特定復興再生拠点区域については避難指示解除に向けておおむね5年を目途に効率的かつ確実な特定復興再生拠点区域の整備を行うため、特定復興再生拠点区域復興再生計画という一つの計画の下で、各事業主体が連携して、土壌等の除染等の措置等とインフラ整備等<sup>40</sup>を一体的かつ効率的に進めることとする。特定帰還居住区域についても、帰還意向のある住民が可能な限り早期に帰還できるよう、特定復興再生拠点

<sup>37</sup> 土地改良法（昭和24年法律第195号）、復興特区法、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）、砂防法（明治30年法律第29号）、港湾法（昭和25年法律第218号）、道路法（昭和27年法律第180号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、河川法（昭和39年法律第167号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の特例を指す。

<sup>38</sup> 住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設（例：道路、河川、水道施設、公共下水道施設）又は公益的施設（例：教育施設、医療施設、購買施設）の点検、清掃、軽微な修理及び修繕その他の当該施設の機能を回復するための事業を指す。

<sup>39</sup> 土壌等の除染等の措置等とは、土壌等の除染等の措置並びに除去土壌及び認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の処理を指す。以下同じ。

<sup>40</sup> インフラ整備等とは、産業の復興及び再生、公共施設の整備並びに生活環境の整備を指す。以下同じ。



区域と同様、各事業主体が連携しながら、それぞれの役割を適切に果たしていくことにより、土壌等の除染等の措置等とインフラ整備等を一体的かつ効率的に進めることとする。

こうした考え方を踏まえ、法第 17 条の 23 の規定により、環境大臣は、内閣総理大臣の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画又は特定帰還居住区域復興再生計画に従って、当該計画に記載された特定復興再生拠点区域又は特定帰還居住区域において土壌等の除染等の措置並びに除去土壌及び認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の処理を行うことができることとしている。

なお、特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施に係る除染費用相当部分等を含む費用負担については、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」<sup>41</sup>において、次のとおり整理し、国の負担とすることとした。

- ・平成 23 年 12 月に警戒区域と計画的避難区域の見直しを行った際、避難指示解除準備区域や居住制限区域は、住民の帰還を目指すことを目標として設定されたのに対し、帰還困難区域は、「将来にわたって居住を制限することを原則とした区域」として設定された。
- ・こうした政府方針や、それに基づき原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等を踏まえ、東京電力は帰還困難区域の全域・全住民に対して、当該区域での居住が長期にわたってできなくなることを前提として、賠償を既に実施してきている。
- ・こうした中、平成 28 年 8 月、当該区域内で放射線量が低下していることや、帰還を希望される住民の強い思いを背景とする地元からの要望、与党からの提言を踏まえて、政府は今まで示してきた方針から前に踏み出す形で、新たに住民の居住を目指す「復興拠点」を整備する方針を示した。
- ・特定復興再生拠点区域の整備は、こうした国の新たな政策的決定を踏まえ、復興のステージに応じた新たなまちづくりとして実施するものであるため、東京電力に求償せずに国の負担において行うものとする。

また、特定帰還居住区域については、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」において、将来にわたって居住を制限することを原則とした帰還困難区域への居住を可能にし、特定復興再生拠点区域外への帰還実現・居住人口の回復を通じて地方公共団体全体の復興を後押しする措置であることから、特定復興再生拠点区域と同様、東京電力に求償せずに国の負担において行うこととした。

これら土壌等の除染等の措置等については、国が責任をもって適正に行うものとする。

---

<sup>41</sup> 平成 28 年 12 月 20 日閣議決定。

る。また、除染後のフォローアップ等特定復興再生拠点区域復興再生計画及び特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて必要なものについては、当該計画期間後も国が確実に実施する。なお、当該計画に従って行う除去土壌及び認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の処理には、除去土壌の最終処分等国が一元的な判断の下に行う必要があるもの<sup>42</sup>は含まない。

このほか、法第 17 条の 23 の規定に係る特例以外の対応として、各事業主体が実施するインフラ整備事業に伴い発生する廃棄物についても、国は個別に各事業実施主体と相談しながら、当該インフラ整備事業の実施に支障が生じないよう対応する。

### ③ 課税の特例等

特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域内についても、第 3. 2 (5) のとおり、課税の特例が受けられる。

### ④ 帰還及び移住等の促進に向けた環境整備

特定復興再生拠点区域復興再生計画については、平成 30 年 5 月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の 6 町村の計画が認定され、令和 5 年 11 月までには 6 町村の特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除された。引き続き、家屋等の解体・除染、インフラ整備、住まい、買い物、医療・介護、子育て等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等、必要な帰還環境整備を進める。また、除染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。さらに、避難指示解除後の帰還及び移住等の動きを加速させるため、各町村との個別の議論による取組の方向性を踏まえつつ、福島再生加速化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により、ハード・ソフト両面から特定復興再生拠点区域の円滑かつ迅速な整備を支援する。

加えて、特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域内についても、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画を定めることができる。

特定帰還居住区域の設定については、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村では、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、令和 7 年 7 月までに内閣総理大臣が認定を行った。引き続き、住民の帰還意向を踏まえ、帰還に必要な箇所同士の隣接等の状況や地形、放射線量の状況、生活していく上での環境等を考慮して、区域として含むべき一体的な日常生活圏を地図上に整理することを通じて、早期に特定帰還居住区域復興再生計画の認定を行うことができるよう必要な取組を進めていくとともに、住民間の分断や不公平感が生じないよう十分に配慮する。

---

<sup>42</sup> 復興庁・環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成 29 年復興庁・環境省令第 1 号）第 2 条で定めるものを指す。

また、長期にわたり避難生活が続ける避難者の事情を十分に考慮し、最終的には帰還する前提の下、住民の意向を踏まえた多様な帰還の在り方を認めることとする。

特定帰還居住区域における生活環境を整備していく上では、帰還する住民の安全・安心に生活を送ることができるよう、必要な防犯・防災対策を講じていくこととする。

なお、令和5年8月に策定した「特定帰還居住区域における放射線防護対策」も踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な放射線防護対策や科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションに取り組むとともに、空間線量率等それぞれの土地の状況や地元の地方公共団体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、バリケード等の物理的な防護措置を実施しない立入規制の緩和を行う。また、住民が日々の暮らしを送る中で里山の恵みを楽しむことができるよう、森林整備の再開を始め、「区域から個人へ」という考え方の下で、安全確保を大前提とした活動の自由化等、住民等の今後の活動の在り方について検討する。

### (3) 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の復興及び再生に関する施策の必要性・基本的な考え方

特定復興再生拠点区域について、令和5年11月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除され、長期間、帰還が困難であるとされた帰還困難区域において、初めて住民の帰還が可能となった。特定帰還居住区域についても、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村では、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、令和7年7月までに内閣総理大臣が認定を行った。引き続き、帰還意向のある住民全員が帰還できるよう必要な取組を進めていく。また、住民が日々の暮らしを送る中で里山の恵みを楽しむことができるよう、森林整備の再開を始め、「区域から個人へ」という考え方の下で、安全確保を大前提とした活動の自由化等、住民等の今後の活動の在り方について検討する。残された土地・家屋等の扱いや森林における活動の在り方についても、帰還意向の確認や特定帰還居住区域復興再生計画の認定に伴い、除染及び避難指示解除の対象範囲が明らかになってくることも踏まえ、その進捗にあわせて、地元の地方公共団体と丁寧に協議・検討を進めていく。個別に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。また、帰還困難区域は、発災から14年余りという長い年月が経過し荒廃が進んでいるところ、区域の荒廃抑制対策や、鳥獣被害対策、防犯・防災対策等を進める。加えて、引き続き、環境放射線モニタリング等を确实かつ計画的に実施し、その結果を分かりやすく情報提供する。

また、「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」で提示さ

れた、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みについて、国は、各地方公共団体の意向を十分に尊重し、運用していく。

## 第5 特定復興再生拠点区域復興再生計画及び特定帰還居住区域復興再生計画の認定に関する基本的な事項

### (1) 特定復興再生拠点区域復興再生計画に関する基本的事項

特定復興再生拠点区域復興再生計画は、本方針及び認定福島復興再生計画に即して、特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するために、特定避難指示区域市町村の長が作成する土地利用や事業内容を記載した計画である。

特定復興再生拠点区域復興再生計画は、内閣総理大臣の認定を受けることにより、法第17条の13から第17条の23までの規定に基づく特例をいかし、効率的かつ確実な特定復興再生拠点区域の整備を推進することを可能としている。特定避難指示区域市町村による当該計画の検討・作成に対しては、関係行政機関が連携してその支援を行うとともに、帰還及び移住等の促進に向けた環境整備に不可欠な事業を円滑かつ確実に実施することができるよう必要な措置等を講ずるものとする。また、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、特定避難指示区域市町村の長に対して、認定を受けた当該計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努める。

なお、特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定後についても、市町村等による当該計画の適切な実施を確保するため、(2)の仕組みも活用しながら、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は当該計画の進捗管理を行う。

### (2) 特定復興再生拠点区域復興再生計画の記載事項、手続

法第17条の2第2項の規定に基づき、特定復興再生拠点区域復興再生計画には特定復興再生拠点区域の区域、当該計画の意義、目標（例：避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期、居住者数、事業者の立地数）及び期間、土地利用に関する基本方針（例：特定復興再生拠点区域内の土地の用途及び施設の配置の概要、土地利用の基本的方向）、産業の復興及び再生に関する事項、道路その他の公共施設の整備に関する事項、生活環境の整備に関する事項、土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理及び廃棄物の処理に関する事項その他特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関し特に必要な事項（例：避難指示解除に必要な郵便、介護等の生活関連サービスの再開等や周辺に帰還困難区域がある状況における立入管理の方法等）を記載する。法第23条から第25条に基づく課税の特例及び法第26条に基づく地方税の課税免除又は不均一課税をした場合の特例を踏まえた企業立地促進のための取組については、産業の復興及び再生に関する事項に記載する。

また、特定復興再生拠点区域を災害から防護するための<sup>さぼうえんてい</sup>砂防堰堤や堤防の整備等当該

区域外の事業<sup>43</sup>についても記載することができる。

特定復興再生拠点区域は、以下の法第 17 条の 2 第 1 項各号に掲げる条件の全てに該当する区域であって避難指示解除する上で必要な区域について設定する。また、おおむね 5 年程度での避難指示の解除により住民の帰還及び居住を可能とすること等を計画の目標として設定することとし、計画の期間はおおむね 5 年程度とする。

① 放射線量に関する条件（第 1 号条件）

元々放射線量が高い地域である帰還困難区域の中で、限られた期間で復興・再生を目指すため、計画認定時点において帰還困難区域全体の放射線量に比して相当程度低くなっていることを条件としている。さらに、当該区域で住民の生活・経済活動が行われるため、適正かつ合理的な方法に基づく土壌等の除染等の措置によって、本計画の標準的な期間であるおおむね 5 年以内に、避難指示解除に支障のない放射線量として「復興庁・内閣府関係福島復興再生特別措置法施行規則」（平成 29 年内閣府・復興庁令第 1 号）で定める基準以下に低減する見込みが確実であることを条件としている。

② 自然的社会的条件（第 2 号条件）

帰還する住民の生活や地域経済の再建・移住等のための拠点とするため、住民の居住や経済活動に適した地形、地質であること等を条件（自然的条件）とするとともに、帰還困難区域の外へのアクセスが確保しやすいことや従前の集落の状況等から住民のコミュニティの再生や経済活動の再開が見込まれること等を条件（社会的条件）としている。

③ 計画的・効率的整備に関する条件（第 3 号条件）

おおむね 5 年間で集中的な整備により復興及び再生を実現する観点から、計画的かつ効率的に拠点の整備を行うため、計画期間と整備内容に相応した適正な規模であることを条件とするとともに、原子力発電所の事故前の土地利用や既存の公共施設、公益的施設等の立地等を踏まえて、効率的な整備が可能であることを条件としている。

特定復興再生拠点区域復興再生計画という一つの計画の下で、各事業主体が連携して、土壌等の除染等の措置等とインフラ整備等を一体的かつ効率的に行うことができるようにするため、計画作成に当たっては、記載事項について、土地利用や事業の優先順位を踏まえつつ今後の工程が明らかになる形で記載するとともに、国、県及び市町村等の役割が明らかになるような形で記載することに留意する。

法第 17 条の 2 第 3 項の規定に基づき特定避難指示区域市町村以外の主体が行う事業について記載しようとするときは、同条第 4 項の規定に基づきあらかじめ当該事業主体に対

---

<sup>43</sup> 第 4（2）②のとおり、法第 17 条の 23 の規定に基づく土壌等の除染等の措置等に関する特例は、特定復興再生拠点区域においてのみ適用することができる。

して同意を求めるものとする（例：土壌等の除染等の措置については環境大臣、交通安全施設等の整備については福島県公安委員会等）。当該事業主体は、当該同意の求めを受けた日から３か月以内において速やかに、当該事業の内容により同意不同意を判断・回答するものとし、同意と回答する場合には同意書を作成する。また、特定避難指示区域市町村の長は、申請する計画案に当該同意書を添付する。他方、不同意と回答する場合には、文書にてその具体的理由を付す。

法第 17 条の 2 第 5 項の規定に基づき、認定申請に当たっては、あらかじめ福島県知事に協議を行い、協議の結果を添付する。協議に際しては、本方針及び認定福島復興再生計画に即し、企業立地促進計画その他法律の規定による地域振興に関する計画並びに道路、河川等の施設に関する計画及び都市計画との調和を図る観点で協議することとする。

法第 17 条の 10 の規定に基づき、帰還・移住等環境整備推進法人が特定避難指示区域市町村の長に対して、その業務を行うために必要な特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更をすることを提案する際は、当該提案に係る特定復興再生拠点区域復興再生計画の素案を添付して行う。

法第 17 条の 5 から第 17 条の 7 までの規定に基づき、内閣総理大臣は、特定避難指示区域市町村の長から特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施状況について報告を求めることができる。また、必要があると認めるときは、特定避難指示区域市町村の長に対して必要な措置を講ずることを求めることができ、当該計画が認定基準に適合しなくなったと認める場合にはその認定を取り消すことができる。なお、関係行政機関の長についても、特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載されている特定復興再生拠点区域復興再生事項に関して同様の措置を行うことができる。

法第 17 条の 4 の規定に基づき、特定避難指示区域市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画を変更しようとするときは改めて内閣総理大臣の認定を受けなければならない。認定に当たっては、（３）の認定基準に基づいて改めて審査されることから、特定復興再生拠点区域を追加しようとする場合には既存の特定復興再生拠点区域の整備状況、住民の帰還意向等を踏まえてその効果を検討することが必要である。

その他、特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成及び変更に係る手続等については、法令の規定に基づき行う。

### （３）特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定基準

法第 17 条の 2 第 6 項の規定に基づき、内閣総理大臣は、申請があった特定復興再生拠点区域復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、これを認定する。

- ① 本方針及び認定福島復興再生計画に適合すること（第 1 号基準）

② 特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域が法第 17 条の 2 第 1 項各号に掲げる条件のいずれにも該当するものであること（第 2 号基準）

③ 特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施が特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること（第 3 号基準）

④ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第 4 号基準）

①については、本方針のうち、特定復興再生拠点区域復興再生計画の区域や期間が（2）に即して定められていること、申請書及び添付書類等が整っていること、及び記載事項に漏れや矛盾がないこと、並びに認定福島復興再生計画の記載に適合していることをもって判断する。

②については、特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域が（2）①から③に掲げる条件の全てに該当するものであることをもって判断する。

③については、特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された意義や目標が、住民の帰還意向等を踏まえて適確なものとなっていること及び住民の帰還意向、営農意向、企業の立地動向等に鑑み、当該計画に記載した土地利用の実現可能性が十分に見込まれ、かつ、それが特定復興再生拠点区域の復興及び再生に寄与するものであると認められることをもって判断する。なお、反社会的勢力やその関係者の行う又は行うことが想定される事業が記載されている場合には、これを認定しない。

④については、特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間が妥当なものであること、特定復興再生拠点区域の規模や現況に関して計画の期間と整合性がとれていること、計画的かつ効率的な実施が可能なものとなるよう当該計画に記載された各種事業が具体的であり、かつ、スケジュールが適切であること、原子力災害対策本部が別途定める避難指示解除の要件を充足することが見込まれることをもって判断する。

なお、各市町村の帰還困難区域の規模や状況はそれぞれ異なり、町村合併の経緯から中心的な地域が複数存する場合、帰還者のみならず新たな住民や新たに立地する事業所も加えたまちづくりを目指す場合、帰還意向等を踏まえて特定復興再生拠点区域外にある住宅や農地の代替地を確保する必要がある場合等、復興及び再生の考え方や方針も様々である。したがって、特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に当たっては、特定復興再生拠点区域について、特定避難指示区域市町村の意向を十分に踏まえ柔軟な設定を認めることが必要である。

法第 17 条の 2 第 7 項の規定に基づき、内閣総理大臣は特定復興再生拠点区域復興再生計画を認定すべきであると判断した場合は、当該計画に記載された特定復興再生拠点区域復興再生事項について、関係行政機関の長に対して同意を求めるものとする。関係行政機関の長は、当該計画に記載された特定復興再生拠点区域復興再生事項の内容により同意不同意を判断するものとし、不同意と回答する場合には、当該計画に記載された事項につい



て、どの部分について同意できないのか、文書にてその具体的理由を付す。また、あらかじめ内閣総理大臣に不同意の旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は、当該計画の認定又は認定しない旨の決定を行う前に、当該計画を作成した特定避難指示区域市町村の長及び関係行政機関の長に事実の確認等を行い、所要の調整を行う。

特定避難指示区域市町村の長が作成した特定復興再生拠点区域復興再生計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても当該計画に記載された特定復興再生拠点区域復興再生事項の一部について関係行政機関の長が最終的に同意せず、当該計画の一部について認定を行った場合は、その理由を当該特定避難指示区域市町村の長に速やかに通知する。

#### (4) 特定帰還居住区域復興再生計画に関する基本的事項

特定帰還居住区域復興再生計画は、本方針及び認定福島復興再生計画に即して、特定帰還居住区域の復興及び再生を推進するために、特定避難指示区域市町村の長が作成する事業内容を記載した計画である。

特定帰還居住区域復興再生計画は、内閣総理大臣の認定を受けることにより、法第 17 条の 13 から第 17 条の 23 までの規定に基づく特例をいかし、効率的かつ確実な特定帰還居住区域の整備を推進することを可能としている。特定避難指示区域市町村による当該計画の検討・作成に対しては、関係行政機関が連携してその支援を行うとともに、帰還及び居住に必要な環境整備に不可欠な事業を円滑かつ確実に実施することができるよう必要な措置等を講ずるものとする。また、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、特定避難指示区域市町村の長に対して、認定を受けた当該計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努める。

なお、特定帰還居住区域復興再生計画の認定後についても、市町村等による当該計画の適切な実施を確保するため、(5) の仕組みも活用しながら、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は当該計画の進捗管理を行う。

#### (5) 特定帰還居住区域復興再生計画の記載事項、手続

法第 17 条の 9 第 2 項の規定に基づき、特定帰還居住区域復興再生計画には特定帰還居住区域の区域、当該計画の意義、目標及び期間、帰還する住民が原子力発電所の事故の発生前に営んでいた事業の再開のための支援に関する事項、道路その他の公共施設の整備に関する事項、生活環境の整備に関する事項、土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理及び廃棄物の処理に関する事項その他特定帰還居住区域の復興及び再生に関し特に必要な事

項を記載する。

また、特定帰還居住区域を災害から防護するための<sup>さぼうえんてい</sup>砂防堰堤や堤防の整備等当該区域外の事業についても記載することができる。なお、他の特定避難指示区域市町村にある道路等を帰還する住民の生活に必要なものとして区域に設定する場合には、あらかじめ当該特定避難指示区域市町村に対して同意を求めることが適当である。また、当該区域の特定避難指示の解除に当たっても、あらかじめ当該特定避難指示区域市町村との協議を行うことが適当である。

特定帰還居住区域は、以下の法第 17 条の 9 第 1 項各号に掲げる条件の全てに該当する区域であって特定避難指示の解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す上で必要となる区域について設定する。ただし、特定帰還居住区域に含むことができない区域として、法第 17 条の 9 第 1 項及び福島復興再生特別措置法施行規則（平成 24 年復興庁令第 3 号）第 9 条の 3 の規定により中間貯蔵施設区域<sup>44</sup>を定めている。

① 放射線量に関する条件（第 1 号条件）

避難指示解除に支障のない放射線量として復興庁・内閣府関係福島復興再生特別措置法施行規則で定める基準以下に低減させることができるものであることを条件としている。これは、特定復興再生拠点区域のように、計画認定時点において帰還困難区域全体の放射線量に比して相当程度低くなっていることを条件としているものではなく、帰還する住民の居住環境において、放射線量が高い場合であっても、急斜面等の除染等により空間線量を低減させることが技術的に困難な場所を除き、除染等を着実に行うことにより放射線量を低減させ、安全・安心に居住できる環境を整備する旨を趣旨としたものである。

② 生活環境に関する条件（第 2 号条件）

帰還する住民の生活の再建のために必要となる区域として、原子力発電所の事故の発生前の住民の居住の状況、交通の利便性その他の住民の生活環境からみて、一体的な日常生活圏を構成したと認められる範囲を前提として、原子力発電所の事故の発生前における住居において生活の再建を図ることができると認められることを条件としている。なお、「住居」については居住していた場所に帰還する旨を趣旨としたものであり、当該場所に建て替えた住宅に居住することも可能である。

③ 計画的・効率的整備に関する条件（第 3 号条件）

帰還意向のある住民が早期に帰還できるよう、計画的かつ効率的に特定帰還居住区域の整備を行うため、原子力発電所の事故前の土地利用や既存の公共施設、公益的施設等の立地等を踏まえて、計画的かつ効率的な整備が可能であることを条件としている。

<sup>44</sup> 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）第 2 条第 4 項の環境省令で定める区域。

#### ④ 特定復興再生拠点区域との一体性に関する条件（第４号条件）

これまで、地域の拠点として整備してきた特定復興再生拠点区域（特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成していない場合にあっては、中心の市街地又は主要な集落の地域）との間の道路の接続や、日常生活・事業活動のつながりを確保することで、特定帰還居住区域と特定復興再生拠点区域が一体的に復興及び再生を推進することができるものであることを条件としている。

区域の設定に当たっては、特定避難指示区域市町村において、住民の帰還意向を踏まえ、帰還に必要な箇所同士の隣接等の状況や地形、放射線量の状況、生活していく上での環境等を考慮して、区域として含むべき一体的な日常生活圏を地図上に整理して検討することが適当である。この場合、帰還する住民の生活の再建に資する整備予定の道路等も区域に含むことができる。

また、帰還する住民の営農の再開に向けては、特定避難指示区域市町村において農業水利施設等の整備やその維持管理の在り方について確認する必要があることから、こうした営農再開に向けて必要となる諸条件も踏まえつつ区域の設定を行うことが適当である。

計画の期間は、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるように設定することが適当である。

特定復興再生拠点区域復興再生計画と同様、今後の工程管理や国、県及び市町村等の役割が明らかになるような形で記載することに留意しつつ、法第17条の9第3項の規定による特定避難指示区域市町村以外の主体が行う事業、同条第5項の規定による福島県知事との協議、同条第9項の規定により読み替えて準用する法第17条の3から第17条の8までの運用、法第17条の10の規定による帰還・移住等環境整備推進法人の計画提案についても、特定復興再生拠点区域復興再生計画において運用する内容に準じて取り扱う。

#### （６）特定帰還居住区域復興再生計画の認定基準

法第17条の9第6項の規定に基づき、内閣総理大臣は、申請があった特定帰還居住区域復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、これを認定する。

- ① 本方針及び認定福島復興再生計画に適合すること（第1号基準）
- ② 特定帰還居住区域復興再生計画に記載された特定帰還居住区域が法第17条の9第1項各号に掲げる条件のいずれにも該当すること（第2号基準）
- ③ 特定帰還居住区域復興再生計画の実施が特定帰還居住区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること（第3号基準）
- ④ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第4号基準）

①については、本方針のうち、特定帰還居住区域復興再生計画の区域や期間が（５）に即して定められていること、申請書及び添付書類等が整っていること、及び記載事項に漏れや矛盾がないこと、並びに認定福島復興再生計画の記載に適合していることをもって判断する。

②については、特定帰還居住区域復興再生計画に記載された特定帰還居住区域が（５）①から④に掲げる条件の全てに該当するものであることをもって判断する。

③については、特定帰還居住区域復興再生計画に記載された内容が、帰還する住民が生活の再建を行う上で必要となる内容であり、かつ、それが特定帰還居住区域の復興及び再生に寄与するものであると認められることをもって判断する。なお、反社会的勢力やその関係者の行う又は行うことが想定される事業が記載されている場合には、これを認定しない。

④については、特定帰還居住区域復興再生計画の期間が 2020 年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう設定されていること、特定帰還居住区域の規模や現況に関して計画の期間と整合性がとれていること、計画的かつ効率的な実施が可能なものとなるよう当該計画に記載された各種事業が具体的であり、かつ、スケジュールが適切であること、原子力災害対策本部が別途定める避難指示解除の要件を充足することが見込まれることをもって判断する。

なお、各市町村の帰還困難区域の規模や状況はそれぞれ異なり、帰還する住民が生活を再建するために必要となる取組も地理的条件等から様々であることが想定されるため、特定帰還居住区域復興再生計画の認定に当たっては、特定帰還居住区域について、特定避難指示区域市町村の意向を十分に踏まえ柔軟な設定を認めることが必要である。

法第 17 条の 9 第 7 項の規定に基づき、内閣総理大臣が特定帰還居住区域復興再生計画を認定すべきであると判断した場合等については、特定復興再生拠点区域復興再生計画における場合と同様の手続により対応する。

### 第3部 福島全域の復興及び再生

#### 第6 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

##### 1 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための施策の必要性・基本的な考え方

福島復興及び再生のためには、福島で住民が安心して暮らし、こどもを生み育てることができる生活環境を実現することが不可欠であるが、多くの福島の住民、特に子育て世代が、放射線の健康への影響に対する不安やストレスを抱えている。県内全域において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境を実現するため、国は責任を持って以下2（1）から（11）を始めとする必要な施策を総合的かつ体系的に進める。

##### 2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための基本的な施策

###### （1）放射線に関する国民の理解の増進等（風評払拭・リスクコミュニケーションの推進等）

放射線に関する健康上の不安の解消、農林水産物や鉱工業品等の風評の払拭、避難されている児童生徒等へのいじめ等、原子力災害に起因するいわれのない偏見や差別の解消を図るためには、国民が放射線に関する正しい知識を身に付けるとともに、放射線への評価は個々人の主観面に大きく依存することを踏まえ、国際的な評価を積極的に活用しつつ、人の健康、生活環境や商品等の安全性が確保されていることを発信し、住民や消費者の安心感を醸成することが必要である。

国は、放射線に関する正しい知識や国内外への福島の現状等に関する正しい理解の増進のため、以下を始め、必要な措置を講ずる。

- ① 関係省庁の連携の下、原子力災害の被災者を始めとする放射線による健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションに関するこれまでの取組を総点検し、効果的に進める。
- ② 福島において放射線に対し不安を抱く住民に対する説明会の開催等を進める。
- ③ 放射線による健康影響等の不安を軽減するため、住民対応にあたる職員を対象とした研修や住民を対象としたセミナー、少人数での意見交換会の実施、住民に寄り添い

リスクコミュニケーションを実践する拠点間の連携強化等の取組を進める。

- ④ 食品中の放射性物質について、福島県及び全国の消費地において、消費者を始めとする関係者が共に参加する意見交換会の開催等のリスクコミュニケーションを推進する。
- ⑤ 食品中の放射性物質の基準の根拠等について、消費者に向けた分かりやすい情報を様々な手段を通じて発信し、消費者の理解を促すとともに流通する食品の信頼性の向上を図る。
- ⑥ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等において、放射線に関する健康上の不安を抱く住民や国民一般に対して、適切なリスクコミュニケーションを行える人材の確保、育成等を行う。
- ⑦ 福島以外の地域においても、国民一般向けの分かりやすい資料を作成するとともに、放射線に関する専門家を講師として日本全国に派遣し、放射線に関する正確な知識の普及・啓発を行う。また、コールセンターを設置し、原子力災害及び放射能による影響についての国民からの問合せ及び相談に応じ、情報を提供する。さらに、政府広報等を活用し、国民に対して放射線に関する正確な理解の定着を図る。
- ⑧ 児童生徒等が放射線についての科学的な知識を持ち、科学的に考え行動することができるよう、学校における放射線に関する教育の支援を進め、児童生徒等を対象とした出前授業や教職員等を対象とした研修等を実施する。
- ⑨ 国は、消費者の安全・安心の一層の確保に向け、消費段階において、住民が持ち込んだ食品等の地方公共団体による放射性物質検査体制の維持を図るため、放射性物質検査機器の貸与及び地方公共団体へのサポート等の措置を講ずる。
- ⑩ 放射線に関する風評等に基づく様々な人権問題についても、人権相談等を通じて適切に対処するとともに、新たな人権侵害事案を防止するための人権啓発活動を実施する。

## (2) 食品等に関する規制等に係る科学的・合理的な見地からの検証等の実施

発災から14年余りが経ち、これまでに蓄積された様々な知見やデータを踏まえ、たけのこや山菜、きのこといった山の恵みを含む食品等に関する規制等について、科学的・合理的な見地から検証するとともに、流通前の野生のきのこ、山菜、ジビエ等の食品も含めた放射性物質の摂取量推定等を行う。その上で、その検証結果等を踏まえて、山の恵みを取り戻したいという地域の声に寄り添い、かつ、国内外の情勢も踏まえ、これらの野生のきのこ、山菜、ジビエ等の食品について特別の区分の基準を設けて対応することを検討する。また、科学的な根拠に基づき、検査をして安全性を担保された自家消費食品の摂取制

限を見直す。あわせて、消費者の理解を深めるため、分かりやすい形で情報発信・リスクコミュニケーションを進める。

### (3) 健康管理調査の実施

福島県では平成 23 年に創設した「福島県民健康管理基金」を活用して、被ばく線量や健康状態を把握するための健康管理等を実施している。県民健康調査事業としては、全県民（約 206 万人）を対象とした東京電力福島第一原子力発電所の事故後 4 か月間における外部被ばく線量の推計・把握を目的とした「基本調査」、事故当時おおむね 18 歳以下であった方を対象とした「甲状腺検査」、避難住民等を対象とした「健康診査」、「こころの健康度・生活習慣に関する調査」を実施している。また、妊産婦を対象とした「妊産婦に関する調査」も実施してきたところ、令和 4 年度をもって調査を終え、調査結果を踏まえた情報発信や相談対応の支援を引き続き実施している。

環境省は「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」を開催し、平成 26 年 12 月に、県民健康調査の甲状腺検査の実施状況等の評価を含めた中間取りまとめを公表した。当該中間取りまとめにおいては、「今回の事故による放射線被ばくによる生物学的影響は現在のところ認められておらず、今後も放射線被ばくによって何らかの疾病のリスクが高まることも可能性としては小さいと考えられる。」とされる一方、「放射線の健康管理は中長期的な課題であるとの認識の下で、住民の懸念が特に大きい甲状腺がんの動向を慎重に見守っていく必要がある。」とされている。また、平成 27 年 2 月に、同中間取りまとめを踏まえた「当面の施策の方向性」が公表され、四つの方向性が示された。そのうちの一つに、「福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実」が位置付けられている。

また、「UNSCEAR 2013 年報告書」（平成 26 年 4 月 2 日原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR: United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation））においては、科学的研究に関する主な優先事項として「現在のプロトコルに基づき、福島県での健康調査および小児の継続的な超音波検査を続ける。」が位置付けられている。同委員会では、東京電力福島第一原子力発電所事故後 10 年までにおいて、事故による放射線被ばくのレベルと影響に関連して入手可能な全ての情報を要約し、「UNSCEAR 2020 年/2021 年報告書」（令和 3 年 3 月 9 日）を取りまとめた。同報告書では、被ばく線量の推計、健康リスクの評価を行い、放射線被ばくによる住民への健康影響が観察される可能性は低い旨が記載されている。

さらに、「甲状腺検査」開始から現在 14 年余りが経過し、対象者は 14 歳から 33 歳となり、多くが成人年齢に達するか成人年齢に近づき、受診に関する意思決定は保護者から対

象者へ移行してきている。

これらの状況に鑑み、国は、放射線による健康への影響に対する住民の不安の緩和、解消に向け積極的に取り組むとともに、福島県による県民健康調査の実施を継続的に支援し、その進捗を注視していき、以下を始め、必要な措置を講ずる。

- ① 国は、福島県が実施する県民健康調査事業及び診療情報の提供を受けることで「甲状腺検査」に係る事業に対して必要な措置を講ずる。
- ② 国は、「甲状腺検査」を希望する方が受診でき、希望しない方が受診しないことを自然と選択できるよう、県外検査実施機関の整備を含め任意性の担保に向けた啓発等必要な措置を講ずる。
- ③ 国は、「甲状腺検査」の二次検査以降の受診者等に対する心のケアを充実させるための取組に必要な措置を講ずる。
- ④ 住民自らの放射線量の確認を推進するため、国は福島県内の市町村が実施する個人線量計の配付・貸出及びサーベイメーターの整備に関し、必要な措置を講ずる。

#### （４）健康増進等を図るための施策の推進

福島においては、放射線による健康への影響について不安の中での生活を余儀なくされている。こうした中、住民が生涯を通じて放射線の影響から心身ともに健康で安心した生活を送ることができるよう、外部被ばくだけでなく内部被ばくについても、不安を解消するための検査体制や相談体制を引き続き実施する。

また、避難者を含めた福島県民の一般的な健康の確保は重要であり、必要な取組を継続して実施する。

国は、福島県民自ら健康管理等を図れるよう、以下の必要な措置を講ずる。

- ① 福島県等が実施するホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査や、市町村が実施する個人線量計による測定等を引き続き支援する。
- ② （３）の健康管理調査や①のホールボディ・カウンタ等の検査機器の整備を含め、福島県が造成している福島県民健康管理基金の活用等の状況について、長期にわたりフォローアップする。
- ③ 福島県内の避難指示解除に伴い、自宅に帰還し、又は、帰還を予定している住民の方を対象に、希望する住民に個人被ばく線量計を配付して外部被ばく線量を測定し、また、ホールボディ・カウンタによって内部被ばく線量を測定することで、住民に自らの被ばく線量を把握してもらうとともに、専門家から測定結果や放射線の健康影響に関する説明を行うことにより住民の不安軽減につなげる。
- ④ 市町村が行うがん検診の受診率向上を推進するとともに、被災した市町村における



住民の健康管理・支援は必須であることから、知識と経験を有する保健師の確保・派遣、雇用に係る財政措置等、市町村等における健康増進事業等に従事する保健医療専門職の確保及び雇用に関する必要な措置を講ずる。その際、1年以上の長期にわたるよう取り組むのに必要な措置を講ずる。

- ⑤ 福島県において取り組む、健康増進等の施策について、被災者支援の観点から支援を行う。

## (5) 農林水産物等の放射能濃度の測定等の推進

食品衛生法の基準値を上回る食品が市場に流通しないようにするためには、生産段階での対策、放射性物質の検査等を行うことが重要である。このため、福島県における地域や品目の特性に応じて生産段階での放射性物質の低減対策、吸収抑制対策に取り組むとともに、生産・加工・流通の各段階での、収穫後の検査、放射能濃度の測定等を推進する。

また、十分な理解が不足していることから福島県産農林水産物等に対して不安を抱える消費者も存在する。このため、検査を継続するとともに、消費者及び流通業者に対して福島県産農林水産物等の放射性物質対策や検査結果について正確な情報を提供する。さらに、鉱工業品（砂利・砕石を含む。）の放射性物質の検査と結果の公表を支援する。

## (6) 除染等の措置等の着実な実施等

平成 30 年 3 月末までに、帰還困難区域を除く全市町村で、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）及び同法に基づく基本方針等に基づき面的除染を完了し、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、除染を行い避難指示が解除されたほか、特定帰還居住区域についても避難指示解除に向け現在除染を進めている。引き続き、除染により生じた除去土壌等の適正管理、除染後のフォローアップや中間貯蔵施設への搬入等の着実かつ効率的な実施が求められることから、以下の施策について必要な措置を講ずる。

- ① 除染により生じた除去土壌等を適正に保管するため、仮置場等の維持管理等を引き続き適切に実施する。
- ② 仮置場等に保管されている除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入等の取組を引き続き安全かつ確実に実施する。
- ③ 除去土壌等の中間貯蔵施設等への搬出完了後に、土地所有者や地元の地方公共団体の意向を踏まえつつ、従前の土地の利用形態を考慮し、実現可能で合理的な範囲・方

法で仮置場等の原状回復を行う。なお、原状回復によって不要となる遮へい土等について、公共事業等による再利用を推進する。

- ④ 除染完了後の事後モニタリングや個人被ばく線量の測定結果等により除染の効果等を検証した上で、必要に応じて除染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等の施策を実施する。

## (7) 児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置

福島では、放射線が児童生徒等の健康に及ぼす影響への不安が依然として残っている。未来に向かって成長するこどもたちが、安全で質の高い空間で学び、様々な体験をし、生活できる教育環境の確保を図ることが重要であるため、必要な措置を講ずる。

- ① 安心してこどもが遊び、運動することができる環境の整備、こどもの体験活動、県内外のこどもたちの交流を推進するとともに、発達段階に応じた必要な運動プログラムの普及を推進する。
- ② 学齢期における健康教育や食育を一層充実させるとともに、それにより身に付けた望ましい運動習慣や食習慣を、生涯にわたり維持できるよう、児童生徒が自分自身の健康課題に積極的に取り組むことができる健康マネジメント能力の育成を支援する。
- ③ 学校や児童福祉施設等における空調設備の設置等の環境改善を推進する。
- ④ 学校給食等の安全を図ることは、こどもの安全と安心の確保だけでなく、食育等を通じて健やかな心身を育むことにも資する取組であり、地方公共団体等が行う学校や保育所等の給食における提供前の検査結果の情報提供を行う。
- ⑤ 学校が提供する給食の安全・安心の確保のため、地方公共団体等が行う給食用食材等の放射性物質検査を支援する。また、児童福祉施設等が実施する給食用食材の放射性物質検査等を支援する。

## (8) 放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等

福島においてこどもや親たちを始めとする住民が安全に安心して生活する環境を整備するためには、最先端の科学的な知見に基づいて、住民の健康管理等の対策や、放射性物質による汚染からの環境の回復のための措置が講じられることが不可欠である。

このためには、放射線の人体への影響等や、放射性物質による汚染からの環境の回復・創造等に関し、さらなる研究開発の推進を通じて、関連する科学的知見の充実と早期の技術確立等が図られることが必要であり、国内外の<sup>えいち</sup>叡智を結集し、放射線の人体への影響等に関する調査・研究開発の推進や人材の育成を行うとともに、これと関連して、福島に

において国内外の<sup>えいち</sup>叡智を結集する研究拠点の形成を図ることが重要である。

国は、放射線の人体への影響や環境回復・創造等に関する研究及び開発の推進等のため、以下を始め、必要な措置を講ずる。

- ① 放射性物質で汚染された環境の回復・創造のための調査及び研究開発の拠点として、関係する研究開発機関等が連携・協力しながら、各機関の人材、知見等を活用することにより、引き続き、福島県環境創造センターにおける福島県の環境回復及び環境創造への取組を支援する。
- ② 放射性物質に関する科学的知見の集積や原子力事故に関わる様々な問題を解決するためには国内外の<sup>えいち</sup>叡智を結集することが必要である。このような観点から、これらの取組の実施にあたり、福島において国内外の研究者の連携、IAEA 等の国内外の機関との連携を強化する。
- ③ そのほか、各機関において、以下の取組を行うとともに、調査研究等の結果の速やかな公表と実用化に向けた必要な措置を講ずる。

(i) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構において、「第2期環境創造センター中長期取組方針」<sup>45</sup>を踏まえ、住民が安全に安心して生活する環境を整備するために必要な環境回復に係る研究開発として、モニタリング技術の最適化等に取り組む。

(ii) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構<sup>46</sup>において、放射性薬剤を用いた最先端医療・診断の研究連携、被ばく線量評価、沿岸域を含めた放射性物質の環境動態解明のための研究、放射線防護等の知識や技術習得のための研修を行うとともに、福島県立医科大学が行う放射線の人体への影響や汚染への対処等に関する調査研究の技術的支援その他の放射線安全研究や緊急被ばく医療体制の整備支援を行う。

また、引き続き低線量被ばくに関わる基礎的研究を進めるとともに、福島県立医科大学が実施するこれらの調査研究等に対して技術的支援を行う。さらに、得られた知見を低線量下における福島県民の健康上の不安の解消につなげるため、積極的に情報発信する。

(iii) 国立研究開発法人国立環境研究所において、被災地の環境回復と持続可能な地域環境の創出に貢献するため、福島県環境創造センターを拠点として、汚染廃棄物・土壌の減容化・中間貯蔵等のための技術システム構築に向けた研究、放射性物質の長期的な環境影響評価と生態系モニタリングに基づく避難指示解除区域等の環境保全手法の構築のための研究、環境資源をいかす地域創生型のまちづく

<sup>45</sup> 令和7年3月策定。

<sup>46</sup> 令和5年4月1日より放射性物質の環境動態解明のための研究に関する一部の取組について F-REI に統合して実施。

り支援等を行う。

- (iv) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において、福島県との基本協定書に沿って、福島県農業総合センター等を拠点として、放射性物質の作物への移行低減技術の開発、農地等における放射性物質の動態の解明、人的交流を通じた連携協力を行う。
- (v) 国立研究開発法人水産研究・教育機構において、海洋生物への影響を把握するため、福島沖を含め日本周辺海域の放射性物質の調査を推進する。
- (vi) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所において、被災地における森林・林業の復興のため、森林生態系における放射性セシウムの分布と動態のモニタリング、メカニズムの解明の研究等を推進する。
- (vii) F-REI において、「第2期環境創造センター中長期取組方針」を踏まえ、放射性物質の環境動態研究を始めとする自然環境についての調査分析や、被災地の安全性を高めるための科学的知見の蓄積と情報発信を推進する。

## (9) 教育を受ける機会の確保のための施策

原子力災害によって特殊な事情に置かれた福島において、教育を通じて全てのこどもが、自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、また、適切な教育が受けられないことにより人口の流出を招くようなことのないよう、福島の未来を担う児童生徒等の教育を受ける機会を確保するため、国は、学校施設の整備、教職員の配置、就学の援助、体験活動の促進、いじめの防止のための対策の実施その他の取組を支援するために必要な施策を引き続き講ずる。

- ① 児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、学校等の教育施設の災害復旧を含めた施設・設備整備や、心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員の加配措置、被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケア等のためのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を支援する。

また、被災により経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒や学生に対し、授業料等減免事業や学用品費等の支給、奨学金事業による支援等を実施する。

- ② 原子力災害の経験や教訓をいかした防災教育や道徳教育等の充実、福島の将来を担う新たな産業等の基盤となる理数教育、外国語・国際理解教育等の充実等、学校教育を充実するための施策について、教職員の配置や有識者の派遣等積極的支援を行う。

また、震災の教訓を踏まえ、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」や、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高める防災教育の更なる充実を図る。

- ③ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により住んでいた町から避難している児童生徒が、避難先でいじめに遭うような事例も見受けられたことから、そのようないじめを防ぐために、被災児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。具体的には、教職員等を対象とした研修を実施するなど、特に児童生徒に対して差別や偏見が向けられない効果的な対策を講ずるとともに、いじめに遭った児童生徒の心のケアやいじめに関する相談窓口の周知等の取組を進める。
- ④ 障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育支援員の拡充を含めた教育環境の整備・充実を図る。

#### (10) 医療及び福祉サービスの確保のための施策

##### ア 医療従事者及び福祉・介護人材の養成・確保を始めとする医療・福祉サービス提供体制の確保

医療及び福祉サービスの提供体制について、避難指示が解除された地域においては事業再開の途上であり、また近隣地域においても利用者が増加して負担が大きくなっている。体制の整備に向けて、医療従事者や福祉・介護人材の不足が大きな課題となっている。

全ての福島の住民が健康で安心して暮らしていくことができる生活環境を実現するため、福島における適切な医療及び福祉サービスの提供体制を確保していくことが必要である。

国は、福島において適切な医療及び福祉サービスを確保するため、以下を始め、必要な措置を講ずる。

- ① 福島県が策定した地域医療再生計画の成果や医療の復興計画を踏まえ、医療従事者が県外流出等により不足している被災地への医療従事者の県内外からの派遣及び確保、医療従事者の県内定着等のための医療機関への支援等に対し、財政措置を講ずる。また、避難指示が解除された地域の医療機関の再開等、医療提供体制の整備等を進める。加えて、地域医療再生基金による事業の状況について継続的にフォローアップを行う。このほか、金融支援・二重債務問題への取組をきめ細やかに対応する。

- ② 福祉・介護人材の確保・育成のための財政措置、原発事故により避難を余儀

なくされた社会福祉施設の事業再開に向けた財政措置を講ずるなど、高齢者や障害者に対する福祉サービス提供基盤を十分に確保する。また、市町村が策定する復興計画等に基づく地域包括ケアの推進等に対して必要な取組を進める。

- ③ 避難の長期化に伴う要介護高齢者の増加・重度化について、防止策を講ずるとともに、必要な支援を行いながら、介護保険財政の安定的な運営を図る。

## イ 保育・子育て環境の充実

避難指示が解除された地域を始め、福島が持続性のある復興を実現していくためには、子育て世代を中心とする住民の定着が不可欠である。このため、安心して子どもを生み育てられる保育・子育て環境を充実することが必要である。

- ① 保育の充実に対する措置（保育サービスの提供に係る財政措置、人材確保）、地域で子育てを支援する環境づくり等への財政措置、被災した障害児に対する相談・援助、障害児に対する医療支援等、保育・子育てを支援する環境づくりを進める。
- ② 市町村が策定する復興計画に基づく子育て関係施設の複合化等に対して必要な取組を進める。
- ③ 妊婦健康診査や乳幼児健康診査、新生児訪問等の市町村の母子保健事業において、妊産婦やこどもの心身の健康状態、親が抱える育児不安等を適切に把握し、必要な支援が行えるよう、国は、県・市町村と連携し、必要に応じて知見の提供や専門家の派遣等の技術的支援を行う。また、国は、母乳の放射性物質濃度検査等福島県が取り組む事業に対する財政的支援を行う。
- ④ 安心してこどもが医療サービスを受けられる体制を整備するため、医療体制の充実（小児医療体制。特に医師確保（産科、小児科等））を図る。
- ⑤ こどもや保護者等に対する、心のケア（支援ニーズの把握、専門家の派遣・調整、各種情報の集約・分析等）を実施する。

## ウ 情報通信機器の活用等による必要な医療の確保

避難指示・解除区域市町村では、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示が段階的に解除されているが、避難指示が解除された地域に帰還した住民の割合は少ない現状にある。また、帰還した住民も高齢化が進み、地域の公共交通機関が十分に発達していないことや寝たきり等の状況により、医療機関への通院に支障のある方も多く存在している。

このような状況にある避難指示・解除区域市町村の区域において、帰還や新たな住民の移住に向けた住民の医療面の不安を解消するため、情報通信機器を活用したオンライン診療・服薬指導を含めた医療提供体制整備を推進する。また、関係者に対する必要な情報の提供・相談・助言その他の援助を行うこととする。

#### (11) その他安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

国は、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のため、(1) から (10) の施策に加え、以下の措置を講ずる。

##### ア 被災者の見守り・心のケア等

避難生活の長期化に伴って見守り、生活支援等に対するニーズが高まっている状況を踏まえ、被災者が安定的な日常生活を営むことができるようにするため、仮設住宅や災害公営住宅等で生活する高齢者等に対する日常的な見守りや相談支援、情報提供、被災者の移転に伴うコミュニティの形成や既存のコミュニティとの融合等に対する支援、高齢者等の日常生活における困りごと等へのサポート、被災者の円滑な住宅移転や住宅・生活再建に向けた相談対応、避難先での生活支援を行う NPO への支援等を行う地方公共団体等による丁寧な取組を一体的に支援する。

原子力災害による避難者・被災者は、避難生活の長期化や新たな住まいへの移転等に伴う様々な悩み・不安を抱え、それがひいては精神面の問題にも及ぶおそれがあるなど、心身の健康を損ねかねない状況に置かれているため、避難者・被災者に対するきめ細かな心のケアを実施していくことが必要である。

専門的な心のケアが特に必要な被災者のため、被災者の心のケア支援事業の充実・改善に取り組む。具体的には、①心のケアセンター間の連携強化、②福島県外避難者に対する相談体制の充実、③福島県の避難者の相談事例の集約とフィードバックを行う。

また、避難者・被災者は様々な生活の悩みや不安を抱えている中で、その相談先も専門的な心のケアを実施する機関に限られないため、相談を受けた機関において適切に対応できるようにすることも重要である。このため、県内外避難者を支援する多様な生活相談関係者や心のケア関係者等の連携強化・情報共有に取り組むなど、相談対応の充実及び各種の生活相談と専門的な心のケアとの連携の強化を支援する。

さらに、自殺総合対策大綱<sup>47</sup>に基づき、国は、指定調査研究等法人において、福島県や県内市町村それぞれの実態を分析したプロファイル等を作成・提供することにより、これを踏まえた各地方公共団体における計画の策定を支援し、地域の実情に応じた自殺対策を推進する。

## イ その他

国は、放射性物質に汚染された下水汚泥、上水汚泥、農林業系廃棄物、復興・復旧工事等から生じる廃棄物等の適正な処理について、県、市町村と連携して取り組む。

指定廃棄物の処理については国の設置した仮設焼却施設での処理や既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入を行っており、安心・安全の確保に万全を期しつつ、国として責任を持ってこれらの事業を進める。また、8,000 ベクレル/kg 以下の廃棄物については、通常の処理方法で適切な管理を行うことにより安全に処理することが可能であり、引き続き国が前面に立ってリスクコミュニケーションを進めるとともに、必要な普及啓発活動を実施する。

復旧や復興に係る交通量の増加その他の交通環境の変化に対応し、交通の安全と円滑を図るための交通安全施設等の整備を推進する。

また、野生動植物の放射性物質の影響を把握するため、長期的なモニタリング調査及び結果の公表を行う。

---

<sup>47</sup> 平成 29 年 7 月 25 日閣議決定。



## 第7 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

### 1 原子力災害からの産業の復興及び再生に関する施策の必要性・基本的な考え方

福島県は、震災による直接の被害に加えて風評被害による影響を受け、特殊な事情に置かれているということに配慮し、避難指示の対象となった区域や福島全域における産業の復興及び再生について引き続き支援を行うことにより、福島の地域経済の活性化や産業集積を図り、さらに、産業政策と一体となった雇用支援による雇用の安定・拡大を図る。

原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生を早急に図るためには、今もなお続く農林水産業や観光業を中心とした幅広い産業分野における風評被害の払拭にも万全を期す必要がある。

### 2 産業の復興及び再生のための施策

#### (1) 農林水産業の復興及び再生のための施策

農業分野では、原子力災害被災 12 市町村における営農再開は、令和 6 年度末時点で 9,145ha と着実に進捗している。また、第 2 期復興・創生期間において、生産と加工が一体となった高付加価値な産地の展開に向けて整備した加工施設が稼働し、産地の拠点となって農産物を受け入れており、地域の好循環が生まれつつある。

こうしたこれまでの施策の成果を踏まえ、避難指示解除の遅かった地域等、それぞれ現況が大きく異なっていることから、それらの被災地方公共団体への人的支援の在り方を含めて、残された課題を的確に捉え、将来像を見据えた地域計画等に基づき、営農再開の加速化を図る。第 3 期復興・創生期間において営農可能面積の 75% に当たる約 11,000ha の営農再開目標の実現に向けた地元の取組を支援する。さらに、個々の経営体による点的な再開にとどまらず、市町村を越えた広域的な産地として再構築する。これらの取組を福島全体の確かな農業の復興につなげていく。

特に、担い手の確保が課題となっていることから、令和 2 年改正法に基づく農地集積の特例措置等も活用しながら、更なる農地の集積・集約化、大区画化や施設整備等のハード事業を進め、外部からの参入も含め、地域農業の次世代の担い手の育成・確保を図る。加えて、限られた担い手や地域住民による維持管理体制の構築や省力化に資する対策を推進する。また、これまでの知見の蓄積をいかし、農地の放射性物質の吸収抑制対策や、ため池等の農業水利施設の放射性物質対策に取り組みつつ、除染で低下した地力の回復に向け

た耕畜連携の推進、ロボットトラクタ等の公道走行の実現に向けた課題の解決を含め、F-REI や福島イノベーション・コースト構想の取組も通じ ICT 等の先端技術を活用したスマート農業の推進・定着を進めるとともに、麦・大豆の導入や、野菜価格安定制度の特例の措置等による加工・業務用野菜等の高収益作物の生産拡大を進め、省力的かつ稼げる農業生産体系を構築する。その際、これまで整備してきた既存施設の活用率向上を含め、市町村を越えた広域的な連携の下での取組により、長期安定出荷やサプライチェーンの再構築等の加工・流通事業者のニーズに対応し得る競争力の高い産地の形成を図る。このような取組を進めるに当たり、重要な役割を担う福島県や JA グループが、主体的な取組を着実に実行できるよう検討する。また、営農再開の加速化と広域的な産地形成の推進のため、地域の実情に応じてハード事業とソフト事業を幅広く一体的・機動的に実施できるようにするための措置を講ずる。

これらにより、担い手の確保や生産性の高い経営の確立、持続的な発展に向けた収益力の高い産地の形成等の取組を全国に先駆けて実施することで、農業における全国共通の課題解決に資するモデルを構築する。

森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、里山再生事業、良質な原木や原木しいたけ等の産地再生に向けた取組を進める。特に、しいたけ原木等の生産のための里山の広葉樹林について、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向け取組を推進する。また、木材製品等に係る安全証明、バイオマス発電施設の活用を含むパーク等の滞留対策や有効利用、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた公共建築物の建設予定に係る情報や大断面集成材等の製品情報の関係省庁間での共有等、木材産業の再生に向けた取組を推進する。さらに、帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、作業者の安全・安心の確保のためのガイドラインの策定や、整備が必要な森林等の把握、木材の検査方法の運用見直し等の条件整備を進めた上で、早期に間伐や路網といった具体の整備目標を定め、本格的な復旧に着手する。その際、福島県、関係市町村、林業関係団体等との連携及びリスクコミュニケーションに取り組む。

水産業分野では、沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については試験操業が終了したことから、海産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大、販路の回復・開拓等の本格的な操業に向けた支援として、計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進を行うなど安定的な水産物生産体制の構築を推進する。また、水産加工業について、販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組を推進する。

さらに、このような取組等を通じて、ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響による<sup>なりわい</sup>生業継続への不安に寄り添い、政府として対応していく。

あわせて、国産水産物の消費拡大に向けた現状の取組や課題を踏まえ、魚食普及に向けた取組を推進するとともに、福島県産水産物について、流通販売業者・消費者への情報発信や消費拡大等に向けた取組や必要な支援を行う。

諸外国・地域における輸入規制については、これまで 50 か国・地域で撤廃を実現してきたが、依然として、5 か国・地域が規制を継続している（令和 7 年 11 月現在）。このため、令和 2 年改正法により、輸入規制の緩和・撤廃の推進や海外における風評対策のために必要な措置を講ずることを法に規定したところであり、この趣旨も踏まえ、引き続きあらゆる機会を捉えて働きかけを行うとともに、風評払拭に向けては、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、国内外に対して、正確で効果的な情報発信や被災地産品の販路拡大等について、引き続き政府一体となって取り組む。特に、いまだ根強く残る福島県産農林水産物の風評払拭に向けて、生産から流通・販売に至る事業者間の連携を強化し、福島県産農林水産物が積極的に取り扱われるよう取り組む必要がある。

## （２）中小企業の復興及び再生のための施策

福島の産業の復興及び再生を進めるに当たり、県内中小企業が県外に流出することなく、今後も福島において事業活動を行う環境を整備する観点から、国は、県内事業者等が行う施設の復旧・整備のための補助、資金繰り支援、経営相談体制の確保、事業承継、二重債務問題の解決に向けての支援、新たな商品・サービスの開発や販路の開拓及びブランドの確立に対する支援、新たな分野への進出や業務の拡大の支援、創業支援等の措置を講ずる。

## （３）商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査等の措置

福島県産品の購入をためらう消費者の割合は震災直後の 19.4%（平成 25 年）から令和 7 年では 6.2%と減少傾向で推移している。なお、令和 6 年から令和 7 年にかけては、1.3%ポイント増加している。また、全国平均との価格差が震災前の水準に回復した品目も見られる一方で、震災前のポジションに戻っていないまま固定化されている品目がいまだ存在している。福島県産農産物等流通実態調査によれば、消費者が自身の購入姿勢を比較的「前向き」に評価しているものの、流通事業者等による消費者の購入姿勢はおおむね「中立的」と評価されており、認識に齟齬が見られること、ブランド力向上のために産地としての認知度向上や独自性のアピールといった対策が求められること等が明らかとなった。

このため、引き続き検査機器の整備を含め福島県産農林水産物の安全性の確保に取り組むとともに、これまでの対策の効果検証を行い、福島県産農林水産物の流通段階の風評の実態を含め、品目ごとに取扱いが伸びない要因を分析する。その上で、流通段階で選ばれる福島県産農林水産物となるような産地競争力の強化や、流通事業者等に対して消費者の福島県産品への評価に関する正しい認識を周知するなど風評の払拭に向けたリスクコミュニケーションを推進し、新たな販路の開拓や小売店における福島県産品を販売する棚の回復を含め、福島産の「食」の復興に向けた取組を進める。

#### （４）職業指導等の措置

国は、福島の労働者の職業の安定を図るため、全国ネットのハローワークを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援、公的職業訓練の実施や公共職業能力開発施設の運営に対する支援等の措置を講ずる。

また、長期的安定雇用の創出による本格的な雇用復興を図る観点から、将来的に福島で産業の中核となることが期待される事業又は雇用のミスマッチが生じている分野で産業政策の対象となっている事業を実施する事業所に対し、雇用創出のための基金による産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

#### （５）観光の振興等

東北の観光復興のため、平成 28 年を「東北観光復興元年」とし、令和 2 年までに東北 6 県の外国人延べ宿泊者数を 150 万人泊とする目標を掲げ、観光振興に向けた力強い取組を開始した結果、令和元年の東北 6 県の外国人延べ宿泊者数は 168 万人泊に達し、目標を上回った。

しかし、令和 6 年の福島県の外国人延べ宿泊者数は 28.9 万人泊と、震災前の平成 22 年の約 3 倍となっているものの、東北 6 県全体の伸びに比べると鈍い状況にある。また、観光客中心の宿泊施設における日本人延べ宿泊者数は、370 万人泊であり、震災前の水準には戻っていない。県内外からの教育旅行宿泊者数も震災前の平成 21 年度に 71.0 万人泊であったのに対し、令和 5 年度は 44.8 万人泊までの回復にとどまっている。

また、震災前まで福島の地方公共団体又は民間団体等で実施されてきた国際交流活動や国際協力事業が、原子力災害による風評被害により、活動の中止が余儀なくされるなど、海外との交流が停滞している状況にある。

このような状況を踏まえ、福島の観光復興においては、政府が一体となって国内外に向けて正確な情報発信等を行うとともに、国内外に対し豊かな自然・歴史文化・食といった

地域の魅力の発信等にも取り組むことが重要である。具体的に、国が根強い風評被害の払拭のために支援する取組は以下のとおりである。

- ・福島における観光復興を最大限に促進し、風評払拭と交流人口・関係人口の拡大を図るため、イベントの開催等による国内外のプロモーションの実施や、新たな観光コンテンツの創出のほか、教育関係者や学生、PTA、企業、留学生等を対象とした被災地をフィールドとする学びのツアー「ホープツーリズム」<sup>48</sup>を支援する。また、「ふくしま浜通りサイクルルート」のナショナルサイクルルート（NCR）の指定を視野に入れた浜通り地域等のサイクルツーリズムの推進を支援する。さらに、ALPS 処理水の処分による風評への対策として、海の魅力を高め、国内外からの誘客と観光客の定着のため、ブルーツーリズム<sup>49</sup>の推進を支援する。
- ・インバウンドを呼び込むために地域が行う観光資源の磨き上げや情報発信、多言語案内等の受入環境整備、広域周遊観光促進のための地域の取組、宿泊施設の高付加価値化改修等の取組等を支援する。
- ・風評被害の払拭に向け、政府が一体となって国内外に向けて正確な情報発信等を行う。また、海外への正確な情報発信の観点からも、国際会議等の福島への誘致等を推進するとともに、国際会議の参加者に対するエクスカージョン<sup>50</sup>/テクニカルビジット<sup>51</sup>等の実施を通じて、福島の復興に関する適切な情報を発信する。
- ・国外からの観光旅客の獲得に向け、福島への行き過ぎた渡航注意喚起の撤廃を求める取組や「訪日誘客支援空港」として認定した福島空港の国際線誘致の取組を支援する。関係省庁及び地方公共団体、一般社団法人東北観光推進機構等との連携を強化しつつ、福島の観光復興の取組を一層推進する。
- ・海外からの留学生や研修員等の福島への受入れや、被災地の学生・生徒等の海外交流プログラムの実施、外国メディアの招へい等、在外公館、国際交流や国際協力事業、外国メディアによる発信を通じて、福島の対外情報発信を促進する。
- ・独立行政法人国際交流基金は、内外文化人の被災地での活動を支援し、その経験や成果を活用した交流事業を行うとともに、福島を含む被災地の経験を世界に伝え、復興に関する適切な情報を発信するための国際会議や人物交流事業等の取組を進める。

---

<sup>48</sup> 福島の「ありのままの姿（光と影）」と、前例のない困難な状況の中でも「復興に向け挑戦し続ける福島の人々との対話」、自分の目と耳で見聞きした福島の状況を踏まえ「震災・原発事故の教訓を自分事として未来にどういかすか」を考える教育等を目的とする旅行をいう。

<sup>49</sup> 海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行をいう。

<sup>50</sup> エクスカージョン（Excursion）：会議参加者のために行われる、レクリエーションのための小旅行や遊覧をいう。

<sup>51</sup> テクニカルビジット（Technical Visit）：会議参加者のために行われる、工場等の現場の見学をいう。

## （６）風評被害対策その他産業の復興及び再生のための措置

今なお残る風評の払拭に向けて、復興大臣の下に設置した関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において「風評対策強化指針」<sup>52</sup>を取りまとめ、「①風評の源を取り除く」、「②正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」、「③風評被害を受けた産業を支援する」の三つの強化指針を示した。また、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等を策定し、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来ってもらう」の観点から、伝えるべき内容、取り組むべき具体的施策等を提示した。当該タスクフォースにおいては、引き続き各府省庁の取組状況の進捗管理とともに、課題を洗い出し、関係府省庁一体となって総合的に風評被害対策の推進を図るものとする。

具体的には、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS、マンガ等の多くの媒体を活用したメディアミックスにより、国内外に向けて福島県の復興の現状や放射線に関する正確で分かりやすい情報発信を行うとともに、WEBサイトの改善やコンテンツの多言語化等、海外に向けた情報発信を強化する。あわせて、福島県の地方公共団体自らが創意工夫により行う風評払拭に向けた取組について、これまでの取組の効果等を踏まえ、より効果的な情報発信となるよう見直した上で強力に支援することにより、徹底した情報発信による理解醸成を促進する。また、国内外に向けた環境モニタリングや農林水産物等の放射性物質検査の結果の発信、加工品や工業製品の残留放射線量測定並びに農林水産物や工業製品等の福島ブランドの再生と農林水産物等被災地産品の販路拡大の積極的な促進に取り組む。また、我が国の農林水産物・食品に対する輸入規制は、これまで50か国・地域で規制の撤廃を実現してきたところであるが、依然5か国・地域で規制が残っており（令和7年11月現在）、引き続き、あらゆる機会を捉え、規制撤廃に向けた働きかけを行う。さらに第3.2（1）、第6.2（5）、第7.2（1）、（2）等を、関係省庁が、省庁間及び福島県、市町村と連携し総合的に推進する。

引き続き検査機器の整備や、第三者認証GAP等の取得促進等により、福島県産農林水産物の安全性の確保に取り組むとともに、これまでの対策の効果検証を行い、福島県産農林水産物の流通段階の風評の実態を含め、品目ごとに取扱いが伸びない要因を分析する。その上で、流通段階で選ばれる福島県産農林水産物となるような産地競争力の強化や、流通事業者等に対して消費者の福島県産品への評価に関する正しい認識を周知するなど、風評の払拭に向けたリスクコミュニケーションを推進し、新たな販路の開拓や小売店における福島県産品を販売する棚の回復を含め、福島産の「食」の復興に向けた取組を進める。

また、観光については、教育旅行回復に向けた対策強化の取組等を含め、国内外から福島への誘客促進に向けた取組を関係省庁が連携して進める。

---

<sup>52</sup> 平成26年6月23日公表。

さらに、ALPS 処理水の処分の方針を受け、令和 3 年 8 月に関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、次の考え方に立って、「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」を策定した。

- ① 安全性についての情報発信のみならず、消費者等の「安心」につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらう情報発信を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの意見・要望も含め、地元の声をしっかり聴いて対応する。
- ③ 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に対応する。
- ④ 継続的に風評に関する状況等を把握し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

これに基づき、関係府省庁が一丸となって、引き続き、情報発信に努めていく。

### 3 産業の復興及び再生に係る規制の特例及び課税の特例

#### (1) 規制の特例

福島復興再生計画の認定により活用することができる規制の特例は、別表に示すとおりである。

福島においては、福島の特殊な事情と地域の自主的かつ自立的な取組による産業の復興及び再生を推進する必要性を踏まえ、法において、福島県知事が、新たな規制の特例等について提案することができることとされている。今後とも、当該提案制度の活用により、福島県知事や民間実施主体からの提案を踏まえ、新たな規制の特例を検討するとともに、福島の復興及び再生に必要と認められる場合については、適宜追加・充実していくものとする。

#### (2) 課税の特例

いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等への風評被害に対応するため、福島県内において、特定事業活動<sup>53</sup>を行う事業者に対して、事業用設備等への投資及び被災者等の雇用に対する課税の特例措置並びに福島県又は福島の市町村が地方税の課税免除又は不均一課税をした場合の特例を令和 3 年度から設けている。

<sup>53</sup> 特定風評被害（放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷。（法第 7 条第 5 項第 3 号））がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動（法第 74 条第 1 項）。

## 第8 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策 への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

### 1 新たな産業の創出等に寄与する施策の必要性・基本的な考え方

福島地域経済を再生させるためには、新たな時代をリードする産業を創出し、雇用の拡大を図ることが重要であり、新たな産業の創出や産業の国際競争力の強化のために重点的に推進すべき内容を設定し、取り組む必要がある。

また、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向けて、経済と環境の好循環を実現する取組を推進する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時に世界中の人々が浜通りの力強い再生の姿に<sup>どうもく</sup> 瞠目する地域再生を目指して検討が始まり、特に震災、原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して福島イノベーション・コースト構想が取りまとめられた。その後、法に基づく重点推進計画に同構想の取組が記載されることで、同構想の推進が法定化<sup>54</sup>され、逐次、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」<sup>55</sup>等も踏まえて、同構想の発展とその取組を着実に推進することとしてきた。さらに、福島全県の取組として、「福島新エネ社会構想」の実現や、医療関連産業の集積、航空宇宙関連産業の集積、ロボット関連産業の集積、「福島再生・未来志向プロジェクト」に係る取組の推進を図ってきたところである。

こうした福島イノベーション・コースト構想の取組により、同構想を更に発展させ、福島に既に立地している研究施設等の取組に横串を刺す司令塔となる中核的な拠点として、F-REIを設立したところであり、研究開発や産業化、人材育成の動きを加速させていく。

### 2 新たな産業の創出等のための施策

#### (1) 研究開発の推進等のための施策

再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット、農林水産業及び航空宇宙等に関する研究開発その他の先端的な研究開発の推進やその成果の活用を支援するために必要な取組を進める。

また、環境回復・創造関係については、放射性物質の環境中での動態、生態系影響等の

<sup>54</sup> 平成29年5月に、平成29年改正法の施行により、法定の重点推進計画に福島イノベーション・コースト構想の取組を記載できるようになり、同構想の推進が法定化された。

<sup>55</sup> 令和元年12月9日復興庁、経済産業省、福島県にて取りまとめ、令和7年6月6日に改定。



解明を推進し、将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための拠点として、関係する研究開発機関等が連携・協力しながら、各機関の人材、知見等を活用することにより、引き続き、福島県環境創造センターにおける福島県の環境回復及び環境創造への取組を支援する。

## (2) 企業立地の促進等のための施策

工場等の新規立地・増設費用の支援や原子力災害被災地域における創業支援等企業立地の促進等のための施策を通じ、新たな産業の創出等に必要となる企業の立地促進その他の取組を進める。

## (3) 福島イノベーション・コースト構想に係る取組の推進

### ア 福島国際研究産業都市区域における施策及び特例等

福島浜通り地域等が産業復興を果たして、2030 年頃までの自立的・持続的な産業発展につながるよう、また、福島浜通り地域等には企業進出や産業集積が一定程度進んだ地域もある一方で、避難指示解除から日の浅い地域を始め事業環境が依然として厳しい地域もあることから、産業発展のビジョンとして、2025 年 6 月に改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」に基づく取組を国、県、市町村や関係機関が一体となって、適切なフォローアップを行いながら進めることにより、地域経済の持続的な発展、暮らしや公共コミュニティサービスへの裨益<sup>ひえき</sup>、新たな活力の呼び込みの連鎖を第 3 期復興・創生期間で推進していく。

その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪を進めるべく、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の三つを取組の柱として、認定福島復興再生計画に記載された福島イノベーション・コースト構想に係る取組を国、県、市町村及び関係機関が一体となって推進する。国は、認定福島復興再生計画に記載された本構想に係る取組を推進するために必要な施策を講ずるとともに、県、市町村及び関係機関が行う取組について必要な支援を行う。

「実証の聖地」を目指して、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙等の重点分野を中心に、食に関する新技術（フードテック）も含め、企業立地補助金等を効果的に活用し、産業集積や社

会課題解決に資する取組を進める。また、F-REI の施設整備を進めるとともに、東日本大震災・原子力災害伝承館等の運用を開始している拠点を核とした交流人口拡大・情報発信等の取組を進める。

さらに、継続して起業・創業や県外からの企業進出が進み、それら企業の経済活動が地元企業に波及効果をもたらし、地元企業や進出企業いずれも持続的に稼げるような環境整備が重要である。また、避難指示解除の進展等を踏まえ、住民や関係人口にとって目に見える形で企業によるイノベーションの成果がもたらされ、安心かつ生活のしやすさを実感でき、誇りを感じられる魅力的なまちづくりが求められる。あわせて、市町村等と連携し、この地ならではの特色に着目することを基本理念とする「福島浜通り地域等 15 市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」<sup>56</sup>を踏まえつつ、市町村の枠を超えた広域的連携の下で移住者や交流人口・関係人口を拡大し、企業の雇用・事業機会創出等につなげていく。すなわち、地域の強みをいかして域外需要を獲得し「地域の稼ぎ」を<sup>けんいん</sup>牽引していくとともに、「日々の暮らし」を改善するためには、「担い手を拡大」し、イノベーションの創出を加速させていくとの視点が重要となる。また、官民合同チームによるまちづくりの支援として、分野横断・広域的な観点から、地方公共団体による産業、暮らし、交流・人材育成等の地域活性化のための計画作りを支援するとともに、その実現に向けて関係人口づくりを含めた地域内外の多様な主体の連携を促進する。

加えて、地域の実情を踏まえつつ雇用創出や経済効果が見込める等地域への波及効果が大きい企業等の立地や創業、広域・面的な産業集積、地元企業や地方公共団体等の多様な主体による研究開発や実証、戦略的な知的財産の取得と活用等を支援・促進する。また、令和 6 年 6 月に福島県が国家戦略特区である連携<sup>きずな</sup>“絆”特区に指定されたことを踏まえ、新技術実装に必要な規制・制度改革を強力に進めるとともに、企業の多様な資金需要への対応や専門家によるハンズオン支援に係る関係機関の連携体制を構築し、地域のイノベーション創出につなげるための総合的なビジネス創出やマッチングに係る支援を継続的に進める。そのために、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）は、先端的な企業のニーズ等の情報を発信し、他の支援機関や企業に届くようにするとともに、官民合同チームは、地域のものづくり企業による共同・一括での受注の支援等に取り組み、裾野の広いサプライチェーンの形成を進める。

また、関係省庁、関係地方公共団体、民間等と緊密に連携し、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた各拠点の周辺的生活環境の整備（住居・宿舍、交通、教育・人材育成、人材確保（外国人材を含む）等）を推進する。特に、移住等

---

<sup>56</sup> 2022 年 5 月 31 日公表

の促進及び交流人口・関係人口の拡大のための取組を踏まえ、研究者を含め幅広い来訪者の増加が見込まれることから、自動運転や新たなモビリティサービスを始めた、企業、地方公共団体等によるインフラ実証等により、様々な拠点間の移動手段の確保を図り、持続可能な交通網の構築に取り組む。また、高等教育機関が有する復興知を、浜通り地域等に誘導・集積するため、教育研究活動を行う大学等を支援する。さらには、初等中等教育における特色ある教育や大学、企業等との連携に向けた取組等を推進する。

加えて、大学・高等専門学校、F-REI や地元企業等と連携し、地域特有の拠点を活用した特色ある教育プログラムの実施等により、地域の産業特性をいかし、地域の稼ぎを生み出す福島イノベーション・コースト構想を支える教育・人材育成を推進する。

以上を踏まえ、各重点分野で以下の目指すべき姿に向けて取り組み、「地域の稼ぎ」、「日々の暮らし」へ貢献していく。

#### ① 廃炉

廃炉現場での活用を想定して生まれた技術の社会実装を進めることは、新たな産業を生み、浜通り地域等に技術や人材を根付かせることにつながる。廃炉現場という技術的に過酷な環境を「研究開発の道場」として、社会課題解決のための技術が持続的に創造されるイノベーションの地となることを目指す。また、他産業・他分野における技術やノウハウを廃炉現場に応用する取組事業も並行して促進する。

作業員や、関連企業・行政機関・研究者の居住・滞在拠点として、宿泊・飲食等の関連産業まで含めて、広く経済効果を行き渡らせていき、浜通り地域等の活性化に貢献する。

東京電力福島第一原子力発電所の過酷環境を想定して開発されたロボット・ドローン技術がインフラ点検等に活用される等、廃炉由来の技術が人々の暮らしの課題を解決し、他分野でも廃炉技術が人々の生活の利便性向上に貢献することを目指す。

東京電力福島第一原子力発電所の視察人口の拡大を行うことにより、事故の教訓の伝承に加え、廃炉作業の進捗状況について透明性の高い情報発信を行う。

長期にわたる廃炉事業が持続的に進められ、地元企業が積極的に参画できるよう、廃炉事業内容を具体化して、地元企業に説明等を行うことにより、参入を促進していくことや、地元企業の技術力を向上させることや関連する幅広い業種へ事業の裾野を拡大させること等により、廃炉にまつわる経済効

果を周辺地域に浸透させていく。加えて、廃炉事業のみならず幅広い分野で、地元企業の参画を促進していく。

## ② ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールド<sup>57</sup>は、物流、インフラ点検、災害対応等で活躍するロボット、ドローン、空飛ぶクルマ等の研究開発に必要な実証試験と性能評価が1か所でできる、世界に類を見ない拠点である。令和7年4月のF-REIへの統合等も通じて、実証の場としての活用は進んできたところであるが、社会実装に必要な福島ロボットテストフィールド外の環境は不十分である。連携“絆”<sup>きずな</sup>特区指定に基づき、ドローンのレベル4によるエリア単位飛行を活用し、市街地での物流事業という先駆的な取組の社会実装を目指しているが、企業が参入しやすい環境づくりを行うことが重要である。引き続き、福島ロボットテストフィールド自身の優位性・魅力向上を図りながら、実証の場があるという優位性をいかした企業誘致や地元企業の参画を更に進めるとともに、社会実装のために必要な民間による福島ロボットテストフィールド周辺の協調領域への投資が進むことで拠点としての競争力向上を図り、浜通り地域等が本分野の開発・実証・社会実装の世界最先端の拠点となり、中長期的には、福島ロボットテストフィールドが国内ドローンの研究開発・制度執行のメインプレイヤーとしての役割を担い、ナショナルセンター化することを目指す。これらの成果を企業の生産性向上や労働力の補完につなげるとともに、得られた成果を福島県全域さらには全国に波及させること等を通じて、地域の稼ぎへの貢献を目指す。

また、生活環境での実証・実装を進め、日々の生活環境にロボット・ドローンが当たり前にある環境づくりを目指していくとともに、World Robot Summit等のイベント開催やロボット・ドローン産業以外の娯楽イベントでの活用等を行うことで、住民の参画等による地域の賑わい創出や交流人口・関係人口の拡大を図っていき、日々の暮らしへの貢献を目指す。

## ③ エネルギー・環境・リサイクル

福島県が掲げる2040年頃を目途に県内エネルギー需要量の100%相当量を再エネで生み出すとの目標の達成に向けて、再エネと水素を中心に浜通り地域等において多様なプロジェクトが進んできた。

浜通り地域等有する再エネ・循環経済等の潜在力を活かし、世界の脱炭素の動きを先取りして、域内の産業集積を進めるとともに、水素社会のモデル構築に継続的に取り組むなど、県内・東日本の脱炭素重点分野とのサプラ

<sup>57</sup> 南相馬市及び浪江町において、令和2年3月末に全面開所した。

イチェーン連携を構築する。

また、再エネ電力・グリーン水素・リサイクル等、域内の資源を活用した事業や関連産業の誘致・拡大を進めることで新規雇用創出・産業集積を図り、「脱炭素資源の供給拠点区域」としてのブランド化を通じて、さらなる企業誘致につながる好循環を目指す。

そして、県内や東日本等の域外においては、GX 重点産業分野等の供給先を開拓するとともに、戦略的なサプライチェーン構築を進め、域内企業の収益基盤の安定化を図る。

加えて、先端的なリサイクル技術や、環境への負荷の低減に資する原材料や部品、技術の開発等、環境・リサイクル分野における産学官連携、技術開発等に関する取組を進め、新産業創出を図る。

一方で、日々の暮らしへの貢献のため、地域資源の活用やエネルギーの地産地消・リサイクル等の取組をまちづくり構想と連携させる、共創的コミュニティの能動的な取組を支援し、こうした取組を通じて、災害に対して強靱で自立性の高い地域インフラ（スマートコミュニティ・情報通信網等）の構築、先進的な生活環境の整備を目指す。

その際、ローカルグリッドの運営や廃棄物収集・処理等、地域の公共サービス・社会基盤を直接担い、または行政の取組を補完する社会課題解決企業等の新たな参画を促すとともに、地域コミュニティ内の連携深化・貢献の見える化等を通じて、担い手のウェルビーイング向上を目指す。

#### ④ 農林水産業

農林水産業の分野においては、ロボット技術や環境制御システム等の開発・実証を始め、ICT 技術や高付加価値化に資する技術等の活用も進め、これらの先端技術等を取り入れた先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践し、沿岸部から中山間地域まで浜通り地域等の実情を踏まえた、農林水産業の復興・再生を図っていくとともに、開発・実証された先端技術等の成果について、福島県内全域での技術の社会実装を促進することが必要である。

また、原子力災害による構造的な担い手不足に対応し、限られた担い手で持続的な発展のためには、各分野における省力化・効率化等の取組を進める必要があるとともに、各分野の国内外における風評の払拭に向けては、生産から流通、販売に対する適時、適切な対策を強力に展開し、確固たるブランドの確立を図るとともに、輸出の更なる拡大を推進する必要がある。これらを踏まえ、各分野で以下の取組を進める。

農業においては、省力的・高収益な生産技術体系や農業者の組織化・法人

化等を通じた広域的な産地形成を進めるとともに、先端技術を活用した大規模農業を促進する。あわせて、地域の新たな基幹産業として農業生産と加工が一体となった農業・食品産業クラスターの創出を目指す。

畜産業においては、新技術の導入・大規模化による生産性向上や企業誘致等を通じた産業集積を促進するとともに、新たな高収益畜産経営モデルの展開を支援する。

林業においては、スマート林業技術の習得も含め、福島県の林業の未来を担う人材の育成等を進めるとともに、新たな木材利用開発や木質バイオマスの有効利用、地元産材の流通体制整備に取り組む。

水産業においては、ICTを活用した漁業の効率化や新たな種苗生産・放流技術の開発・実装等を進めるとともに、水産物の高鮮度・高付加価値化や販路拡大等の取組を促進する。

食に関する新技術においては、オープンイノベーションを推進する場の整備に加え、フードテックを活用した新たな商品や付加価値の創出を推進し、関連企業の収益性の向上を目指す。

各分野のこうした取組を進めることで、地域の稼ぎへの貢献を進める。

また、農業においては、農地集積や農業インフラ等の整備を進めるとともに、省力化技術等を活用した大規模経営体（メガファーム）の育成、参入促進により、地域農業の再構築を図る。併せて、小規模な農山村等の中においても、農地等の保全や地域環境、コミュニティの維持がなされるよう、地域内外との交流、連携に取り組んでいく。

畜産業においては、自給飼料生産体制の整備や広域的な連携を通じ、外的な要因からの影響緩和による持続的酪農経営を進めていく。

林業においては、林業の再生と住民の安全・安心の確保に向けて、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を進める。また、事業体の福利厚生の実施等安定した就業環境の整備を図るとともに、林業の成長産業化による就業者の所得向上により、就業者の確保に取り組む。

水産業においては、各地域の漁業復興計画に基づき、安定的な生産体制を構築し、漁業者の収益性向上を進める等、漁業者の<sup>なりわい</sup>生業の回復等を目指す。

各分野のこうした取組を進めることで、日々の暮らしへの貢献を目指す。

## ⑤ 医療関連

浜通り地域等においては、医療・介護人材の不足や老老介護等社会的課題が全国に先行する形で現れている。

こうした中で、医療機器・医薬品の企業等による技術開発から実用化まで

の支援を行い、県内のロボット産業等から医療機器への参入等他業種からの参入も促すことで、地域の稼ぎに貢献する。また、例えば高度な技術を持つ県内部材メーカー等、企業とアカデミアのマッチング支援を行うことで、市場拡大、担い手拡大を図るとともに、関連産業の集積につなげていく。

加えて、住民一人一人が安心して医療サービスを受けられる環境の実現及び、心身ともに健康な生活の実現に向けて、デジタル等を活用したヘルスケアや介護も含めた医療関連のサービスの実証や官民連携による医療関連サービスの充実を進める。

さらに、医療関連実証企業からの相談対応や、施策のプロモーション等により、実証企業の呼び込みを進めるとともに、広域的なサプライチェーン構築や地域間連携の取組を進めることで、日々の暮らしへの貢献を目指す。

## ⑥ 航空宇宙

航空宇宙分野においては、次代を担う産業の新たな柱の一つとして、航空機用エンジンの製造を行う中核企業を始め、航空宇宙産業の国際認証規格の取得企業が多く立地している浜通り地域等への一層の産業集積の拡大と技術の高度化を図る必要がある。これらを踏まえ、各分野で以下のように取り組んでいく。

航空機産業は、「航空機産業戦略」で掲げられたボリュームゾーンへの参画を見据え、福島県においては、全国第2位の航空機用エンジン部品等出荷額を有する強みも活用し、既存の航空機サプライヤーの競争力強化のみならず、航空機産業に挑戦する地元企業や進出企業の設備投資や海外市場を含めた販路開拓、人材確保・育成等を戦略的に推進することで、航空機産業分野の中心地である浜通り地域等への更なる産業の集積を目指す。

空飛ぶクルマ関連産業は、「空の移動革命に向けたロードマップ」において試験飛行の拠点として位置付けられた福島ロボットテストフィールドを活用し、空飛ぶクルマの実証や関係企業の誘致による関連産業の集積を推進する。

宇宙産業は、近年、浜通りに宇宙スタートアップが集積しつつある状況である。福島を含む地域企業によるロケットや衛星といった宇宙産業への貢献と、それを通じた地域経済の発展が、好循環になるように目指す。各産業におけるこうした取組を通して、地域の稼ぎへの貢献を進める。

さらに、航空機産業企業の高い技術力を活用し、住民の方々の生活の利便性向上や社会課題解決につなげていくことが重要である。宇宙産業は、研究開発段階ロケット打上げの実証実験や関連企業の集積等を通じて地域の新

しい夢になりつつある。郷土愛の醸成や、実証実験時の宿泊滞在等、地域の賑わいを創出している。この地域の実情に応じた航空機人材の裾野拡大のイベントの実施や宇宙産業を地域の魅力として発信を進める。こうした取組を通して、日々の暮らしへの貢献を目指す。

福島イノベーション・コースト構想に係る取組を推進するため、福島県知事は、福島復興再生計画に、福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等）及び、当該区域において推進する

- ① 廃炉等、ロボット及び農林水産業その他復興庁令で定める分野に関する国際的な研究開発や先端的な研究開発を行う拠点の整備
- ② 当該拠点の周辺的生活環境の整備
- ③ 国際的な共同研究開発等を行う者等の来訪の促進
- ④ 産業の国際競争力の強化に寄与する人材の育成及び確保
- ⑤ 福島の地方公共団体等の多様な主体の相互の連携の強化

等の内容を記載することができる。当該計画には福島国際研究産業都市区域における取組の内容として、

- ① 中小企業者が行う、廃炉等、ロボット及び農林水産業その他復興庁令で定める分野における技術の高度化に関する研究開発事業であって、新たな産業の創出に寄与するものについては、当該事業の内容、実施主体、実施期間等
- ② ロボットに係る新たな製品、新技術の開発に関する試験研究を行う事業については、当該事業の内容、実施主体等

の事項について定めることができることとし、当該事項が記載された福島復興再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合、特許法施行令（昭和 35 年政令第 16 号）で定めるところにより、①の事業において特許料等及び国際出願の手数料等の軽減、また、福島復興再生特別措置法施行令（平成 24 年政令 115 号）で定めるところにより、②の事業において国有の試験研究施設の低廉使用が可能となる。これらの特例措置の活用により、福島イノベーション・コースト構想に係る取組を推進する。

また、福島イノベーション・コースト構想に係る取組を促進するため、福島の地方公共団体相互間の広域的な連携を確保し、国、地方公共団体、研究機関、事業者その他の関係者相互間の連携を強化するために必要な施策を講ずる。

国、福島県及び福島国際研究産業都市区域をその区域に含む市町村は、福島国際研究産業都市区域内において、自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦等の有効性の実証事業を行う者に対し、法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体



で解決し、関係省庁による具体的な連携体制の構築等を進めるため創設した「福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議」や、関係省庁、県等が参画し、構想の推進に関する基本的な方針を共有していく場として「福島イノベーション・コースト構想推進分科会」<sup>58</sup>、福島県庁内が一体となって構想の取組を加速するための「福島イノベーション・コースト構想推進本部会議」による検討体制を構築した。これに加えて、イノベ機構を中核とし、民間企業も含めた関係主体間の有機的かつ広域的な連携体制の整備を通じて、関係省庁、関係機関等が連携し、横断的に取組を進める。また、様々な主体による構想への参画や地域における気運の醸成、関係者間の連携強化を図るため、取組の進捗状況、具体的な取組について、国内外に分かりやすく積極的に発信する。

## イ 課税の特例

福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組を支援するため、新産業創出等推進事業促進区域<sup>59</sup>内において、新産業創出等推進事業<sup>60</sup>を行う事業者に対して、事業用設備等への投資、被災者等の雇用及び研究開発に対する課税の特例措置並びに福島県又は福島の市町村が地方税の課税免除又は不均一課税をした場合の特例を令和3年度から設けている。

## ウ 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣等

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、福島ロボットテストフィールドや福島水素エネルギー研究フィールド（以下「FH2R」という。）等、重要な役割を果たす拠点の整備が進んでいる。今後は、福島イノベーション・コースト構想を推進する中核団体として平成29年7月に福島県が設立したイノベ機構が、こうした拠点を活用しながら、浜通り地域等への産業集積や構想に関連するプロジェクトの創出等に本格的に取り組む段階となる。その際、国職員が有する政策立案の知見や国内外のネットワークが、福島ロボットテストフィールドを活用した制度整備（ロボット・ドローン分野の技術基準等）や、域外や県外からの新たな活力の呼び込み等の企画立案及び実施、国等の関係機関との円滑な連絡調整等においてより重

<sup>58</sup> 原子力災害からの福島復興再生協議会の下に設置。

<sup>59</sup> 福島国際研究産業都市区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域（法第84条第2項第2号）。

<sup>60</sup> 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定めるもの（法第84条第1項）。

要になるため、イノベ機構や福島県から、国職員の派遣が求められている。このため、イノベ機構において国職員の知見・ノウハウを最大限活用できるよう、新たに法第89条の2から第89条の13にイノベ機構への国職員派遣に係る規定を整備し、イノベ機構の要請に基づき、国は、その派遣の必要性等を勘案して、国職員をその身分を保有させたまま派遣することができることとした。本規定に基づき、国は、イノベ機構からの要請に基づきイノベ機構へ職員を派遣するとともに、派遣された国職員が、その有する知見やノウハウを最大限発揮することで、福島イノベーション・コースト構想を一層推進していく。また、国は、国職員の派遣に加え、各プロジェクトへの支援や、関連する政策立案等を行い、派遣の効果を最大限高めることとする。加えて、イノベ機構が県内外の支援機関と有機的に連携し企業のマッチングや各種支援のつなぎ込み等を行うコーディネート機能を高める等の体制強化が必要である。

#### (4) (1)、(2)、(3) その他の新たな産業の創出等のための措置

##### ア 福島新エネ社会構想に係る取組の推進

福島を再生可能エネルギーや水素社会の先駆けの地とすることは、復興の大きな柱であり、福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エネ社会構想」は、令和3年4月に第2フェーズ（令和3年度～令和12年度）を迎え、同年2月に改定した本構想や、令和7年9月に策定した「加速化プラン3.0」等に基づき、このフェーズを、再生可能エネルギーの更なる「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開のフェーズとするための取組を、更に加速させていく。

具体的には、2040年頃には福島県内エネルギー需要の100%相当量を再生可能エネルギーで生み出すという同県の目標や2050年カーボンニュートラルの実現という政府の目標を踏まえ、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた風力発電所等の共用送電線への連系推進、次世代再エネの普及推進や分散型再生可能エネルギーを基盤とした未来型社会の創出、リサイクルを含めた再生可能エネルギー関連産業拠点の創出・研究開発拠点機能の強化・人材の育成に向けた取組を加速化する。

また、令和6年5月に成立した脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号）に基づく支援措置を含め、様々な支援や制度の活用も検討しながら、福島を地域における水素サプライチェーン構築のフロントランナーとするべく、他地域の事業者も含め、水素を活用した企業の誘致や特色あるまちづくりを進めていく。令和8年度以降の

福島での水素サプライチェーン構築に向けて、需要・供給の両面からコスト等の課題の解決策を関係省庁において連携して検討し、浪江町の FH2R と他地域の事業者が連携した民間主体による実用化や地域の水素を活用した水素モビリティの導入拡大、産業集積の実現に向けた取組を着実に進める。

#### イ ロボット関連産業の集積に係る取組の推進

「ロボット産業革命の地ふくしま」の実現に向けて、令和 7 年 4 月に F-REI に統合された福島ロボットテストフィールドを中核に、ロボットに関する最先端の研究・開発、実証試験が県内で行われるとともに、国内外から集まる優れた研究者や技術者、企業と、県内企業が有機的に結び付き、福島から世界に誇れる「メイドイン福島」のロボット技術や製品が生み出されていくことを目指す。

#### ウ 医療関連産業の集積に係る取組の推進

福島県は、これまでの医療関連産業集積に係る取組により医療機器製造企業が 70 社以上集積し、全国でも有数の医療機器の生産県となっている。県内には海外企業とも取引を行う高度な技術力を有する医療機器製造企業が多く所在する。さらに、平成 28 年には「ふくしま医療機器開発支援センター」が開所し、これにより、安全性評価を始めとした医療機器の開発から事業化までの一体的な支援体制の整備が進んだ。今後は、世界に誇れる「医療機器設計・製造」のハブ拠点として、当該センターの機能を十分に発揮していくことにより、医療機器産業の裾野拡大や国際競争力強化の推進を図り更なる雇用と産業の創出を目指す。

また、アカデミアや企業等のマッチング支援等の取組を通じて、浜通り地域等において医療関連産業の事業化や集積を目指していく。

#### エ 航空宇宙関連産業の集積に係る取組の推進

福島県は、航空宇宙産業の中核企業が立地し、航空宇宙産業の国際認証規格を有する企業数が東北一であるなど、技術力の高い企業が多数存在していることから、今後世界的に成長が見込まれる。

航空機産業は、「航空機産業戦略」で掲げられたボリュームゾーンへの参画を見据え、福島県においては、全国第 2 位の航空機用エンジン部品等出荷額を有する強みも活用し、既存の航空機サプライヤーの競争力強化のみならず、航空機産業に挑

戦する地元企業や進出企業の設備投資や海外市場を含めた販路開拓、人材確保・育成等を戦略的に推進することで、航空機産業分野の中心地である浜通り地域等への更なる産業の集積を目指す。

また、宇宙産業については、近年、浜通り地域に宇宙スタートアップが集積しつつある状況であり、地元企業や進出企業が国際競争や企業間競争を勝ち残り、サプライチェーンを構築・強靱化することが重要である。このような福島を含む地域企業によるロケットや衛星といった宇宙産業への貢献と、それを通じた地域経済の発展の好循環を目指す。

#### オ ICT 関連産業の集積に係る取組の推進

福島県が設置した ICT の専門大学である会津大学の強みをいかし、AI、IoT 等のデジタル化を担う ICT 人材の育成を推進するとともに、デジタル田園都市国家構想等の実現に向けた取組等 ICT 関連産業の集積による更なる雇用の拡大及び ICT 技術を活用した新産業の創出を目指す。

#### カ 福島再生・未来志向プロジェクトに係る取組の推進

福島県内の地元のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素、資源循環、自然共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」の取組を進める。

令和 2 年 8 月に福島県と環境省の間で締結された「福島の復興に向けた未来志向の環境施策の推進に関する連携協力協定」を継続するとともに、本協定に基づき、「ふくしまグリーン復興構想」に基づく取組や復興と共に進める地球温暖化対策等、未来志向の環境施策を引き続き推進していく。

特に、2050 年までに脱炭素社会の実現を目指すとの政府方針や福島県 2050 年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、関係省庁、関係機関が連携し、経済と環境の好循環を実現する取組を推進する。

### 3 新産業創出等研究開発基本計画の策定

人口減少やそれに伴う社会・経済面の影響への対応等福島浜通り地域等の課題は、将来の東北や日本、世界に共通する課題とも言えるものであり、その対策は、単に震災以前の状態に戻すことを企図するのではなく、「創造的復興」の理念に基づき、福島において、

イノベーション等を通じた持続可能な新しい地域社会モデルを実現し、これを世界に示していくことを目指すべきである。

そのためには、原子力災害からの復興・再生を起点として、世界共通の課題解決を実現するという観点が必要であり、先例にとらわれることなく、新たに技術・手法を融合させ、新たな領域での研究開発等を進めることや、規制緩和やデジタルの活用といった新たなチャレンジにも積極的に取り組むこと等、大胆な発想で取組を推進する。そうした取組が、福島を始め被災地の夢や希望につながり、世界への貢献につながるものと考えられる。

このような状況を踏まえ、国として、福島における研究開発等を総合的かつ計画的に推進し、原子力災害からの福島の復興及び再生を実現するため、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第54号）に基づき、国において、本方針に即して福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等の推進に関する基本的な計画（以下「新産業創出等研究開発基本計画」という。）を令和4年8月26日に策定した。

本計画については、科学技術の進展やF-REIの成果や取組の実施状況等を踏まえて見直しを行う。

## 4 福島国際研究教育機構に関する施策

### （1）基本的な考え方

F-REIは、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を<sup>けんいん</sup>牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものとする。F-REIの長期・安定的な運営の確保を図るべく、政府を挙げて必要な予算を確保するとともに、研究成果の還元等を軸とした好循環の創出による外部資金の獲得等にも積極的に取り組む。

F-REIは、福島を始め東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。このため、国内外から優秀な研究者が参画する研究環境の下で、自然科学及び社会科学の枠を越えて新たな技術や手法を分野横断的・学際的に融合させること等により、世界最先端の研究開発の実現を目指す。

F-REIは、福島や世界の課題解決を現実のものとするため、研究開発を行うのみならず、研究成果の社会実装・産業化や人材育成についてもその主要な業務として行う。オープンイノベーションの鍵となる緊密な産学官連携体制の構築や、幅広い人材育成、さらには、

研究成果の活用等におけるまちづくりとの連携等、研究が研究だけで終わることなく、真に社会実装を視野に入れたイノベーションエコシステムの構築を目指すものとする。

F-REI は、理事長のリーダーシップ等により機構内で行われる研究開発等の一体性を確保するとともに、協議会<sup>61</sup>を設置・運営するなど、福島に既に立地している研究施設等の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割を持つ。

F-REI は、役員や研究者・専門技術者等に係る国際水準の処遇・人事制度に加え、最先端の研究を支える研究設備や十分な研究資金、若者や女性等の研究者が活躍できる環境等を備える。また、企業との共同研究や施設の外部利用の推進、産学連携等の専門的業務に係る外部委託の効果的な活用等、民間の能力・資金の活用につながる柔軟な業務運営を行う。

F-REI は、研究開発等の推進に当たって、未利用地<sup>62</sup>や、未利用地等を有効活用して整備した社会実証・実装フィールド等を最大限活用するとともに、関係機関と連携して研究開発や産業化に関する規制改革を積極的に推進する。

F-REI の活動に参画する国内外の大学、研究機関、企業等の研究人材等を居住や滞在の形で立地地域や周辺の福島浜通り地域等（以下「立地地域等」という。）に集積するためには、住まい、教育・子育て、医療を始めとする生活環境の充実が重要であり、福島県及び市町村が取り組むまちづくりと緊密に連携して、F-REI の施設整備を進める。また、F-REI が立地地域等の復興・再生に貢献し、地元に着定して親しまれる存在になるよう、F-REI における研究開発の成果の立地地域等への還元・実装等を通じ、産業の集積、人材育成を図るとともに、帰還者と移住者が研究人材等と共存して生きがいを感じながら生活していける新たなライフスタイルの実現や地域アイデンティティの再構築にも寄与することを目指す。

F-REI は、立地地域等における、多様な主体との連携のための組織・枠組みを活用するなどして、立地地域等が描く将来像の実現にも貢献するよう取り組む。

## （２）F-REI の機能

### ア 研究開発機能

F-REI で実施する研究開発は、福島における新たな産業の創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化により福島を始め東北の復興を前進させるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の実現等世界共通の課題の解決をも目指す。

<sup>61</sup> 機構、福島県知事、大学その他の研究機関等から構成される新産業創出等研究開発協議会。

<sup>62</sup> 東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により未利用となっている土地。

他にはない新規性や特徴、我が国の科学技術力・産業競争力の強化や被災地・世界の課題解決への貢献等の観点も踏まえ、福島浜通り地域等に整備する研究施設や、実証フィールド等において、以下の内容を基本に取り組んでいく。

① ロボット

廃炉作業の着実な推進を支え、災害現場等の過酷環境下や人手不足の産業現場等でも対応可能な、高い専門性・信頼性を必要とする作業を遠隔で実現する遠隔操作ロボットやドローンの開発、福島ロボットテストフィールドの活用等を通じて、性能評価手法の開発や海外機関等との連携の推進等に取り組む。

② 農林水産業

農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けて、労働力不足に対応した生産自動化システム等の実証推進、有用資源の探索・活用のため、大学・企業等が利用可能な共用基盤を提供し、企業ニーズに応じた試験栽培等の展開等に取り組む。

③ エネルギー

福島浜通り地域等を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地とするため、水素利用と再生可能エネルギー利用の最適なバランスを確立し、地産地消で面的に最大限活用する水素エネルギーネットワークの構築・実証、未利用地等を活用した世界最先端のネガティブエミッション技術（植物等による二酸化炭素の固定化等）の実証・実装の推進等に取り組む。

④ 放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用

オール・ジャパンの研究推進体制の構築と放射線科学に関する基礎基盤研究や放射性同位元素（RI）の先端的な医療利用・創薬技術開発及び放射線産業利用を実現するため、アルファ線放出核種等を用いた新たな RI 医薬品の開発等世界最先端の研究開発の一体的な推進、自動車、航空機体、風力発電ブレード等の大型部品等を丸ごと計測し、効率的にデジタル化・モデル化して活用する技術の開発等に取り組む。

⑤ 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信

自然科学と社会科学の研究成果等の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、さらには風評払拭等にも貢献するため、放射性物質の環境動態を解明・発信するとともに、国際機関との連携等により福島復興に関して調査・研究・情報発信等に取り組む。

イ 産業化機能

F-REI における研究開発を、福島を始め東北の復興に結び付けるためには、広く企業や関係機関を巻き込みながら、実用化や新産業創出に着実に繋げていく必要がある。このため、産業化を F-REI のミッションとして明確に位置付け、産業化のために必要な内部体制及び機能を整備する。また、国や地方公共団体が取り組む産業化施策と緊密に連携を図るほか、産業創出の分野で活動する外部の機関・関係者の知見を活用するための連携等を積極的に行う。

## ウ 人材育成機能

先端的な研究開発の実施に不可欠な研究人材の育成・確保を図る観点から、連携大学院制度を活用した大学院生への研究指導・人材育成を進める。あわせて、地域の未来を担う若者世代や、企業の専門人材等を主な対象とした人材育成の取組を進める。初等教育、中等教育、そして高等教育につながる連続的な人材育成を行う観点から、例えば、F-REI や連携する大学・研究機関等の研究者による地元の小中学校や高校等への出前授業等を行うとともに、実証フィールドを活用した体験学習会や競技会等を行うことで、小中高校生等が先端的な研究・学術分野に触れる多様な機会を設ける。

これらの取組の実施に当たっては、クロスアポイントメント等により、他の研究機関等に所属する最先端人材の参画も得て、研究開発や実証等を担う次世代人材の集積・育成を図るとともに、地元の産業界・地方公共団体・大学・高等専門学校等と連携し、産官学一体となって人材育成を推進する。

## エ 司令塔機能

F-REI は、新産業創出等研究開発基本計画において、福島における新たな産業の創出等に資する研究開発等において中核的な役割を担うこととされ、当該研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県知事や大学その他の研究機関、関係行政機関、福島の関係市町村等の参画の下、協議会を組織し、研究開発における役割分担の明確化や重複の排除等により、福島全体で最適な研究開発体制を構築するなど、既存施設等の取組に横串を刺す司令塔としての機能を最大限に発揮する。

# (3) F-REI の組織・運営

## ア F-REI の組織



F-REI は、福島における新たな産業の創出等に資する取組を総合的かつ計画的に推進するために策定される新産業創出等研究開発基本計画の中核的な主体として、同計画に即して国が定める中期目標を受けて中期計画を策定した。中期目標の下、省庁の縦割を排した総合的かつ安定的な支援体制や高度な研究開発等の知見とマネジメント能力を有する理事長を中心としたガバナンスの下で、5分野において分野横断的・融合的に研究開発を行うことに加え、産業化・人材育成までの幅広い業務を的確に推進する。

#### イ 研究人材の確保と研究環境の整備

F-REI は、国内外の優秀な研究者を確保するため、研究者にとって魅力的な、他にはない特色のある研究テーマに最大限取り組む。

国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性を考慮し、成果や能力に応じて柔軟に設定した給与等の水準や、安心して研究開発等に取り組むことができる研究環境の整備等をもって処遇することにより、国内外に誇れる研究活動を推進する。

新設組織であるメリットや業績評価の仕組み等を活用して、研究職等において、先例にとらわれず、若手や女性の積極的な登用を図る。また、海外大学や民間企業等と連携した若手育成プログラムの導入等、将来のキャリアパスに有利な人材育成体制の構築等を推進し、将来性のある若手・女性研究者が活躍しやすい魅力ある研究環境の整備を図る。

#### ウ 財源措置等

国内外に誇れる研究開発を実施し、その研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成を実施する F-REI は、福島の創造的復興に不可欠な拠点となることから、F-REI が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）設置中は復興財源等で必要な予算を確保するとともに、復興特会終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進める。

また、F-REI は、寄附金の受入れ、共同研究の推進、事業収入の確保、研究成果の活用実績や地域再生への貢献等をわかりやすく説明すること等を通じた地域の幅広い主体と連携した取組等を活用して、財源の確保に取り組む。

#### (4) 今後の取組

令和5年4月の設立以来、F-REIは、我が国や世界の抱える課題、地域の現状等を勘案し、その実施において福島の特長性を発揮できる5つの分野を基本とした研究開発を推進するとともに、その研究開発成果の産業化やこれを担う人材の育成・確保にも取り組んでいる。

F-REIの第一期中期目標期間においては、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととし、F-REIの施設が整備され、その活動が本格的に軌道に乗ることが見込まれる第二期中期目標期間を見据えながら、第一期にあっても、たゆむことなく復興に貢献できるよう、取組を進める。

その際、国内外への情報発信や広報活動等を積極的に行うことに加え、福島復興・再生の推進を図る観点から、施設整備前であっても可能な限り県内で活動するとともに、研究開発の特性に応じて、実証フィールド等の活用や県内外の様々な主体との連携を適切に行い、F-REI設置の効果が広域的に波及するよう取組を進めることに留意する。

F-REIの施設整備については、国が「福島国際研究教育機構の施設基本計画」を踏まえた敷地造成や建物の設計を進めており、令和7年度には敷地造成の工事に本格的に着手している。今後は、F-REIが着実に業務を本格実施できるよう、各種工事等を着実に推進することで、令和12年度までの順次供用開始を目指し、また、本部施設棟の令和10年度完成を目指す等、可能な限りの前倒しを図る。

## 第9 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

### (1) 東日本大震災復興特別区域法に基づく施策との連携

被災から14年余りが経過し、地域ごと復興の状況に違いがある中、福島県では、避難解除等区域を始めとして原子力災害からの復興・再生に向けた取組が本格的に始まっているところである。福島県の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、各種施策の密接な連携の下、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行うことが必要である。

このため、法に基づき、福島県及び県内市町村は、帰還・移住等環境整備交付金の交付を受けるための帰還・移住等環境整備事業計画の作成等を行うことができることとしている。また、福島県及び県内の全市町村は、復興特区法に基づき、地域の自主性をいかした復興の推進のための取組として、個別の規制・手続の特例や利子補給金制度の適用等を受けるための復興推進計画<sup>63</sup>や、土地利用再編を図りながら復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めるための復興整備計画を作成することができる。

このように、福島においては、法と復興特区法の二つの法律に基づく計画制度を活用することができることとしており、これらの計画は、それぞれ本方針又は復興特別区域基本方針に即して作成するものとされている。したがって、こうした取組が整合的なものとなるよう、国において調和のとれた基本方針を示すとともに、福島県及び県内市町村が連携して、それぞれの法律の趣旨に基づき、各法律の特例、措置等を十分に活用できるよう柔軟な対応と適切な助言を行う。

また、国においては、地震、津波被害や原子力災害からの福島の復興及び再生が一体的かつ途切れなく行われるよう、各種の計画の迅速な認定等適切な配慮を行うものとする。

なお、福島復興再生計画と復興推進計画の具体的な記載の方法については、福島復興再生計画における記載事項のどの部分が各計画に該当するのかが明確になっており、それぞれの法律に基づく要件を満たすものであれば、福島県の自主性、自立性を尊重し、複数の計画を一体的に記述することや添付資料の省略等について柔軟に対応する。

### (2) 原子力災害に係る紛争について法テラスの活用

日本司法支援センター（法テラス）は、福島の原子力災害の被災者に対し、問合せ内容

<sup>63</sup> 課税の特例については、東日本大震災からの復興の状況を勘案して産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な区域として復興特区法第37条第1項の政令で定める市町村（福島県内においては、沿岸部等の15市町村）に該当する復興産業集積区域の区域内が対象となる。

に応じて法制度・相談窓口等の情報を無料で提供するほか、一定の要件を満たす場合には、無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替え等の適切な援助を実施する。

### （３）子ども被災者支援法に基づく施策との連携

東京電力福島第一原子力発電所の事故の被災者の生活支援等に関する施策については、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号。以下「子ども被災者支援法」という。）第 5 条の規定に基づく基本方針に基づいて推進している。当該基本方針については、被災者が自ら居を定め、安心して自立した生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、平成 27 年 8 月に改定している。政府としては、当該基本方針に基づき、公営住宅への入居の円滑化の支援、避難先での生活支援を行う NPO への支援等を行う地方公共団体の取組への支援等を通じ、被災者がそれぞれの事情に応じた生活再建を果たすよう支援を行ってきたところである。引き続き、法に基づく施策と子ども被災者支援法に基づく施策とがあいまって、被災者がいずれの地域においても安心して自立した生活を営むことができるよう、政府として適切に対応していく。

## 第10 その他福島復興及び再生に関する基本的な事項

### 1 福島復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

福島復興及び再生に当たって、国は、第1から第9までに加えて、更に以下の取組を行う。

なお、原子力損害賠償について、国は、原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿い、被害の実態に見合った必要十分な賠償の円滑な実施に向けて、引き続き必要な対応を行う。また、ALPS 処理水の処分については、東京電力に緊張感を持った対応を求めていくとともに、政府全体として風評対策及びなりわい継続支援にも徹底的に取り組み、被害が生じた場合には適切に賠償を行うことを指導していく。また、東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故から14年余りが経過したが、東京電力は、最後の一人まで賠償を貫徹するべく、時効完成後も一律に賠償請求を断らず、柔軟に対応する旨を表明している。国は、個々の事情に十分に配慮して被災者に寄り添った適切な賠償が行われるよう、東京電力を指導するとともに、広報やきめ細かい相談対応等必要な取組を行う。

また、東京電力は、事故の当事者としての責任に鑑み、福島復興及び再生に対して貢献を続けていくことが求められる。東京電力に対しては、従来の取組をより充実させるとともに、復興拠点等の整備やまちづくり会社による取組への人的貢献、官民合同チームによる営農再開や生きがい創出への支援等の取組への人的・資金的貢献を行うよう求めている。

#### (1) 生活の安定を図るための措置

福島復興及び再生に当たり、地域の産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備、廃炉・汚染水・処理水対策に加えて、雇用の安定を含めた生活の安定の確保が重要である。

具体的には、避難指示区域から避難している方々及び福島への帰還・就職を希望する方々について、福島県内への帰還・就職の促進を図ることが極めて重要であり、生活の安定に資するものである。そのため、国は、全国ネットのハローワークを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援や、新しい仕事に就くために必要な技能や知識を身に付けるための公的職業訓練の実施等により、雇用の安定を確保する。また、長期的安定雇用の創出による本格的な雇用復興を図る観点から、将来的に福島で産業の中核となることが期待される事業又は雇用のミスマッチが生じている分野で産業政策の対象となっている事業を実施する事業所に対し、雇用創出のための基金による産業政策と一体と

なった雇用面での支援を行う。

さらに、公営住宅の供給等の居住の安定の確保のほか、路線バスを始めとする地域公共交通の維持・確保、高齢者の巡回訪問による生活支援等、様々な側面から生活の安定を図るために必要な措置を講ずる。その際、避難解除等区域を有する地方公共団体及び避難している住民を受け入れている地方公共団体並びに帰還町村の負担の軽減に十分配慮する。

また、第9（3）のとおり、子ども被災者支援法に基づく施策との連携を図る。

## （2）住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置

ふるさとを離れて避難生活をしている被災者に対して、円滑な帰還や生活再建等を支援するため、見守りや相談支援、コミュニティ形成支援、高齢者等の日常生活サポート、住宅・生活再建に向けた相談対応、避難先での生活支援を行う NPO 等への支援等を行う。

また、先に帰還した住民の生活状況について、住民による SNS 等を通じた生活状況の発信等も参考にしつつ、避難者等への情報発信の促進を図る。

さらに、放射線に係る健康影響に対する不安の軽減につながるよう、福島県内外の住民や福島県外に避難された住民を対象としたセミナーや個別相談会の実施、住民を身近で支える相談員や地方公共団体職員の活動を支援する取組を充実させる。

イノシシ等の鳥獣による被害については、人里への出没が増加し、家屋に侵入するなどの被害が発生しており、また、農業生産活動等の人為活動の停滞、狩猟者の他市町村への避難等により、狩猟や有害鳥獣対策の実施が難しい状況となっており、特に帰還困難区域での対策実施はより困難となっている。

これらの野生鳥獣をこのまま放置すれば、住民の帰還準備や帰還後の生活、地域経済の再建に大きな支障が生じるおそれがあることから、国、県及び市町村が連携して野生鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置等の対策を進めており、今後も、野生鳥獣による生活環境被害、農林水産業被害等を抑えて、住民の帰還が円滑に進むよう、また、移住等の促進にも資するよう、それぞれの地域の実情に即したイノシシ排除に向けた取組等の鳥獣害対策に継続して取り組む。

避難指示・避難解除区域市町村への住民の円滑な帰還及び移住等の促進に向けて、住民等が日常生活を安心して送ることができるよう、避難指示・解除区域市町村における買い物、通院、通学等の生活の利便性の向上を図るため、国は復興の進展に合わせ、交通事業者の安定的な事業運営が可能となるよう配慮しながら、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組を支援する。

ふるさとの復興に対する認識と帰還の意欲を喚起するため、地域の伝統や文化の維持と次世代への継承を図るとともに、被災した文化財や歴史的建造物等の復旧を進める。

避難者の安全と安心を確保するため、関係地方公共団体と緊密に連携し、地方公共団体や地域住民による自主的な取組と有機的に連携を図りつつ、パトロール活動、防犯情報の提供等の施策を実施する。また、避難者の円滑な帰還の促進に向けて、避難解除区域の防犯対策に継続して取り組む。

### （３）保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置

法において、国は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合においては、保健、医療及び福祉にわたる措置を総合的に講ずるため必要な法制上又は財政上その他の措置を講ずるものとされている。

国は、福島県民の健康状態の把握とその結果の記録及び放射線に係る健康影響に対する不安の払拭のため、福島県と連携し、福島県が実施する県民健康調査による検査結果やその評価について継続的に確認を行う。

また、万一、被ばくに起因する健康被害が認められた場合には、本人の実質的な負担なく、所要の医療を受けることができることとし、そのために必要な法制上及び財政上の措置の内容について、他例を参考にしつつ、福島の住民に寄り添い、福島県や関係市町村と十分かつ丁寧に協議しつつ、検討を進める。

### （４）再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置

福島はこれまで、首都圏等へのエネルギーの主要な供給拠点としての役割を果たしてきた。福島県はその復興計画において原子力に依存しない社会を目指すこととしており、新たな産業・雇用の受皿も求められる。福島県が、新たなエネルギー源の開発・導入等を進め、再生可能エネルギーの「先駆けの地」となるためには、財政上の措置も必要であり、再生可能エネルギーの利用の促進、再生可能エネルギーの開発及び導入のために必要な措置並びにエネルギーの多様化のために必要な措置を国が講じていくことが求められる。また、これまで進めてきた個性的で活力に満ちた地域の振興がその土台から破壊された中、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響からの回復と復興を図る新たな施策が不可欠であり、そのための財政上の措置についても全力で取り組んでいく必要がある。

このため、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策として、再生可能エネルギーの導入拡大、研究開発、実証等を通じた産業創造の取組や、再生可能エネルギーを活用した地域のレジリエンス強化に資する分散型エネルギーシステム、水素社会のモデル構築に向けた取組の導入等の促進を着実に進める。

## (5) 東日本大震災からの復興のための財政上の措置の活用

復興庁は、原子力災害からの福島復興及び再生の円滑かつ迅速な推進を図るために関係行政機関が講ずる施策について総合調整を行うとともに、福島復興及び再生のために必要な予算を一括して要求し、確保する。その際、本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を確保する。また、東日本大震災からの復興のための財政上の措置が地方公共団体にとって使い勝手がよいものとなるよう十分配慮する。

復興庁は、原子力災害からの福島復興及び再生に関する事業に関し、関係地方公共団体からの要望を一元的に受理するとともに、関係地方公共団体の求めに応じて、政府全体の見地から、情報の提供、助言その他必要な協力を行う。その際、復興庁は、各種計画の作成を含め、必要なバックアップを行うとともに、福島県及び県内市町村がその創意工夫を発揮して事業を実施することができるよう十分に配慮するものとする。

また、福島における原子力災害からの復興及び再生を総合的かつ効率的に進めていく観点から、本方針に記された各種の措置では対応できない新たな措置の必要性が生じた場合には、財政上の措置も含めて、必要な措置について検討を行うこととする。

## (6) 住民の健康を守るための基金等に係る財政上の措置等

原子力災害からの福島復興及び再生においては、国は、農林水産業や観光業を始めとする各種産業の風評被害対策、住民の健康上の不安への対応等幅広い施策について、福島県及び県内市町村の取組を進めていく必要があり、そのためには、地域に密着した自主的かつきめ細かい取組のサポートや、長期的なサポートを弾力的に可能とする財政上の仕組みが重要となる。

国は、健康不安の解消に資する取組、震災後の生活習慣変化による健康影響への取組及び被災地域における地域医療再生への取組に対する支援を強化し、こどもを始めとする住民の健康を守る取組を持続的かつ着実に推進する。

福島県は、こどもを始めとする住民の健康面の不安を解消し、長期にわたり住民の健康を確保するために必要な事業を実施することを目的として、福島県が設置した基金を活用することができる。

国は、福島の地方公共団体が原子力災害からの復興及び再生に関する施策を実施するため、福島の地方公共団体が設置する原子力災害からの復興及び再生の基金の状況について継続的にフォローアップし、その状況を踏まえて必要となる場合には、所要の予算プロセスを経て適切に財政措置を講ずる。



## (7) 「新しい東北」の創造

被災地は、震災以前から人口減少や産業空洞化といった、全国の地域にも共通する中長期的な課題を顕著に抱えており、言わば我が国の「課題先進地」である。今後の復興・創生に当たっては、インフラや住宅の復旧にとどまらず、まちに人が戻り、さらには被災地外からも多くの人々が訪問し、あるいは移り住むような、魅力あふれる地域を創造することを目指す。

これまで、国・地方公共団体のみならず、企業・大学・NPO等、民間の人材やノウハウを最大限活用しながら、被災地において全国モデルとなる先進的な地域課題の解決に向けた取組を推進してきたところであり、今後は様々な主体による先進的な取組について、より一層の情報発信を進めるとともに、各種の取組で蓄積したノウハウ等について、被災地内外での普及・展開を図る。

## (8) 復興の姿と震災の記憶・教訓

令和3年に開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、「復興五輪」として、世界各国等からのこれまでの支援に対する感謝の思いと、東日本大震災からの復興を成し遂げつつある被災地の姿を世界に発信した。同大会での取組の成果が継承・共有され、被災地の復興にもいかされることが重要であり、今後とも機会を捉えながら、被災地の更なる復興を後押ししていく。特に2025年大阪・関西万博において、テーマウィーク復興関連期間での「復興のストーリー」等の展示や会期中のデジタルモニュメント「成長する「奇跡の一本松」」の設置等により、東日本大震災という逆境をばねに「よりよい復興 (Build Back Better)」を目指して被災地が力強く立ち上がり、復興を成し遂げつつある姿やその魅力について世界に発信した。

また、津波被害や原子力災害によって福島にもたらされた深刻な事態の記憶と教訓を決して風化させることなく、国内外に福島の復興及び再生の姿を発信していくことが重要である。東日本大震災・復興記録の収集、整理、保存等を行うとともに、福島県との連携の下、国営追悼・祈念施設の整備を引き続き進め、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、当該震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信に取り組む。加えて、福島県が整備する福島県復興祈念公園を支援する。

さらに、未曾有の複合災害の記録と教訓を、国や世代を超えて継承・発信する拠点として、東日本大震災・原子力災害伝承館<sup>64</sup>を核として、交流拡大・情報発信を図っていく。

---

<sup>64</sup> 福島県が福島再生加速化交付金を活用して双葉町に整備。令和2年9月より開館・運営し、令和7年8月24日に来館者数40万人を突破。

これらの施設や被災各地の追悼施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、情報発信すること等により、東日本大震災の教訓への理解を深め、防災力の向上を図る。

## 2 国、福島県及び県内市町村の間の連携並びに推進体制等

福島の復興及び再生のための取組は、国と福島県、県内市町村の三者を中心とする関係者が一体感を持ちながら適切に実施する必要がある。施策を講ずるに当たっては、福島県及び県内市町村の意見が十分に反映されるよう、課題解決に向けた協働体制を整え、個々の事情に即した現実的かつ円滑な復興を進めるとともに、被災者に寄り添うという基本姿勢を職員一人一人に徹底する。

また、被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業・生業<sup>なりわい</sup>の再生や「新しい東北」の創造等、福島の復興及び再生のために、行政・企業・NPOやボランティア等多様な主体が連携してきめ細かく取り組むことが必要である。

福島県及び県内市町村においては、原子力災害への対応等により事務負担が増大しており、引き続き人材面での支援が必要である。国は、福島県及び県内市町村の要望を踏まえつつ、引き続き、全国の地方公共団体や国、独立行政法人からの職員派遣の充実等に取り組むとともに復旧・復興業務に携わる任期付職員の採用を支援するなど福島県及び県内市町村の必要な体制の確保に必要な財政支援等の措置を講ずる。また、避難指示解除後の本格復興の推進等により業務が増加すると見込まれる地方公共団体については、必要な措置や自主的な定員管理の取組について引き続き配慮する。

法において、福島の復興及び再生に向けた施策等が福島県及び県内の関係市町村等の意向を十分に踏まえたものとするために設置された原子力災害からの福島復興再生協議会においては、住民及び地方公共団体に対する施策、地域経済の活性化のための施策等の課題について検討を行い、協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重する。また、国は、協議会において構成員から要望がなされた事項について、誠実に回答を行うものとする。

別表 福島復興再生計画の制度において活用することができる規制の特例

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目名                            | 商品等需要開拓事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 措置区分                           | 法律                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項              | 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第 40 条第 1 項、第 2 項、第 41 条の 2 第 1 項、第 7 項、第 76 条第 2 項、商標法施行令（昭和 35 年政令第 19 号）第 4 条第 1 項、第 2 項、第 5 条第 1 項、第 2 項、特許法等関係手数料令（昭和 35 年政令第 20 号）第 4 条第 2 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定                | <p>商標登録出願をする者は、手数料として、1 件につき 3,400 円に 1 区分につき 8,600 円を加えた額を（商標法第 76 条第 2 項、特許法等関係手数料令第 4 条第 2 項）、商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、1 件ごとに、32,900 円に区分の数に乗じて得た額を（商標法第 40 条第 1 項、商標法施行令第 4 条第 1 項）、商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、1 件ごとに、43,600 円に区分の数に乗じて得た額を（商標法第 40 条第 2 項、商標法施行令第 4 条第 2 項）納付しなければならない。</p> <p>商標権の設定の登録の登録料を分割して納付する者は、1 件ごとに、17,200 円に区分の数に乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間満了前 5 年までに、1 件ごとに、17,200 円に区分の数に乗じて得た額を（商標法第 41 条の 2 第 1 項、商標法施行令第 5 条第 1 項）、商標権の存続期間の更新登録の登録料を分割して納付する者は、登録料として、1 件ごとに、22,800 円に区分の数に乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前 5 年までに、1 件ごとに、22,800 円に区分の数に乗じて得た額を（商標法第 41 条の 2 第 7 項、商標法施行令第 5 条第 2 項）納付しなければならない。</p> |
| 当該事業を定めた計画が認定を受けた場合の特例の内容      | 特許庁長官は、当該商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、商標登録出願の手数料及び登録料の 2 分の 1 に相当する額を軽減することができる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 当該事業を定めた計画認定に向けた関係行政機関の長の同意の要件 | 福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であること、商品等需要開拓事業が福島の地域の魅力の増進に資するものであること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 当該事業を定めた計画の申請に伴い必要となる手続        | 特になし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目名                            | 新品種育成事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 措置区分                           | 法律                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項              | 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 6 条第 1 項、第 45 条第 1 項、種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）第 8 条第 1 項、第 19 条第 1 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定                | 品種登録を受けようとする者は、出願料として、1 件につき 14,000 円（第 6 条第 1 項、種苗法施行規則第 8 条第 1 項）を、品種登録により発生する育成者権を有する者は、育成者権を維持するためには、存続期間の満了までの各年について、登録料として、1 件ごとに、省令で定める額（第 1 年～第 9 年毎年 4,500 円、第 10 年～第 30 年毎年 30,000 円）を納付しなければならない。なお、令和 4 年 3 月 31 日までに出願された品種の登録料については、従前の例によるものとする（令和 2 年改正法附則第 5 条）、令和 4 年 3 月 31 日までに出願された品種の育成者権者は、存続期間の満了までの各年について、登録料として、1 件ごとに、省令で定める額（第 1 年～第 3 年毎年 6,000 円、第 4 年～第 6 年毎年 9,000 円、第 7 年～第 9 年毎年 18,000 円、第 10 年～第 30 年毎年 36,000 円）を納付しなければならない。 |
| 当該事業を定めた計画が認定を受けた場合の特例の内容      | 農林水産大臣は、当該新品種育成事業の成果に係る新品種について、出願料及び登録料（第 1 年分から第 6 年分までの各年分）の 4 分の 3 に相当する額を軽減することができる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 当該事業を定めた計画認定に向けた関係行政機関の長の同意の要件 | 新品種育成事業の成果に係る新品種の種苗又は当該種苗を用いることにより得られる収穫物が福島において生産されることが見込まれること、新品種育成事業が福島の地域の魅力の増進に資するものであること、新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して 2 年以内にその成果に係る新品種について新品種登録出願される可能性が十分に認められること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 当該事業を定めた計画の申請に伴い必要となる手続        | 当該新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を記載した書類を添付して申請を行わなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|                   |                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目名               | 地熱資源開発事業                                                                                                                                                                                                               |
| 措置区分              | 法律                                                                                                                                                                                                                     |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条、第 6 条、第 10 条の 2、第 25 条、第 25 条の 2、第 26 条、第 26 条の 2、第 32 条、第 34 条、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 3 条第 1 項、第 11 条第 1 項、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 10 条第 6 項、第 20 条第 3 項、第 33 条第 1 項、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | 号) 第2条の2、第2条の6第1項、第4項、第9条第2項、第27条の15、第27条の19第1項、第4項、第27条の12の13、第27条の27第3項、第4項、第48条第1項、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)第8条第1項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | <p><b>【森林法】</b></p> <p>都道府県知事は、必要と認めるときは地域森林計画を変更することができ、その際には当該変更の案をおおむね30日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。(第5条、第6条)</p> <p>農林水産大臣は、特定の目的(民有林にあっては、水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備に限る。)を達成するために必要があるときは、国有林又は重要流域に存する民有林を保安林として指定・解除することができる。農林水産大臣又は都道府県知事は、保安林の指定・解除の案をあらかじめ告示した日から40日を経過した後でなければ、当該指定・解除をすることができない。(第25条、第25条の2、第26条、第26条の2、第32条)</p> <p>地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を得なければならない。(第10条の2)</p> <p>保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立木の伐採等をしてはならない。(第34条)</p> <p><b>【温泉法】</b></p> <p>温泉を湧出させる目的で掘削しようとする者は、都道府県知事の許可を得なければならない。(第3条第1項)</p> <p>温泉の湧出路を増掘し、又は温泉の湧出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、都道府県知事の許可を得なければならない。(第11条第1項)</p> <p><b>【自然公園法】</b></p> <p>国立公園事業者が事業を変更しようとするときは、公共団体にあっては環境大臣に協議、国及び公共団体以外の者にあっては環境大臣の認可を得なければならない。(第10条第6項)</p> <p>特別地域内においては、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、工作物の新築、土石の採取等の行為をしてはならない。(第20条第3項)</p> <p>普通地域内において、工作物の新築等の行為を行おうとする者は、国立公園にあっては環境大臣に対し、国定公園にあっては都道府県知事に対し届け出なければならない。(第33条第1項)</p> |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p><b>【電気事業法】</b></p> <p>小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。(第2条の2)</p> <p>小売電気事業者は、小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。(第2条の6第1項)</p> <p>小売電気事業者は、氏名、主たる事務所の所在地等を変更しようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。(第2条の6第4項)</p> <p>一般送配電事業者、配電事業者は、電気工作物の変更をしようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。(第9条第2項、第27条の12の13)</p> <p>特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により小売供給を行おうとするときは、経済産業大臣の登録を受けなければならない。(第27条の15)</p> <p>登録特定送配電事業者は、小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。(第27条の19第1項)</p> <p>登録特定送配電事業者は、氏名、主たる事務所の所在地等の変更があったときは、経済産業大臣に届け出なければならない。(第27条の19第4項)</p> <p>発電事業者は、発電事業の用に供する電気工作物に関する事項を変更しようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。(第27条の27第3項)</p> <p>発電事業者は、経済産業大臣への届出事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。(第27条の27第4項)</p> <p>事業用電気工作物の設置又は変更の工事をしようとする者は、工事の計画を主務大臣に届け出なければならない。(第48条第1項)</p> <p><b>【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法】</b></p> <p>新エネルギー利用等を行おうとする者は、当該新エネルギー利用等に関する計画を作成して主務大臣に提出し、適当である旨の認定を受けることができる。(第8条第1項)</p> |
| 当該事業を定めた福島復興再生計画が認 | <p>福島県知事は、地熱資源開発計画を作成することができる。</p> <p>森林法、自然公園法等の特例に係る事項を記載した地熱資源開</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定を受けた場合の特<br>例の内容                                | 発計画が必要な協議、公告・縦覧等の手続を経て公表されたときは、当該事項に係る許認可等があったものとみなす。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 当該事業を定めた福<br>島復興再生計画認定<br>に向けた関係行政機<br>関の長の同意の要件 | 福島復興再生計画に定められた地熱資源開発事業が実現不可能なものでないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 地熱資源開発計画の<br>作成に伴い必要とな<br>る手続                    | <p>福島県知事が地熱資源開発計画を作成する際の手続は、法第 67 条から第 70 条までの規定による。</p> <p>なお、同法第 68 条第 2 項に規定する農林水産大臣並びに第 69 条第 2 項に規定する経済産業大臣及び環境大臣の協議に係る同意の要件及び必要となる手続については、以下のとおりとする。</p> <p>○同意の要件</p> <p>【森林法】第 5 条関係</p> <p>森林法第 10 条の 2 第 2 項各号のいずれにも該当しないことその他の理由により当該森林計画区域の変更に係る森林の区域が森林でなくなることが妥当であることが確認されること。</p> <p>【森林法】第 25 条、第 26 条、第 26 条の 2 関係</p> <p>森林法及び関係通知に規定する要件を具備していることが確認されること。</p> <p>【自然公園法】第 10 条第 6 項関係</p> <p>「国立公園事業執行等取扱要領」第 15 の 1 に掲げる要件に適合することが確認されること。</p> <p>【自然公園法】第 20 条第 3 項関係</p> <p>工作物の新築、土石の採取等にあつては、自然公園法施行規則第 11 条の該当する項及び第 38 項に掲げる要件に適合することが確認されること。</p> <p>また、該当する国立公園の管理運営計画書等に掲げる要件に適合することが確認されること。</p> <p>【自然公園法】第 33 条第 1 項関係</p> <p>「国立公園の許可、届出等の取扱要領」第 30 の 1 の処分基準及び取扱方針に掲げる要件に適合しない（措置命令が必要な案件でない）ことが確認されること。</p> <p>【電気事業法】第 48 条第 1 項関係</p> <p>電気事業法第 47 条第 3 項各号に掲げる要件に適合していることが確認されること。</p> <p>【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法】</p> <p>新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第 8 条第 3 項各号に掲げる要件に適合することが確認されること。</p> |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>○必要となる手続</p> <p><b>【森林法】第5条関係</b><br/>申請に当たっては、当該地域森林計画の区域の変更に係る森林の区域を記載した書類を添付すること。</p> <p><b>【森林法】第25条、第26条、第26条の2関係</b><br/>申請に当たっては、指定又は解除に係る保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあっては指定施業要件を記載した書類を、森林法第26条の規定による保安林の解除に係る事項を記載しようとする場合にあっては森林法施行規則第48条第2項各号に定める書類をそれぞれ添付すること。</p> <p><b>【温泉法】第3条第1項関係</b><br/>隣接県における温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある許可を要する行為に関する事項に関する協議に当たっては、温泉法施行規則第1条第1項及び第2項に定める書類を添付すること。</p> <p><b>【温泉法】第11条第1項関係</b><br/>隣接県における温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある許可を要する行為に関する事項に関する協議に当たっては、温泉法施行規則第6条第1項及び第2項に定める書類を添付すること。</p> <p><b>【自然公園法】第10条第6項関係</b><br/>申請に当たっては、自然公園法施行規則第4条第1項、第2項及び第3項に定める書類及び図面を添付すること。</p> <p><b>【自然公園法】第20条第3項関係</b><br/>申請に当たっては、自然公園法施行規則第10条第1項、第2項及び第3項に定める書類及び図面を添付すること。</p> <p><b>【自然公園法】第33条第1項関係</b><br/>届出に当たっては、自然公園法施行規則第13条の18第1項及び第2項に定める書類及び図面を添付すること。</p> <p><b>【電気事業法】第2条の6第4項関係</b><br/>申請に当たっては、電気事業法施行規則第3条の8に定める様式第1の5（第1項）又は様式第1の6（第2項）を添付すること。</p> <p><b>【電気事業法】第9条第2項、第27条の12の13関係</b><br/>申請に当たっては、電気事業法施行規則第9条第2項若しくは第3項に定める様式第8（第1項）若しくは様式第7（第2項）</p> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>又は同規則に定めるその他の様式を添付すること。</p> <p>【電気事業法】第 27 条の 19 第 4 項関係<br/>申請に当たっては、電気事業法施行規則第 45 条の 10 に定める様式 31 の 11（第 1 項）又は様式 31 の 12（第 2 項）を添付すること。</p> <p>【電気事業法】第 27 条の 27 第 3 項、第 4 項関係<br/>申請に当たっては、電気事業法施行規則第 45 条の 19 に定める様式 31 の 18 を添付すること。</p> <p>【電気事業法】第 48 条第 1 項関係<br/>申請に当たっては、電気事業法施行規則第 66 条に定める書類を添付すること。</p> <p>【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法】<br/>申請に当たっては、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法実施要綱に定める書類を添付すること。</p> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目名               | 流通機能向上事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 措置区分              | 法律                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 3 条、第 7 条第 1 項、第 3 項、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 3 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 3 項、第 20 条、第 25 条第 1 項、第 3 項、第 35 条第 1 項、第 39 条第 1 項、第 3 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 2 項、第 4 項、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条、第 9 条第 1 項、第 3 項                                                                                                                                                                                                                     |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | <p>倉庫業を営もうとする者又は第一種貨物利用運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。（倉庫業法第 3 条、貨物利用運送事業法第 3 条第 1 項）</p> <p>第二種貨物利用運送事業又は一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。（貨物利用運送事業法第 20 条、貨物自動車運送事業法第 3 条）</p> <p>外国人等は、国土交通大臣の行う登録を受けて、船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業を営営することができる。（貨物利用運送事業第 35 条第 1 項）</p> <p>外国人等は、国土交通大臣の許可を受けて、船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を営営することができる。（貨物利用運送事業第 45 条第 1 項）</p> |

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                      | <p>倉庫業者、第一種貨物利用運送事業者又は外国人国際第一種貨物利用運送事業者が事業を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。軽微な変更をしたときは、30 日以内に、国土交通大臣に届け出なければならない。（倉庫業法第 7 条第 1 項、第 3 項、貨物利用運送事業法第 7 条第 1 項、第 3 項、第 39 条第 1 項、第 3 項）</p> <p>第二種貨物利用運送事業者、外国人国際第二種貨物利用運送事業者又は一般貨物自動車運送事業者は、事業計画及び集配事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更をしたときは、遅滞なく国土交通大臣に届け出なければならない。（貨物利用運送事業法第 25 条第 1 項、第 3 項、第 46 条第 2 項、第 4 項、貨物自動車運送事業法第 9 条第 1 項、第 3 項）</p> |
| 当該事業を定めた福島復興再生計画が認定を受けた場合の特例の内容      | 当該流通機能向上事業については、当該認定の日において、倉庫業法、貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の規定による許認可等があったものとみなす。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 当該事業を定めた福島復興再生計画認定に向けた関係行政機関の長の同意の要件 | 福島復興再生計画に定められた流通機能向上事業が福島復興再生特別措置法第 71 条第 4 項各号のいずれかに該当するものでないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 当該事業を定めた福島復興再生計画の申請に伴い必要となる手続        | <p>1. 当該流通機能向上事業の内容について、当該流通機能向上事業の実施主体として当該福島復興再生計画に定めようとする者の同意を得なければならない。</p> <p>2. 当該流通機能向上事業に関する国土交通省令で定める書類を添付して申請を行わなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|                   |                                                                                                                                                                                     |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目名               | 福島特定埠頭運営事業                                                                                                                                                                          |
| 措置区分              | 省令                                                                                                                                                                                  |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）第 17 条の 3 第 1 号ニ                                                                                                                                          |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | <p>港湾法第 54 条の 3 第 1 項に係る特定埠頭の運営の事業の認定要件として、特定<sup>ふとう</sup>埠頭の運営の事業の対象が、バルク貨物を取り扱う岸壁その他の係留施設（水深が 14 メートル以上のものに限る。）及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場の一体的な運営を含むものである旨規定している。（第 17 条の 3 第 1 号ニ）</p> |

|                                       |                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>当該事業を定めた計画が認定を受けた場合の特例の内容</p>      | <p>当該福島特定<sup>ふとう</sup>埠頭運営事業については、バルク貨物を取り扱う岸壁その他の係留施設（水深が 14 メートル以上のものに限る。）及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場に加え、これに近接する水深が 12 メートル以上の岸壁その他の係留施設及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場についても、特定<sup>ふとう</sup>埠頭として運営することができることとする。</p> |
| <p>当該事業を定めた計画認定に向けた関係行政機関の長の同意の要件</p> | <p>福島復興再生計画に定められた福島特定<sup>ふとう</sup>埠頭運営事業が実現不可能なものでないこと。</p>                                                                                                                                            |
| <p>当該事業を定めた計画の申請に伴い必要となる手続</p>        | <p>特になし。</p>                                                                                                                                                                                            |